

第1編 風水害等共通対策編

第 1 章 総 則

第 1 節 総則

1 計画の目的

この計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害、火山災害、雪害、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、林野火災及び原子力災害（以下「風水害等」という。）に対処するため、これら災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について必要な事項を定めることにより、県民の生命、身体及び財産並びに県土を風水害等の災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

震災対策編第 1 編第 1 章「2 計画の性格」に同じ。

「地震防災対策」は「風水害対策」と読み替える。

3 防災の基本理念

震災対策編第 1 編第 1 章「3 防災の基本理念」に同じ。

4 個別法に基づき地域防災計画に記載する事項

(1) 地域防災計画に記載すべき事項（法定事項）

- ・水防法第 15 条第 1 項に規定する洪水予報等の伝達方法等に関する事項
- ・活動火山対策特別措置法第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項及び第 9 条に規定する火山現象の発生及び推移に関する情報の収集等に関する事項
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条第 1 項に規定する土砂災害に関する警戒避難体制等に関する事項（※市町村地域防災計画に記載すべき事項）
- ・特定都市河川浸水被害対策法第 33 条第 1 項に規定する洪水等情報の伝達方法等に関する事項

(2) 地域防災計画の作成に当たって留意すべき事項

原子力災害対策の専門的・技術的事項については、原子力災害対策特別措置法の規定により、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとする。

(3) 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第 10 条に定める「国土強靱化基本計画」及びその基となる「国土強靱化政策大綱」の基本目標を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

<基本目標>

- ①人命の保護が最大限図られる
- ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧・復興

5 地域防災計画において重点を置くべき事項

震災対策編第1編第1章「5 地域防災計画において重点を置くべき事項」に同じ

6 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 県防災計画 山形県地域防災計画をいう。
- (2) 市町村防災計画 市町村地域防災計画をいう。
- (3) 防災関係機関 指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
- (4) 県警察 山形県警察をいう。
- (5) 法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- (6) 県災害救助法 山形県災害救助法施行細則（昭和35年県規則第4号）をいう。
施行細則
- (7) 避難指示等 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保をいう。

第2節 本県の特質と災害要因

1 自然条件

(1) 県土の概況

ア 位置及び面積

本県は、東北地方南西部に位置し、東は宮城県、南は福島県及び新潟県、北は秋田県に隣接し、西は日本海に臨んでおり、その面積は 9,323.46 平方キロメートルで、全国9位の広さをもっている。その境域は右のとおりである。

方位	地名	緯度・経度
極東	最上郡最上町大字堺田	東経 140° 38' 48"
極西	酒田市飛島	東経 139° 31' 13"
極南	米沢市大字関	北緯 37° 44' 02"
極北	酒田市飛島	北緯 39° 12' 31"

イ 地形

山形県の地形は、山地、丘陵及び盆地が南北に連なる帯状配列をしていることで特徴づけられる。

日本海側沿岸には庄内平野が広がり、その東側は出羽丘陵・朝日山地をはさんで、最上川沿いに、北から新庄、山形、米沢等の盆地が分布し、さらに、その東側の県境沿いに奥羽山脈が南北に延びている。奥羽山脈は 1,000m以上の山が多く、ここを源とする最上川水系の河川はいずれも勾配が大きいことから、各盆地には扇状地を形成している。また、庄内平野の沿岸部には、砂丘が細長く発達している。

ウ 地質

山形県は、東北日本内帯のグリーンタフ地域に含まれ、古生代及び中生代の黒色片岩やホルンフェルス等の変成岩類、中生代白亜紀から古第三紀にかけて形成された酸性火山岩類及び花崗岩類を基盤とし、新第三紀の地層が広く分布している。

新第三紀の地層は、さまざまな堆積岩類及び火山岩石類から構成され、地質構造も複雑である。

第四紀の火山活動は、珪質と安山岩質の二つの活動に分けられる。珪質の火山活動は、更新世に起こり、活動は小規模で噴出物の分布も狭い。その噴出物は、シラス及び酸性溶結凝灰岩からなり、主に新庄盆地周辺の台地を構成している。

安山岩質の火山活動は、更新世後期～完新世に起こり、蔵王山、吾妻山、月山及び鳥海山等奥羽山脈や出羽丘陵上に多数の火山を形成した。これらの火山は、成層火山若しくは複合火山であり、ほとんどが火山泥流堆積物を伴っている。

第四紀の地層は、未固結～半固結の堆積物であり、庄内平野、内陸盆地内の平地及び周辺の台地、段丘、扇状地等を構成している。

県内では、奥羽山脈及び朝日山地等の山地に囲まれた急傾斜地が多いこと等から、地すべり等の土砂災害危険箇所が県内全域に点在している。

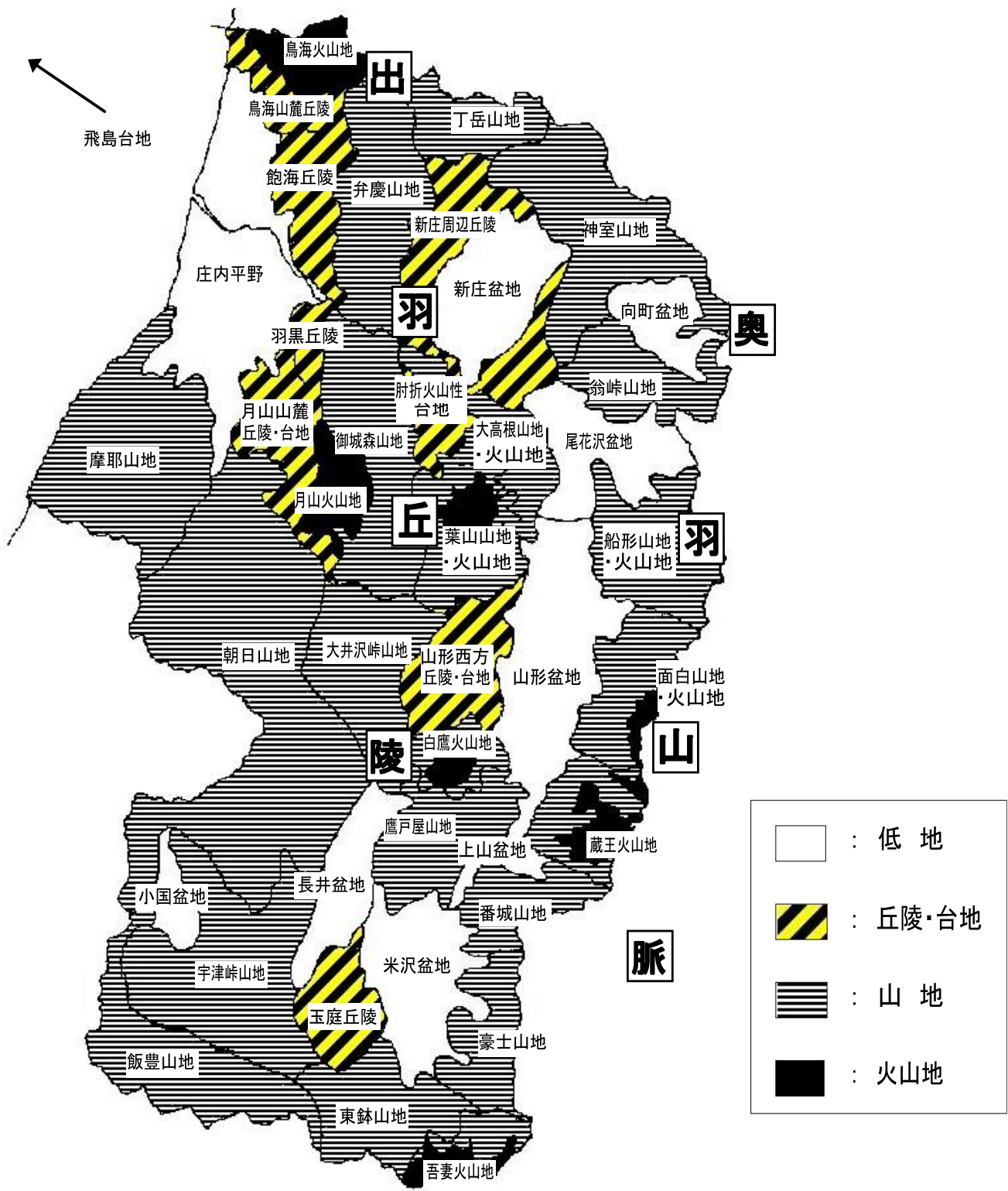
出羽丘陵では、粘土化しやすい酸性の凝灰岩を挟んだ泥岩や砂岩等が分布しており、これらを母岩とする地すべりが多数発生している。特に、新庄市西方の最上川南方域、月山西方山麓、山形盆地西方及び米沢盆地西方から小国盆地周辺にかけた地域は、地すべりが密集する地域となっている。

なお、大蔵村、戸沢村の銅山川及び角川流域には、肘折カルデラから流出したシラス様

の軽石流堆積物が分布しており、これが崩壊して地すべりを発生させている。

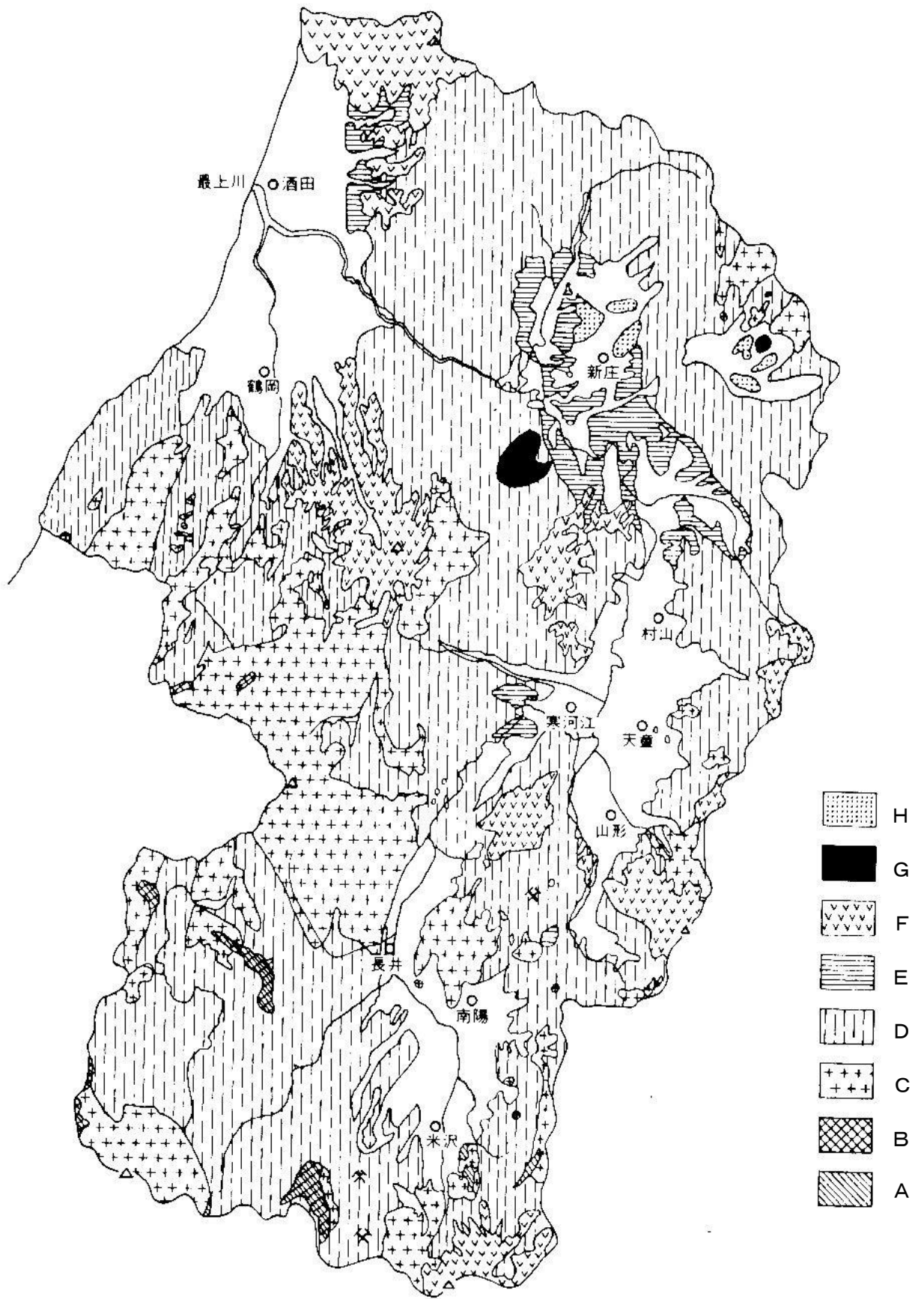
庄内平野南方の摩耶山系に見られる地すべりは、玄武岩（ドレライト）を主体とする火山岩類がその発生因子として関係している。

朝日山地では、花崗岩類が風化してマサ化したものが崩壊を起こしている。



山形県の地形区分

※吉田三郎編著（1984）：「山形県の地質をめぐって、日曜の地学-15」に一部加筆



山形県の地質

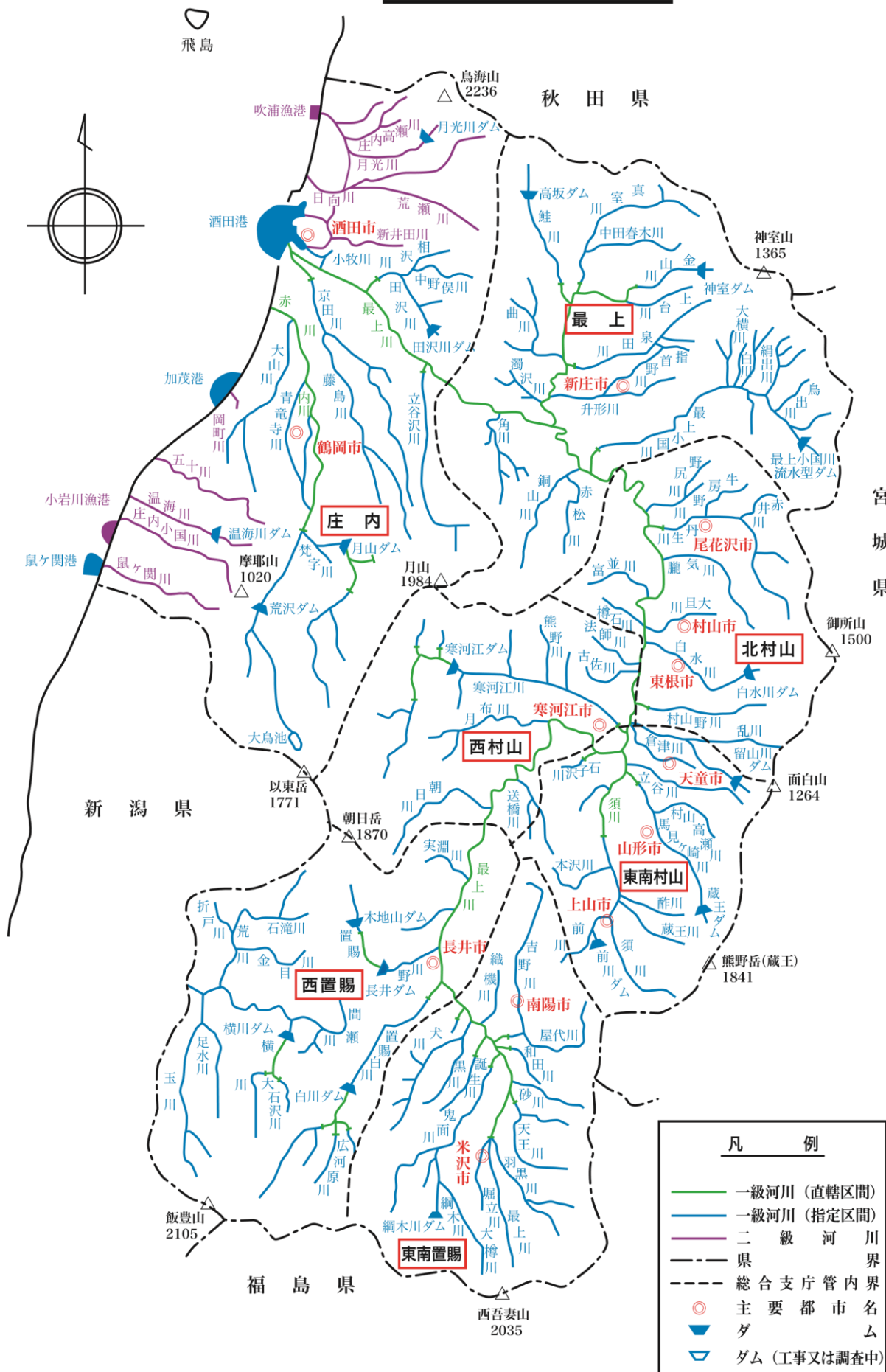
山 形 県 の 地 史

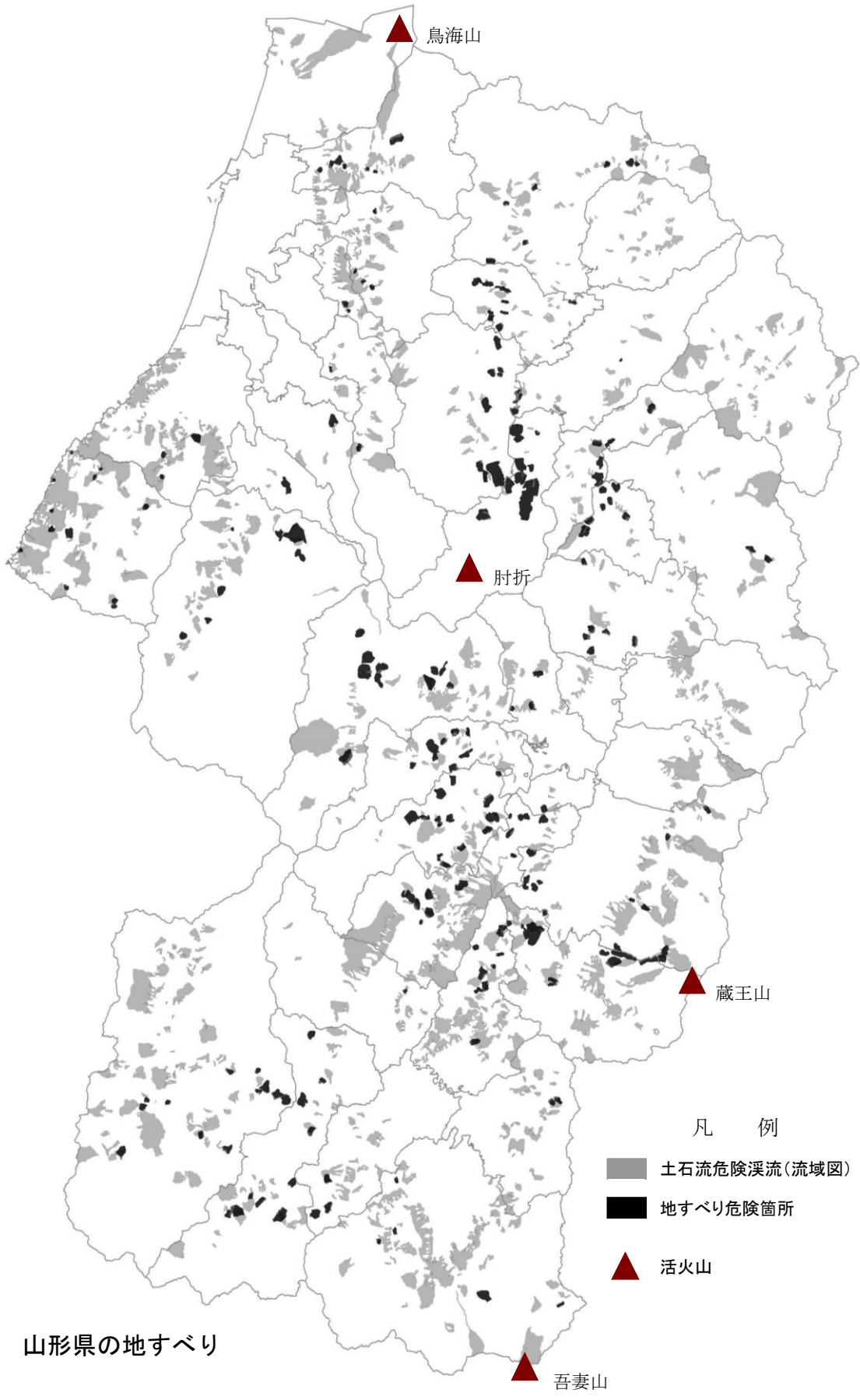
地質年代 (百万年)		地 史	地質図 区 分			
新 生 代	第 四 紀	完 新 世	〈低地の形成時代〉 沖積低地・砂丘・扇状地形成 蔵王・鳥海・吾妻火山噴火つづく 0.01	F G H 安山岩火山 軽石流 (段丘、平地) 碎屑物		
		更 新 世	〈高台・山地形成時代〉 段丘・古赤色土の形成 蔵王・鳥海・月山・吾妻火山噴火 → 温泉 肘折・向町カルテラ形成 → 軽石流 2.6			
	第 三 紀	新 鮮 新 世	鮮 新 世	〈内海・湖沼時代〉 砂岩堆積 → 石油貯留岩 上部扶亜炭層 5.3	E	
			後 期	〈山崩れか起きやすい〉 〈内海・火山性陥没時代〉 礫岩・砂岩・泥岩互層の堆積 → 下部扶亜炭層 陥没性火山活動 → 石材、珪砂 (山崩れ・池すべりが起きやすい) 11		
			中 期	〈海洋時代(暖かい気候)〉 泥岩堆積 → 石油母岩 海底火山活動 → 金属鉱床、グリーンタフ 礫岩・砂岩堆積 → ウラン鉱床 (地すべりが起きやすい、重金属汚染源) 16		
		古 第 三 紀	初 期	初 期	* 〈陸上火山時代〉 グリーンタフ盆地の発生 → 炭田形成 24 陸上火山活動 → プロピライト、溶結凝灰岩 52	D
				始 新 世	〈大規模酸性火成活動時代〉 噴出相 → 溶結凝灰岩、摩耶山地 貫入相 → 花崗岩類、飯豊、朝日山地 (花崗岩の風化殻(マサ) → 山地崩落) 65	
				晩 新 世	144 144 208 245	
	中 生 代	白 亜 紀	144 208 245	B		
		ジュラ紀	208 245			
古 生 代	二 疊 紀	245 〈海洋時代〉山形県北東～東部 砂岩・泥岩・石灰岩 花崗岩の侵入により変成 → 米沢 A	A			

*24～52 百万年は古第三紀漸新世～中期始新世で、山形県には分布していない。

**208～245 百万年は中生代三疊紀で、山形県には分布していない。

山形県主要河川図





凡 例

- 土石流危険渓流(流域図)
- 地すべり危険箇所
- ▲ 活火山

山形県の地すべり

エ 火山

本県では、奥羽山脈上に御所山（船形山）、蔵王山、三吉葉山及び吾妻山、出羽丘陵上に鳥海山、月山、村山葉山、肘折及び白鷹山の各火山が分布する。

これらの火山のうち、活火山（概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山）は、鳥海山、蔵王山、吾妻山及び肘折である。これらの火山の概要は次のとおり。

(ア) 鳥海山

a 概要

鳥海山は秋田・山形の県境にまたがる日本海に面した成層火山で、標高は2,236m、体積は約70km³である。安山岩を主体として玄武岩はまれであり、噴出物の大部分は溶岩で少量の火砕流堆積物を伴う。山頂部には北に開いた二つの馬蹄形カルデラがある。南北の山麓には本火山起源の岩屑なだれ堆積物が広く分布する。

b 火山活動

鳥海山の火山活動は約55万年前に始まり、この火山体の主体を形成した第1期（中期更新世）、溶岩が西鳥海山の表面を覆った第2期（後期更新世）、山体東部に円錐形の東鳥海山が形成され、山体西山腹から猿穴溶岩が噴出した第3期（完新世）に区分される。

約2,600年前には、東鳥海山の山頂部が崩壊して北に開く馬蹄形カルデラが生じるとともに、岩屑なだれが北～北西に流下し、象潟や由利原に多数の流れ山を形成した。

平安時代以降で信憑性の高い噴火記録は11回であるが、殆どの活動は水蒸気噴火あるいはマグマ水蒸気噴火であり、1800～1804年に噴火した際の溶岩ドームの出現（1801）だけが唯一の溶岩噴出の記録である。また、噴火はすべて現在の山頂付近の東鳥海馬蹄形カルデラ内で起こっている。最近の噴火活動は、1974年3月1日～4月30日の2か月間であり、小規模な降灰や火山泥流が発生したが、その後は比較的静穏な活動状況にある。

(イ) 蔵王山

a 概要

山形市南東の宮城・山形県境にある火山の総称で、北蔵王、中央蔵王及び南蔵王などからなる玄武岩～安山岩の成層火山群である。

b 火山活動

中央蔵王は、北蔵王に続く約100万年前以降の活動で形成された。特に約30～10万年前の活動では火山体の大部分が形成され、刈田岳や熊野岳、地藏山などの溶岩ドームが生じ、続いて南蔵王が活動した（29～7万年前）。3万年前頃からの山頂付近での火山活動で、山頂部に大きく東に開いた馬蹄形カルデラが形成された。カルデラの内部には、中央火口丘（五色岳）が形成され、その中央部には直径約400mの爆裂火口があり、御釜と呼ばれる火口湖となっている。熊野岳や刈田岳はこれらを取り囲む外輪山である。

有史以降40回程の噴火記録は、御釜及びその周辺における噴火で、活動に伴い泥流が発生しやすいことが特徴である。1867年（慶応3年）の噴火では、御

釜の湖水が「沸騰」してあふれ、近くの小屋で温泉保養していた3名が死亡したといわれる。1800年頃までは活発な活動が記録されているが、1940年頃の新噴気孔（丸山沢噴気孔）による小規模な水蒸気噴火を最後に目立った活動は記録されていない。

(ウ) 吾妻山

a 概要

吾妻火山は、山形・福島県境に東西約25km、南北約15kmにわたり東南東～西北西方向に南北2列に走る玄武岩～安山岩の多数の火山体からなり、西吾妻火山群、中吾妻火山群及び東吾妻火山群に分けられる。吾妻火山の噴出中心は西から東に移動してきたと考えられている。

このうち、東吾妻火山群は、東吾妻山、一切経山、吾妻小富士などの火山錐から構成されている。浄土平の山頂部には東に開いた径2kmの馬蹄形カルデラがある。

b 火山活動

約4,900～7,700年前に吾妻小富士や桶沼の火砕丘が形成され、吾妻小富士付近から東麓に溶岩が流出した。その後の活動は水蒸気噴火ないしマグマ噴火が主体で、少なくとも6回以上の堆積物を残す活動が発生している。

有史以降の噴火は5回確認されており、すべて一切経山での噴火である。1893年5月19日には、一切経の大穴火口の西で水蒸気噴火が始まり、6月7日に火口付近で調査に従事していた2名が噴石のために死亡した。この活動は1896年まで続いた。最近では1977年にも噴火が起こっている。

(エ) 肘折

a 概要

肘折は、最上郡大蔵村、尾花沢市の西約20km、月山の北東約15km、鳴子の西南西約50kmに位置する。

肘折を構成する地形は、内径約2km、外径約3km、比高マイナス約0.2kmのカルデラであり、火砕流台地がその南北数kmに分布している。

b 火山活動

おおよそ1万年程度前に活動があったと考えられ、現在は噴気活動はないが、地熱活動が継続している。

オ 河川

県土の約 75.6%、7,040 平方キロメートルの地域が最上川水系に属している。最上川は、県南部の吾妻山にその源を発し、内陸平地の各盆地を蛇行して北に貫流するが、新庄盆地で流れを西に転じ、出羽丘陵を深く侵食して峡谷を形づくり、庄内平野を潤して日本海に注いでいる。最上川は、県土を縦断する過程で、蔵王山を源とする須川、朝日山地及び月山を源とする寒河江川、県北部の水を集める最上小国川及び鮭川等を合流している。

日本海側には、朝日山地及び月山西麓の水を集める赤川、鳥海山に源をもつ日向川及び月光川、温海地域の五十川、温海川、庄内小国川及び鼠ヶ関川等の流路の短い独立水系がある。

また、小国盆地の荒川水系は、越後山脈を横断して新潟県に流れ日本海に注いでいる。その他、吾妻山東部に源を発する前川は、福島松川を経て東流し阿武隈川に合流している。

最上川、荒川の支川及び松川水系の河川は東西性の流路をとるものが多く、平地までの距離が短くて河川勾配が大きく、土砂運搬量が多い。

県内の主要河川

級別	水系名	河川数	流路延長 (m)	流域面積 (km ²)
一級	最上川	431	2,484,520	7,040
	赤川	44	277,340	857
	荒川	23	168,995	1,150
二級	日向川	15	75,480	219
	月光川	11	49,540	154
	新井田川	6	35,330	80
	五十川	6	27,600	65
	庄内小国川	4	26,100	67
	温海川	3	18,300	56
	鼠ヶ関川	1	15,700	53
	三瀬川	4	15,331	23

(R7 河川調書、H19 流域面積調査より)

カ 湖沼・ダム

本県では湖沼は少なくその規模も小さい。鶴岡市の大鳥池、朝日町の大沼、南陽市の白竜湖のほか、灌漑に利用される尾花沢市の徳良湖、山辺町の大沼、山形市の嶋谷地沼、高島町の蛭沢湖及び鶴岡市の上池・下池などが代表的なものである。また、県内の治水ダムは右記のとおりである。

キ 海岸

本県の海岸線は、鶴岡市鼠ヶ関の南端から遊佐町吹浦の北端までの延長 122.3 キロメートル及び酒田市飛島の周囲 12.5 キロメ

ートルを合わせると延長 134.8 キロメートルであり、概して湾曲の少ない単調な形態である。

地形的には、岩礁海岸及び砂浜海岸の両形態に分けられる。すなわち、鶴岡市宮沢以北の海岸約 60.8 キロメートルは、秋田県境の遊佐町吹浦の一部岩礁地帯を除いて砂浜海岸となっており、幅 2～3 キロメートルの砂丘が連続しその規模は全国有数のものである。一方、鶴岡市宮沢以南の海岸約 61.5 キロメートルは岩礁海岸であり、断崖が海岸に迫り岸深の形状を示している。

(2) 本県の気象

本県の気象は複雑な地形の影響を大きく受け、各地で特徴的な天候となる。特に日本海側に位置することによる春先の南風による空気の乾燥、梅雨時や盛夏期における鳥海山と月山、朝日山地を中心とする局地的大雨、夏の内陸地方の高温等、冬は庄内地方の冬の季節風に伴う地吹雪、新庄盆地と米沢盆地の大雪が特徴として挙げられる。

季節ごとの気象の特徴は次のとおり。

ア 春

(ア) 急速な季節の進み

風雪や厳寒をもたらした冬の季節風も、3月に入ると急に衰える。時折名残の寒波が入るが、3月から4月にかけての季節の進み方は急である。

(イ) 消雪の状況

平野部では、4月10日頃に雪が消えて気温が上がる。最低気温 0℃以下の日は、

県内の治水ダム

ダム名	所在市町村	水系名	河川名	総貯水量 (千m ³)	竣工年度
綱木川	米沢市	最上川	綱木川	9,550	H19
長井	長井市	最上川	置賜野川	51,000	H22
白川	飯豊町	最上川	置賜白川	50,000	S56
前川	上山市	最上川	前川	4,400	S57
蔵王	山形市	最上川	馬見ヶ崎川	7,300	S44
寒河江	西川町	最上川	寒河江川	109,000	H2
白水川	東根市	最上川	白水川	5,300	H2
高坂	真室川町	最上川	鮭川	19,050	S41
神室	金山町	最上川	金山川	7,400	H5
田沢川	酒田市	最上川	田沢川	9,100	H13
留山川	天童市	最上川	留山川	1,120	H23
荒沢	鶴岡市	赤川	赤川	41,420	S30
月山	鶴岡市	赤川	梵字川	65,000	H13
月光川	遊佐町	月光川	月光川	1,780	S53
温海川	鶴岡市	温海川	温海川	5,700	S61
横川	小国町	荒川	横川	24,600	H19
最上小国川流水型	最上町	最上川	最上小国川	2,300	R1

3月は庄内地方で10～15日、内陸地方で20～25日ぐらい、4月になると庄内地方で1日、内陸地方で5～10日ぐらい、5月は山沿いを除いてほとんど0となる。

(ウ) 天気の周期的な変化

春は一年中で最も天気の変化が激しく、3～4日ぐらいの周期で変化するようになる。日本海を低気圧が通過することが多く、そのため突風や春雷が発生し急に気温も上がる。

内陸の各地で、1年を通じて日最大風速が10m/sを超える日数の最も多いのが4月である。

(エ) 融雪洪水

日本海の低気圧が接近する時には、南風による気温上昇と雨により、しばしば融雪洪水が起こる。

(オ) 空気の乾燥

4～5月は空気が非常に乾燥し風も強いので、大きな火災が発生しやすい。

(カ) 晩霜

晩霜の終わりは庄内地方の平野部で4月下旬、内陸地方の平野部では5月上旬から中旬初めであるが、時には6月初めにも発生することがある。

イ 夏

(ア) 気温の上昇

平均気温が20℃を超える時期は、山形盆地で6月中旬後半、庄内平野及び米沢盆地では6月中旬の終わり、新庄盆地では6月下旬半ばになる。

(イ) 梅雨入り

梅雨入りの平年は6月12日ごろで、梅雨時においては内陸部は曇りや雨の日が多い。しかし、庄内地方は内陸地方に比べて梅雨の影響が少なく、気温も高く晴れ間が多い。梅雨に入っても雨らしい雨がなく、晴天の続く空梅雨(カラツユ)に終わる年もある。

(ウ) 梅雨末期の大雨と集中豪雨

梅雨の終わりとなる7月中旬から下旬頃、梅雨前線が本県付近にかかり、その前線上を低気圧が通過する際は、雷を伴う梅雨末期の大雨を降らせることが多い。近年、盛夏期に低気圧や台風の影響で集中豪雨が発生している。

(エ) 梅雨明け

年によって早晚があるが、梅雨明けの平年は7月24日ごろである。

(オ) 最高気温の時期

梅雨が明け、天候の回復する7月下旬から8月中旬にかけての間は、太平洋高気圧におおわれ連日晴天が続き、1年中最も気温の高い時期である。

また、山形盆地及び米沢盆地では山脈を越えて来る南風がフェーン現象を起こし、異常な高温を記録することがある。

ウ 秋

(ア) 台風シーズン

8月の終わりから10月にかけては台風のシーズンであり、その通過経路によって本県の気象状況も大きく変わる。台風が太平洋側を通る時は奥羽山脈などに大雨を降らせることが多く、日本海側を通る時は、雨量は比較的少ないが、県内各地が暴風に

見舞われる。

(イ) 秋の長雨

秋の初めには、日本付近に秋雨前線が停滞して、梅雨時のように毎日雨が降り続くことがある。この時期は、梅雨の時期ほどはっきりしないが、9月中旬ころから10月上旬にかけてである。

(ウ) 移動性高気圧の通過と周期的天気の変化

秋の長雨が終わると、高気圧や低気圧が交互に通過するようになり、晴天が数日続きその後雨となる周期的な天気の変化となる。

(エ) 初霜

初霜を見るのは、米沢、山形及び尾花沢地方では10月中旬から下旬頃、新庄地方が11月上旬頃、酒田地方が11月中旬頃である。

(オ) 内陸地方の霧の発生

内陸地方では10月初め頃から霧の発生が多く、特に新庄盆地では10月は月のうち14日間にもなり、積雪になる頃まで続く。

(カ) 季節風のはしりと高山の初冠雪

一雨ごとに寒さが加わり、顕著な寒冷前線が通過した後には冬の季節風のはしりが現れる。この寒波で、10月上旬の終わり頃から下旬までの間に、高い山では初冠雪を見る。

(キ) 庄内地方の日最大風速が10m/sを超える日数の急激な増加

10月になると、庄内地方の日最大風速が10m/sを超える日数も急に増加してくる。

(ク) 初雪

最低気温が0℃以下になるのは、平均して内陸地方平野部で12月上旬頃、庄内地方では1月上旬頃である。県内平野部の初雪は11月中旬頃である。

エ 冬

(ア) 北西の季節風

季節風をまともにうける庄内地方では、12月になると日最大風速が10m/sを超える日数が著しく多くなり、月のうち14日間にもなる。内陸でも最上地方などは月4日間ほどとなり、この季節風は雪を伴って3月頃まで吹き続ける。

日本海の低気圧や関東南岸を低気圧が通過する時は、その直前に、前者の場合は庄内地方とその山岳地帯に、後者の場合は内陸地方にみぞれを交えた降雪があり、低気圧の通過後は季節風の吹き出しがある。日本海を低気圧が通過する前は、1日ぐらい穏やかな天気が現れる。

季節風は大体2～3日くらいで終わるが、時には1週間も吹き続ける場合があり、強い寒波の場合は連日吹雪になる。

(イ) 根雪になる時期

根雪は、山間部では12月上旬、最上地方の平野部は12月下旬の初め、村山及び置賜地方では12月下旬、山形市周辺では12月下旬後半である。庄内平野全体が雪におおわれるのは1月上旬である。

(3) 災害要因

ア 風水害

(ア) 大雨

台風、温帯低気圧、梅雨前線、寒冷前線及び局地的な大雨により、洪水・浸水や土砂災害が発生するが、県内で大きな災害となるのは梅雨末期に大量に降る集中豪雨が最も多い。また、近年では、短時間の局地的大雨による災害も発生している。月別大雨の特徴は下のとおりである。

月別大雨の特徴

6月	梅雨前線の活動による大雨が主で、鳥海山、月山、朝日山地が大雨域の中心になることが多い。
7月	6月のように梅雨前線の活動による大雨が主で、特に梅雨末期には前線活動が活発化して大雨となり、大きな災害をもたらすことが多い。
8月	太平洋高気圧が張り出し、湿った南西風が流れ込むため、山沿いを中心に局地的に大雨が降る。この頃、台風が北上接近し、大きな災害をもたらすことがある。
9月	前線の活動と台風の北上接近による大雨により、大きな災害をもたらすことがある。

a 洪水・浸水

洪水・浸水による被害の発生はその殆どが7月～9月に集中する。原因としては前線に伴う豪雨が最も多く、次いで雷雨や台風となっている。また、本県の特徴として融雪期の災害があり、日本海に低気圧又は前線があつて、気温が著しく上昇した時に降雨が重なって被害が発生する。

なお、市街地の拡大及び道路舗装率の向上等により、雨水の浸透面積及び遊水地域が減少し、保水および涵養機能が低下している。

b 土砂災害

山地及び急傾斜地の多い本県では、融雪及び大雨に伴う土砂災害が多く発生するが、これを気象現象の点から概観すると次のようになる。

(a) 土石流

前線活動による大雨に伴って発生したものが殆どで、7月から9月にかけて多い。

(b) がけ崩れ

前線活動による大雨に伴って発生し、7月から8月に集中する。次いで融雪期の3月から4月にも多く発生する。

(c) 地すべり

融雪期に発生するものが多く、3月から4月に集中して発生する。

(イ) 台風

本県に災害をもたらす台風のコースは次の2とおりのタイプに分けられる。

a 暴風による災害が発生するコース

県の日本海沿岸又は日本海上を北上する場合、暴風に伴う建物・施設等の倒壊、農作物の被害が発生することが多い。

速度を速めながら接近・通過する場合は、急速に風が強まり、波が高まること

がある。8月下旬から9月下旬にかけて発生する例が多い。

b 豪雨に伴う災害が発生するコース

本県付近を通過する場合や東北地方の太平洋岸を北上する場合、大雨により浸水や土砂災害が発生することが多い

特徴としては、奥羽山脈等の山岳を中心に雨量が多くなる。

(ウ) 風（台風以外）

被害をもたらす風としては、冬の季節風、温帯低気圧又は寒冷前線に伴う風等があり、強風害、波浪害、高潮害及び竜巻による被害を発生させる。

a 強風及び波浪

県内の強風及び波浪による災害は、10月下旬から4月にかけての冬の季節風によるものが最も多い。

b 竜巻

竜巻が発生するのは、寒冷前線の通過及び寒気の移流により、大気の状態が不安定になる時が殆どであり、初秋から初冬にかけて発生することが多い。

庄内地方で最も多く発生している。被害地域は幅数十～数百m、長さ数km～数十kmに及ぶことがある。

イ 雪害

雪による被害には、冬型の気圧配置に伴う季節風による大雪によって発生するもの及び本州南海上を低気圧が通過する際に大雪となり発生するものがある。

降雪期間は11月から4月上旬までで、1月から2月に最も豪雪となり易い。地域的には、最上、北村山、西村山及び置賜地方の積雪が多い。特に朝日山系、月山山系は、積雪深が5mを越える豪雪地帯となっている。県内で発生する雪害は次により4大別される。

(ア) 積雪害

県内では山間部を中心に豪雪地帯が多いため、林業、農業、通信及び交通関係に被害を受けることが多い。また、雪圧のため、建造物の倒壊、雪おろしや排雪に伴う事故もある。

(イ) 風雪害

県内の交通機関等は、冬の季節風に伴う風雪により大きな影響を受けるが、特に庄内地方で発生する「地ふぶき」による被害は大きい。地ふぶきは、西～北西の強風に伴い庄内平野全域で発生し、最上川峡谷に沿って奥地まで及ぶことが多い。

(ウ) 雪崩

本県で発生する雪崩は、次の2つに分けられる。

a 新雪（表層）雪崩

積雪の表層が滑り落ちる新雪（表層）雪崩で、気温が低く、既に積もった積雪の上に数10cm以上の新雪が積もった場合に発生し易く、1月から3月初旬にかけて多い。

b 全層雪崩

積雪の全層が滑る雪崩で、低気圧又は気圧の谷が日本海を通過し、南風が吹いて気温が上昇した時又は雨が降って雪解けが促進される場合に発生し易く、3月中旬から4月にかけて多い。

(エ) 融雪害

融雪害は、3月から4月に日本海を低気圧が通過するときに発生し易く、気温の上昇に伴う融雪と降雨が重なって、洪水、がけ崩れ及び地すべり等の災害を起こすことが多い。

ウ その他の気象災害

(ア) 霜

県内で霜による被害が発生する時期は、晩霜害の起こる4月から5月と早霜害の起こる10月で、特に多いのが5月である。これは夜間の放射冷却によるものと、季節はずれの強い寒気の流入によるものがある。

(イ) ひょう

ひょう害は、寒冷前線の通過時や上空に寒気が入って大気の状態が不安定となった時に発生するもので、5月から7月と10月に多いが、特に6月が最も多く発生する。

ひょう害は局地性が強く、被害は幅数km、長さ数十kmの細長い長円形又は帯状になることが多い。実際には、白鷹山系周辺が最も多く、次いで尾花沢市、大蔵村及び高畠町が多い。

(ウ) 落雷

雷は、寒冷前線の通過時や上空に寒気が入って大気の状態が不安定となった時に多く発生する。内陸は4月から10月にかけて多く発生し、8月が最も多い。一方、庄内は10月から12月にかけて多く発生し、冬期には季節風に伴って日本海上に発生した雷雲が陸地に流入して発雷することがある。

落雷により県内で発生する被害は、人的被害、建物の焼失及び電力施設の損壊等であるが、近年は電力の瞬断による精密機器工業への影響も多くなってきている。

(エ) 冷害

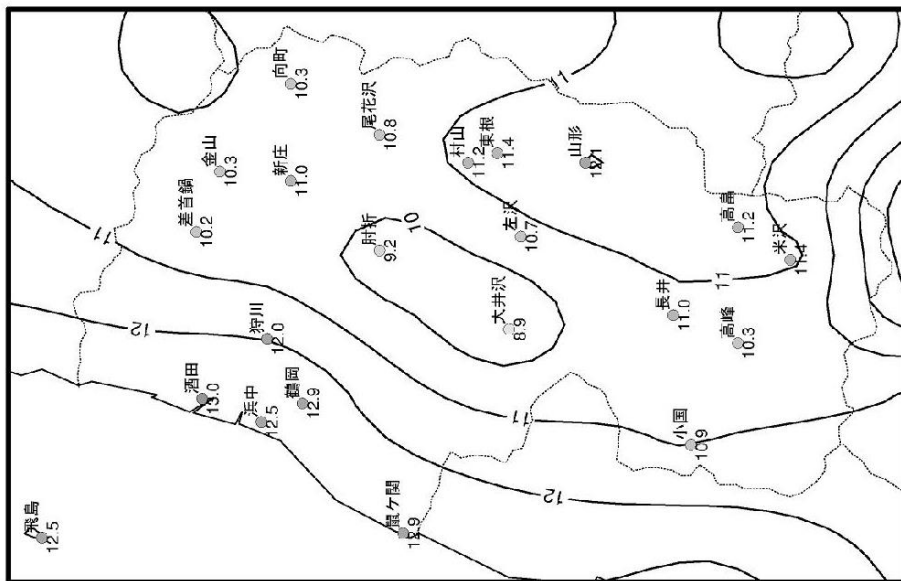
夏期に持続的な低温となるために起こる農作物害であり、次の2つのタイプがある。

- a オホーツク海高気圧が優勢で、北日本の太平洋側で海霧を伴った冷涼な北東風（やませ）が吹き、特に宮城県との峠筋にある最上、北村山地方に影響を与えることが多い。県内での冷害はこのタイプが多い。
- b 日本上空の偏西風が南下し、大陸の寒冷な空気がしばしば北海道や東北地方の北部に流入して、県内全般で日照時間が少なく、低温が続く。

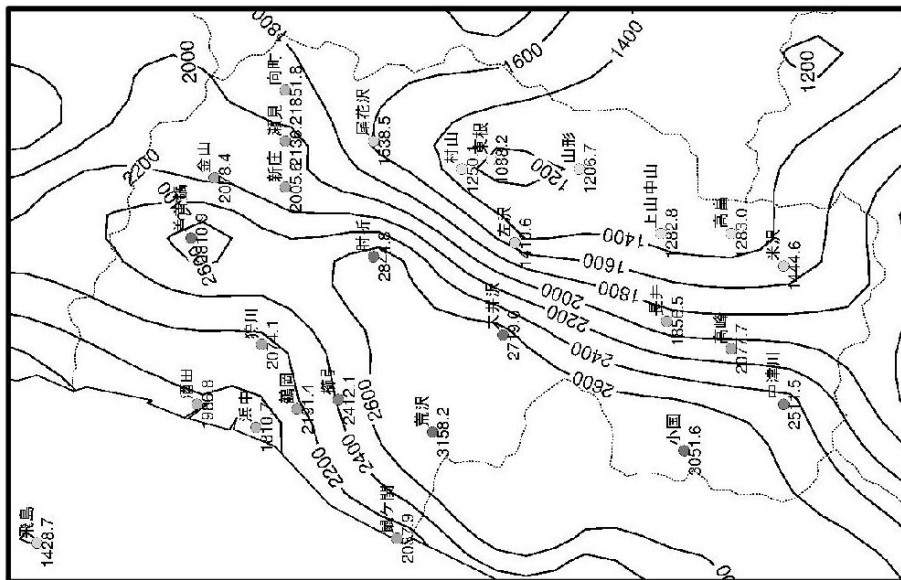
(オ) 干害

県内では主に農業生産に被害を及ぼし、最上・村山地方で被害が多く、次の2つのタイプがある。

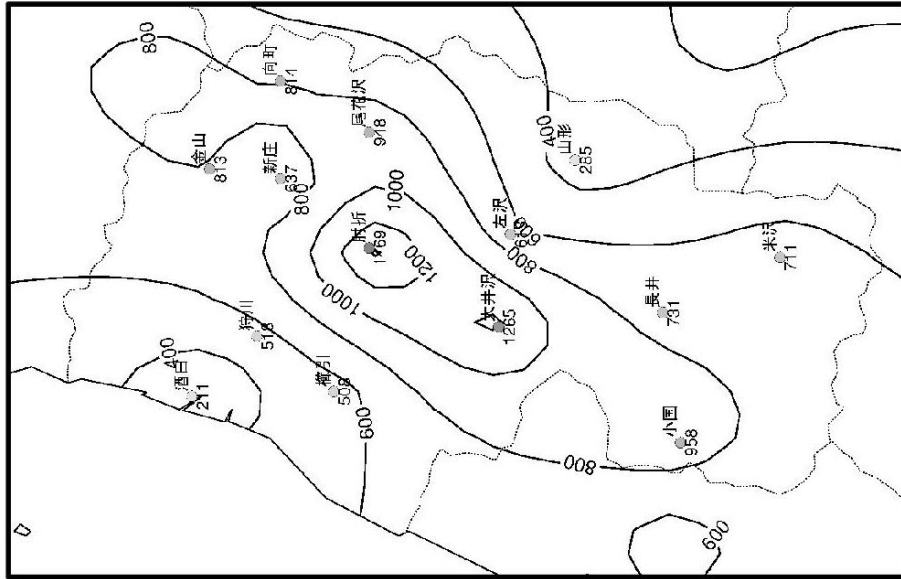
- a 梅雨前線の活動が弱く空梅雨となり、夏期の降水量が著しく少なくなる場合
- b 日本付近で高気圧が東西に帯状に連なって持続する場合



年平均気温平年値分布図(°C)



年降水量平年値分布図(mm)



年降雪の合計平年値分布図(cm)

注：1991年～2020年の平年値

※山形地方気象台作成

エ 火山災害

本県の活火山である鳥海山、蔵王山及び吾妻山で想定される火口は下表のとおりで、肘折における有史以降の火山活動は不明である。

また、各火山において想定される災害をもたらす主な火山現象としては、噴石、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流及び降灰後の土石流があり、いずれも発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象である。

火山名	鳥海山	蔵王山	吾妻山	肘折
想定火口	東鳥海馬蹄形カルデラから猿穴火口を包含する範囲	水蒸気噴火： 馬の背カルデラ内 (御釜を含む) マグマ噴火：御釜	大穴火口及び旧火口 周辺（大穴火口と燕 沢火口列）	不明

(ア) 噴石

噴火により、火口近傍には無数の大小の噴石が吹き飛ばされ、登山者や建物等に被害を及ぼす。直径 20～30cm 以上の大きな噴石は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。また、避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に対する危険性が高い。

(イ) 火砕流・火砕サージ

高温のガスや火山灰、岩塊などが一体となって急速に山体を流下する現象を火砕流という。流下速度は、時速数十 km から百数十 km、温度は数百℃に達することが多く、通過域を焼失・埋没させる。火砕サージは火砕流よりもガス成分が多い希薄な流れだが、非常に高速で、直進して尾根を乗り越えることもある。

(ウ) 融雪型火山泥流

積雪期の火山において噴火に伴う火砕流等の熱によって斜面の雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象。流下速度は時速数十 km に達することもあり、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい。

(エ) 降灰後の土石流

噴火によって堆積した火山灰は、降水の浸透能を低下させるため、比較的少量の降雨でも短時間に表流水が発生し、土石流となって溪流を流下する。特に火山灰が厚く堆積した範囲では、降雨に対する警戒体制を強化する必要がある。

2 社会的条件

(1) 人口

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
総人口に占める老年人口 (65 歳以上) の割合 (%)	32.3	32.9	33.4	33.8	—
65 歳以上人口に占める 一人暮らし高齢者の割合 (%)	11.1	11.3	11.6	12.0	12.5

資料：県統計企画課「令和 2 年国勢調査 人口等基本集計報告書」

高齢者支援課「山形県高齢社会関係データ集」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成 30 年推計)

令和 2 年 10 月 1 日現在の本県の総人口は、106 万 8,027 人(男 51 万 6,438 人、女 55 万 1,589 人)、総世帯数は 39 万 8,015 世帯である。本県の人口は穏やかな減少で推移し、少子高齢化も進行している。

令和 7 年には、約 101 万 6 千人(国立社会保障・人口問題研究所)になると推計されている。このような中で、65 歳以上の老年人口は令和 2 年 10 月 1 日現在 33.8%で、全国(28.6%)や東北(32.2%)を上回っており、令和 7 年には 36.0%になると推計されている。

また、高齢化の進行に伴い、75 歳以上の後期高齢者とともに、一人暮らし高齢者が着実に増加していくことが予想される。

このようなことから、本県の場合、身体機能の衰え等から要配慮者として位置付けられる高齢者についての対策が、他都道府県以上に求められることとなり、特に、避難行動等に制約が多いと考えられる後期高齢者への対策が重要となってくる。

(2) 地域構造

山形県は、地勢的に内陸と庄内に大別され、さらに内陸は、村山、最上及び置賜の 3 地域から構成されている。これらの 4 地域は、流域圏や歴史文化を異にしており、住民もそれぞれに帰属意識をもっている。さらに、これらの各地域においては、都市が適度に分散し、その都市を農山漁村が取り巻く地域構造となっている。

具体的には、通勤・通学、買物及び医療等県民の日常生活が展開される圏域として、山形市、寒河江市、村山市、東根市、新庄市、米沢市、長井市、鶴岡市及び酒田市を中心とする 8 つのまとまりがみられるが、県内の一つひとつの都市は、規模が小さく、かつ県内全域に分散している。

	人口 20 万人以上の市町村		人口 20 万人未満 5 万人以上の市町村		県人口に占める 市部人口割合 (%)
	市町村数	県人口に占める 割合 (%)	市町村数	県人口に占める割合 (%)	
青森県	2	39.7	4	27.1	77.5
岩手県	1	23.3	6	42.5	82.4
宮城県	1	46.4	9	31.8	82.4
秋田県	1	30.9	5	37.5	90.5
山形県	1	22.6	4	34.2	79.8
福島県	3	51.2	7	23.1	82.5

資料：総務省「平成 27 年国勢調査」

(3) 土地利用

本県の土地利用区分別の面積は以下のとおりである。

各年 10 月 1 日現在 単位:面積=ha 構成比=%

区分	平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
総 数	932,315	100.0	932,315	100.0	932,315	100.0
農用地	119,553	12.8	118,582	12.7	117,881	12.6
(うち農地)	119,395	12.8	118,424	12.7	117,723	12.6
(うち採草放牧地)	158	0.0	158	0.0	158	0.0
森 林	670,653	71.9	671,117	72.0	671,639	72.0
原 野	2,891	0.3	2,886	0.3	2,873	0.3
水面・河川・水路	25,492	2.7	25,460	2.7	25,466	2.7
道 路	27,348	2.9	27,164	2.9	27,293	2.9
宅 地	28,901	3.1	29,009	3.1	29,140	3.1
(うち住宅地)	17,440	1.9	17,492	1.9	17,546	1.9
(うち工業用地)	1,724	0.2	1,837	0.2	1,877	0.2
(うちその他の宅地)	9,737	1.0	9,680	1.0	9,717	1.0
その他	57,476	6.2	58,097	6.2	58,023	6.2

注：道路は、一般道路及び農道、林道である。

資料：「山形県県勢要覧」

また、平成 31 年 3 月 31 日現在における都市計画区域は 124,853ha、市街化区域は 11,492ha、用途地域は 21,478.3ha である。

(4) 居住形態

山形県は 3 世代同居率が高く(平成 27 年現在 17.8% (全国 1 位)、全国 5.7%)、本県の特徴となっているが、家族感や価値観の変化、ライフスタイルの多様化などにより低下傾向にある。一方で、高齢単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯が年々増加してきている。

このようなことから、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)の避難行動等については、今後、より一層地域の自主防災組織やボランティアの役割が重要となっていくと考えられる。

3 世代同居率 (%)	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
	28.1	24.9	21.5	17.8

資料：総務省「国勢調査」

(5) 就業状況

就業構造の変化を背景に、全就業者に占める雇用の割合及び就業者に占める通勤者の割合が上昇する傾向にある。

全就業者に占める雇用の割合 (%)	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
	77.5	73.3	75.3	76.3
就業者に占める通勤者の割合 (%)	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
	78.8	80.6	82.7	83.1
昼間流出人口の割合 (%)	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
	14.5	14.3	14.2	15.1

資料：総務省「国勢調査」

また、本県の特徴として女性就業率の高さをあげることができ、平成 27

		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
女性就業率 (%)	県	50.0	48.8	47.8	49.9
	全国	46.6	46.4	47.1	48.3

資料：総務省「国勢調査」 ※労働力状態「不詳」を除く。

年の国勢調査データでは、本県の夫婦のいる一般世帯に占める共働き世帯の割合は 57.9%となっている。

夫婦共稼ぎ率の高さや、全就業者に占める雇用者の割合が上昇する傾向にあるなかで、平日の日中住居にいる者が高齢者のみとなる世帯が増大してくることが予想されるので、これらに対する対応も求められる。

(6) 交通

ア 道路

	実延長 (km)	改良率 (%)	舗装率 (%)	橋梁 (ヶ所)
高速自動車国道	191	100.0	100.0	279
一般国道	1,118	95.6	98.0	1,033
県道	2,530	89.1	91.3	1,733
市町村道	12,999	67.8	80.7	5,867
合 計	16,953	73.4	83.8	8,966

平成 31 年 4 月 1 日現在 資料：「山形県県勢要覧」

本県における舗装率（平成 30 年 4 月 1 日時点）は全国水準を下回っている。

なお、県内における自動車保有台数は、平成 30 年度末現在では 935,215 台となっており、普及状況は、1 世帯あたり 2.25 台、1 台あたり 1.17 人となっている。

また、東北中央自動車道等の高規格幹線道路等の整備が進められている。

イ 鉄道

本県の鉄道は、J R 東日本 7 線（奥羽本線、羽越本線、陸羽東線、陸羽西線、仙山線、左沢線及び米坂線）、第 3 セクター鉄道 1 線が営業している。

山形新幹線は、平成 4 年 7 月開業以来東北新幹線との直通運転を行い、奥羽本線の山形～福島間で営業していたが、平成 11 年 12 月には新庄まで延伸された。

ウ 空港

	山形空港			
	令和 3 年度		令和 4 年度	
	乗降客数	搭乗率	乗降客数	搭乗率
東 京	53,770	38.5	94,984	69.3
大 阪	49,839	41.9	101,187	60.1
名古屋	40,434	41.3	65,282	52.5
札 幌	13,865	34.6	30,360	50.2

	庄内空港			
	令和3年度		令和4年度	
	乗降客数	搭乗率	乗降客数	搭乗率
東京	118,983	49.1	264,500	59.2

注：令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による減便・運休のため、乗降客数・搭乗率が大きく減少。

山形空港は昭和39年6月に開港し、昭和56年に滑走路が現在の2,000mに延長された。令和5年4月現在で、東京（羽田）便は2往復、大阪便は3往復、名古屋便は2往復、札幌便は1往復運航されている。

庄内空港は平成3年10月に開港し、令和5年4月現在で、東京（羽田）便は4～5往復が運航されている。（R5.3.26～5.31及び10.1～10.28は期間限定で5往復に増便）

エ 港湾

酒田港は県内唯一の重要港湾であり、平成28年に入港した船舶は3,064隻、総トン数約486万トンである。また、貨物取扱量は、平成28年には349万トンであるが、その75.5%を輸移入が占める。

3 地域別の災害危険性

県内における災害危険性を、庄内・最上・村山及び置賜の4地域別及び季節別等に整理する。

（表は次項に記載）

	庄内	最上	村山	置賜
春	<ul style="list-style-type: none"> ○田川地区（もしくは鶴岡田川地区）における土砂災害 ○季節風、低気圧による強風被害 ○乾燥と強風が伴った際の火災 	<ul style="list-style-type: none"> ○融雪に伴う浸水、土砂災害（新庄市西方、最上川南方域で多発） ○乾燥と強風が伴った際の火災 	<ul style="list-style-type: none"> ○融雪に伴う浸水害及び土砂災害 ○霜や降ひょうに伴う農林被害 ○乾燥と強風が伴った際の火災 	<ul style="list-style-type: none"> ○融雪に伴う浸水害及び土砂災害 ○霜や降ひょうに伴う農林被害 ○季節風や低気圧等に伴う強風被害 ○乾燥と強風が伴った際の火災
夏	<ul style="list-style-type: none"> ○停滞前線及び雷雨に伴う集中豪雨による浸水被害及び土砂災害 ○8月を中心とする落雷被害 ○台風による被害は雨中心 	<ul style="list-style-type: none"> ○停滞前線や雷雨に伴う浸水害及び土砂災害 ○台風による被害は雨中心 ○「やませ」による冷害 	<ul style="list-style-type: none"> ○停滞前線や雷雨に伴う浸水害及び土砂災害 ○台風による被害は雨中心 ○落雷や降ひょうによる被害 ○優勢な太平洋高気圧による干害 ○北村山地方の「やませ」による冷害 	<ul style="list-style-type: none"> ○停滞前線や雷雨に伴う浸水害及び土砂災害 ○台風による被害は雨中心 ○落雷や降ひょうによる被害 ○優勢な太平洋高気圧による干害
秋	<ul style="list-style-type: none"> ○寒冷前線や台風に伴う風水害 ○冬型の気圧配置や寒気の移流に伴う落雷や降ひょう、竜巻等の突風の被害 ○台風、低気圧や季節風による強風被害 	<ul style="list-style-type: none"> ○台風に伴う強風害、浸水害及び土砂災害 	<ul style="list-style-type: none"> ○台風に伴う強風害、浸水害及び土砂災害 	<ul style="list-style-type: none"> ○台風に伴う強風害、浸水害及び土砂災害 ○低気圧や季節風による強風被害
冬	<ul style="list-style-type: none"> ○季節風による地ふぶきや強風・波浪及び高潮による被害 	<ul style="list-style-type: none"> ○豪雪に伴う積雪害、雪崩及び排雪に伴う浸水被害 	<ul style="list-style-type: none"> ○西村山、北村山地方を中心とした豪雪に伴う積雪害及び雪崩 	<ul style="list-style-type: none"> ○豪雪に伴う積雪害、雪崩
特殊性	<ul style="list-style-type: none"> ○日本海から吹きつける強風による被害が発生しやすい。 ○鳥海山及び温海岳を中心として集中豪雨が発生しやすい。 ○鳥海山の噴火等による被害が発生するおそれがある。 ○酒田臨海工業地域の石油コンビナート等の危険物等施設では、危険物の爆発等による被害が発生するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥海山から神室山系にかけて集中豪雨が発生しやすい。 ○新庄盆地西方地域は、地すべり被害が最も多く発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○果樹等に対する降ひょう被害が発生しやすい ○集中豪雨に伴う都市型浸水が発生しやすい。 ○蔵王山の噴火等による被害が発生するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○吾妻山の噴火等による被害が発生するおそれがある。

第3節 災害履歴

本県でこれまでに発生した主な災害は次のとおりである。

1 風水害

ア 豪雨

(ア) 羽越豪雨（昭和42年8月28～29日）

主な被災地域		置賜地域 (特に小国町)		災害時の 気象	観測地	小国	米沢	山形	
人的 被害	死者・行方不明	8			総雨量 (mm)	539	240	109	109
	負傷者	137							
	計	145							
住家 被害	全壊・流失	192		日雨量 (mm)	532	238	85	8/28	
	半壊	2,011							
	一部破損	0							
	床上浸水	4,130							
	床下浸水	10,149							
	計	16,482							
その他 の被害	田畑流失	1,988ha		気象要因	停滞前線、日本海低気圧				
	道路損壊	369ヶ所							
	橋梁損壊	226ヶ所							

(イ) 豪雨（昭和44年8月7日～8日）

主な被災地域		県中部・北部		災害時の 気象	観測地	月山	瀬見	荒沢	
人的 被害	死者・行方不明	2			総雨量 (mm)	431	367	362	362
	負傷者	8							
	計	10							
住家 被害	全壊・流失	13		日雨量 (mm)	261	188	256	256	
	半壊	17							
	一部破損	25							
	床上浸水	1,074							
	床下浸水	3,834							
	計	4,963							
その他 の被害	農林被害(百万円)	248		気象要因	停滞前線、日本海低気圧				
	土木被害(百万円)	334							
	被害総額(百万円)	698							

(ウ) 豪雨 (昭和 49 年 7 月 31 日から 8 月 1 日)

主な被災地域		最上地域		災害時の 気象	観測地	鳥海山	新庄市	最上町
人的 被害	死者・行方不明	2	計		総雨量 (mm)	293	209	359
	負傷者	5						
	計	7			日雨量 (mm)	228	177.5	296
住家 被害	全壊・流失	6	7/31			8/1	7/31	
	半壊	54	気象要因 梅雨前線					
	一部破損	25						
	床上浸水	695						
被害	床下浸水	2,076						
	計	2,856						
その 他の 被害	農林被害(百万円)	73						
	土木被害(百万円)	118						
	被害総額(百万円)	230						

(エ) 豪雨 (昭和 50 年 8 月 5 日から 7 日)

主な被災地域		最上地域 (主に真室川町)		災害時の 気象	観測地	鳥海山	金山	栗谷沢
人的 被害	死者・行方不明	5	計		総雨量 (mm)	348	228	281
	負傷者	28						
	計	33			日雨量 (mm)	210	134	153
住家 被害	全壊・流失	48	8/6			8/5	8/5	
	半壊	44	気象要因 寒冷前線					
被害	床上浸水等	746						
	計	838						
その 他の 被害	農林被害(百万円)	39						
	土木被害(百万円)	94						
	被害総額(百万円)	188						

(オ) 豪雨（平成 25 年 7 月 18 日、22 日、27 日）

主な被災地域		西村山、西置賜地域		災害時の気象	観測地	左沢	長井	大井沢
人的被害	死者・行方不明	1			7 月月間雨量 (mm)	508.5	541.5	829.0
	負傷者	3						
	計	4						
住家被害	全壊・流失	3			日雨量 (mm)	132.5	156.0	212.0
	半壊・一部損壊	11				7/18	7/22	7/18
被害	床上浸水	49			気象要因	低気圧、梅雨前線		
	床下浸水	388						
	計	451						
	その他の被害	農林被害(百万円)	7,907					
	土木被害(百万円)	23,905						
	被害総額(百万円)	32,400						

(カ) 豪雨（平成 26 年 7 月 9 日から 10 日）

主な被災地域		置賜地域		災害時の気象	観測地	小国	長井	上山 中山
人的被害	死者・行方不明	0			日降水量 (mm)	215.5	183.5	169.5
	負傷者	1						
	計	1						
住家被害	全壊・流失	1			日最大 1 時間降水量 (mm)	67.5	47.5	54.5
	半壊・一部損壊	7						
被害	床上浸水	195			気象要因	7/9		
	床下浸水	422						
	計	625						
	その他の被害	農林被害(百万円)	2,370					
	土木被害(百万円)	5,411						
	被害総額(百万円)	7,839						

(キ) 豪雨（平成 27 年 9 月 9 日から 11 日）

主な被災地域		最上地域		災害時の気象	観測地	最上町 向町	西川町 大井沢	飯豊町 中津川	
人的 被害	死者・行方不明		0		総雨量 (mm)	211.5	185.0	178.5	9/6～11 降始めからの雨量
	負傷者		1						
	計		1						
住家 被害	全壊・流失		1		日降水量 (mm)	132.0	62.0	57.0	9/10 日本海低気圧、台風
	半壊・一部損壊		0						
	床上浸水		13						
	床下浸水		19						
	計		32						
その 他の 被害	農林被害(百万円)		254		気象要因	日本海低気圧、台風			
	土木被害(百万円)		1,129						
	被害総額(百万円)		1,383						

(ク) 豪雨（平成 30 年 8 月 5 日から 6 日）

主な被災地域		最上地域		災害時の気象	観測地	戸沢村 古口	金山町 金山	最上町 瀬見	
人的 被害	死者・行方不明		0		総雨量 (mm)	366.0	312.5	309.5	8/5 06時～8/6 18時
	負傷者		1						
	計		1						
住家 被害	全壊・流失		0		日降水量 (mm)	249.0	302.5	252.5	8/5 前線、低気圧
	半壊・一部損壊		8						
	床上浸水		24						
	床下浸水		486						
	計		518						
その 他の 被害	農林被害(百万円)		4,868		気象要因	前線、低気圧			
	土木被害(百万円)		6,443						
	被害総額(百万円)		11,311						

(ケ) 令和2年7月豪雨（令和2年7月27日から29日）

主な被災地域		最上地域		災害時の気象	観測地	大蔵村 肘折	村山市 村山	西川町 大井沢
人的 被害	死者・行方不明	0			総雨量 (mm)	216.5	173.5	249.0
	負傷者	1						
	計	1				7/26 16時～7/29 12時		
住家 被害	全壊・流失	1			日降水量 (mm)	183.5	137.0	215.0
	半壊・一部損壊	78						
	床上浸水	150			気象要因	梅雨前線、低気圧		
	床下浸水	548						
	計	777						
その 他の 被害	農林被害(百万円)	10,758						
	土木被害(百万円)	12,022						
	被害総額(百万円)	22,780						

(コ) 令和4年8月3日からの大雨（令和4年8月3日から4日）

主な被災地域		置賜地域		災害時の気象	観測地	小国町 小国	飯豊町 高峰	米沢市 米沢
人的 被害	死者・行方不明	1			総雨量 (mm)	362.0	311.0	256.0
	負傷者	0						
	計	1				8/2 12時～8/5 12時		
住家 被害	全壊・流失	2			日降水量 (mm)	287.0	292.0	239.0
	半壊・一部損壊	54						
	床上浸水	180			備考	災害救助法適用		
	床下浸水	516						
	計	752						
その 他の 被害	農林被害(百万円)	11,348						
	土木被害(百万円)	35,789						
	被害総額(百万円)	47,137						

(サ) 令和6年7月25日からの大雨（令和6年7月23日から29日）

主な被災地域		最上、庄内地域		観測地	真室川町 差首鍋	新庄市 新庄	最上町 瀬見
人的 被害	死者・行方不明	3			総雨量 (mm)	509.0	435.5
	負傷者	4		7/23 18時～7/29 12時			
	計	7		日降 水量 (mm)	384.0	389.0	382.0
住家 被害	全壊・流失	20			7/26		
	半壊・一部損壊	528		気象 要因	梅雨前線		
	床上浸水	75			備考	災害救助法適用	
	床下浸水	1,019					
	計	1,642					
その 他の 被害	農林被害(百万円)	332,00					
	土木被害(百万円)	755,00					
	被害総額(百万円)	108,700					

イ 台風

(ア) 主に雨による被害の大きい台風 アイオン台風 (昭和 23 年 9 月 15～17 日)

主な被災地域		県内全域		災害時の気象	観測地	山形	酒田	
人的被害	死者・行方不明	2			総雨量 (mm)	125		86
	負傷者	14				日雨量 (mm)	103	68
	計	16					9/16	
住家被害	全壊・流失	4			最大時間雨量 (mm)	22	22	
	半壊	0				9/16		
	一部破損	0			最大瞬間風速・ 風向(m/s・16 方位)	10.4 NW	21.2 NW	
	床上浸水	1,803				9/17		
	床下浸水	2,142				台風の 経路	房総半島に上陸し、 銚子沖から太平洋沿岸 を北上した。	
計	3,949							
その他の被害	田畑流失	89ha						
	道路損壊	55ヶ所						
	橋梁損壊	25ヶ所						

(イ) 主に風による被害の大きい台風 第二室戸台風 (昭和 36 年 9 月 16 日)

主な被災地域		県内全域 (特に戸沢村、鮭川村)		災害時の気象	観測地	山形	新庄	酒田	
人的被害	死者・行方不明	0			総雨量 (mm)	15		36	97
	負傷者	87				9/14～17			
	計	87				日雨量 (mm)	14	16	77
住家被害	全壊・流失	145			9/15		9/16	9/14	
	半壊	516			最大瞬間風 速・風向(m/s・ 16 方位)	28.0SW	23.4NW	49.0WSW	
	一部破損	21,897				9/16			
	床上浸水	0				台風の 経路	四国に上陸後列島を縦断 し、若狭湾から日本海を北東 に進む(酒田沖 90km)。		
	床下浸水	0							
計	22,558								
その他の被害	非住家損壊	11,451							
	橋梁流失	3ヶ所							

(ウ) 平成16年台風第15号(8月20日)

主な被災地域		県内全域	災害時の 気象	観測地	酒田	新庄	山形
人的被害	死者	1		最大風速・風向 (m/s)	23.5	13.7	8.7
	負傷者	6			SW	SW	SW
	計	7			最大瞬間 風速・風向 (m/s・16方位)	39.9	26.2
住家被害	一部損壊	79		台風の経路	対馬海峡付近から日本海 を東北東に進む。		
その他の 被害	非住家被害	54					
	農林被害総額 (千円)	11,557,018					

(エ) 令和元年台風第19号(10月11～13日)

主な被災地域		県内全域	災害時の 気象	観測地	高畠町 高畠	大蔵村 肘折	山形市 山形
人的 被害	死者・行方不明	0		総雨量 (mm)	244.5	189.5	171.0
	負傷者	3			10/11 15時～ 10/13 15時		
	計	3			日最大1時間 降水量(mm)	36.5	26.5
住家 被害	全壊・流失	1		最大瞬間風 速・風向 (m/s・16方 位)	12.4W	13.1WSW	14.0WNW
	半壊	7			10/13		
	一部破損	33		台風の 経路	伊豆半島に上陸後、関東地 方を北東へ進み、福島県を 通過して宮城県沖に抜け、 北海道の南東海上で温帯 低気圧となった。		
	床上浸水	65					
	床下浸水	99					
	計	205					
その他の 被害	非住家損壊	7					
	農林被害 (百万円)	524					

ウ 風（台風を除く）

(ア) 強風・波浪・高潮 昭和32年12月13日

主な被災地域		県内全域		災害時の気象	観測地	山形	酒田	
人的 被害	死者・行方不明	3			災害時の気象	日雨量 (mm)	6.8	6.2
	負傷者	32				最大1時間雨量 (mm)	1.4	1.3
	計	35				最大風速・風向 (m/s・16方位)	21.4 SW	33.2 WSW
住家 被害	全壊・流失	36				最大瞬間風速・風向 (m/s・16方位)	32.2 SW	42.9 WSW
	半壊	64				気象要因	日本海低気圧	
	一部破損	10,697						
	床上浸水	0						
	床下浸水	0						
計	10,797							
その他 の被害	道路損壊	5隻						
	橋梁欠損	3ヶ所						

(イ) 竜巻 昭和53年9月26日

主な被災地域		酒田市		災害時の気象	観測値	酒田		
人的 被害	死者・行方不明	0			災害時の気象	日雨量 (mm)	20.0	
	負傷者	2				最大1時間雨量 (mm)	20.0	
	計	2				最大風速・風向 (m/s・16方位)	7.9 WNW	
住家 被害	全壊・流失	1				最大瞬間風速・風向 (m/s・16方位)	18.6 WNW	
	半壊	0				気象要因	寒冷前線	
	一部損壊	2						
	床上浸水	0						
被害	床下浸水	0						
	計	3						

エ 土砂災害

(ア) 土石流 昭和62年8月28～29日

主な被災地域		朝日村	
発生箇所数		12	
災害時の 気象	観測地	荒沢	鼠ヶ関
	総雨量 (mm)	282	308
	日雨量 (mm)	157	262
		8/29	
	最大時間雨量 (mm)	26	61
		8/29	
	最大風速・風向 (m/s・16方位)		4 W
			8/29
気象要因		日本海低気圧と停滞前線	

(イ) 地すべり 昭和49年4月26日

主な被災地域		大蔵村赤松		災害時の 気象	観測地	肘 折		
人的 被害	死者・行方不明	17			日雨量 (mm)	31 (4/21)	13 (4/26)	
	負傷者	13			日最高気温 (℃)	16.6 (4/25)	10.1 (4/26)	
	計	30			最深積雪※ (cm)	210 (参考) 沼の台 62		
住家 被害	全壊・流失	20			気象要因	4/21 日本海低気圧の通過		
	半壊	0				4/26 日本海低気圧、南岸低気 圧の通過		
	一部破損	0						
	床上浸水	0						
	床下浸水	0						
	計	20		備考	県災害対策本部設置 災害救助法適用			
非住家全壊		8						

※昭和48年10月1日から当日までの間の最深積雪

(ウ) 地すべり 令和4年12月31日

被災地域		鶴岡市西目		災害規模	幅約220m、高さ約30m うち、土砂崩落箇所幅約70m、高さ約30m			
人的 被害	死者・行方不明	2			備考	災害救助法適用		
	負傷者	2						
	計	4						
住家 被害	全壊	2						
	半壊	0						
	一部破損	0						
	計	2						
非住家被害		15						

2 雪害

ア 豪雪

(ア) 昭和 55 年度

主な被災地域		県内全域		最深積雪 (cm)	山形	113cm(1/8)
					新庄	188cm(2/28)
人的被害	死者・行方不明	13		備考	米沢	184cm(2/11)
	負傷者	101			酒田	44cm(1/17)
	計	114			県対策連絡本部設置	
住家被害	全壊・流失	1				
	半壊	2				
	一部破損	63				
	床上浸水	7				
	床下浸水	212				
	計	285				
その他の被害	田畑流失	8.17ha				
	道路損壊	598ヶ所				

(イ) 平成 12 年度

主な被災地域		県内全域		最深積雪 (cm)	山形	63cm(2/11)
					新庄	166cm(1/18)
人的被害	死者	11		備考	米沢	144cm(1/19)
	負傷者	209			酒田	37cm(1/18)
	計	220			県対策連絡本部設置	
住家被害	全壊・流失	1				
	半壊	2				
	一部破損	19				
	床上浸水	0				
	床下浸水	9				
	計	31				
その他の被害	農林被害 (百万円)	6,642				

(ウ) 平成 17 年度

主な被災地域		県内全域		最深積雪 (cm)	山形	75cm(12/31)
						新庄
人的 被害	死者	13		備考	米沢	156cm(2/5)
	負傷者	270			酒田	43cm(1/24)
	計	283			県対策連絡会議設置	
住家 被害	全壊・流失	2				
	半壊	1				
	一部破損	41				
	床上浸水	1				
	床下浸水	0				
	計	45				

(エ) 平成 22 年度

主な被災地域		県内全域		最深積雪 (cm)	山形	57cm(2/1)
						新庄
人的 被害	死者	17		備考	米沢	126cm(2/1)
	負傷者	215			酒田	52cm(1/26)
	計	232			県対策連絡会議設置	
住家 被害	全壊・流失	0				
	半壊	1				
	一部破損	43				
	床上浸水	0				
	床下浸水	15				
	計	59				

(オ) 平成 23 年度

主な被災地域		県内全域		最深積雪 (cm)	山形	97cm(2/4)
						新庄
人的 被害	死者	17		備考	米沢	145cm(2/4)
	負傷者	294			酒田	64cm(2/4)
	計	311			県災害対策本部設置	
住家 被害	全壊・流失	0				
	半壊	1				
	一部破損	62				
	床上浸水	1				
	床下浸水	7				
	計	71				

(カ) 平成 24 年度

主な被災地域		県内全域		最深積雪 (cm)	山形	72cm(2/24)
					新庄	208cm(2/26)
人的被害	死者	14			米沢	172cm(2/26)
	負傷者	153			酒田	38cm(1/17)
	計	167		備考	県豪雪対策連絡会議設置	
住家被害	全壊・流失	0				
	半壊	0				
	一部損壊	11				
	床上浸水	0				
	床下浸水	0				
	計	11				

(キ) 平成 29 年度

主な被災地域		県内全域		最深積雪 (cm)	山形	54cm(2/12)
					新庄	197cm(2/14)
人的被害	死者	16			米沢	135cm(2/13)
	負傷者	154			酒田	28cm(1/11)
	計	170		備考	県豪雪災害対策本部設置	
住家被害	全壊・流失	1				
	半壊	0				
	一部破損	9				
	床上浸水	1				
	床下浸水	5				
	計	16				

(ク) 平成 30 年度

主な被災地域		県内全域		最深積雪 (cm)	山形	53cm (12/30)
					新庄	130cm (2/2)
人的被害	死者	10			米沢	75cm (1/29)
	負傷者	57			酒田	40cm (12/9)
	計	67		備考	県豪雪対策連絡会議設置	
住家被害	全壊・流失	1				
	半壊	2				
	一部破損	1				
	床上浸水	0				
	床下浸水	2				
	計	6				

(ケ) 令和2年度

主な被災地域		県内全域		最深積雪 (cm)	山形	57cm (2/10)
					新庄	155cm (2/17)
人的被害	死者	14	備考		米沢	134cm (2/10)
	負傷者	177			酒田	58cm (1/9)
	計	191		県豪雪災害対策本部設置		
住家被害	全壊・流失	4				
	半壊	3				
	一部破損	49				
	床上浸水	0				
	床下浸水	1				
	計	57				

(コ) 令和3年度

主な被災地域		県内全域		最深積雪 (cm)	山形	88cm (2/22)
					新庄	176cm (2/6)
人的被害	死者	12	備考		米沢	154cm (2/23)
	負傷者	181			酒田	43cm (2/18)
	計	193		県豪雪災害対策本部設置		
住家被害	全壊・流失	4				
	半壊	1				
	一部破損	47				
	床上浸水	0				
	床下浸水	0				
	計	52				

イ 雪崩

(ア) 昭和 26 年 3 月 1 日

主な被災地域		上山市中川	災害時の気象	観測値	山形	
人的被害	死者・行方不明	2		日雨量(mm)	15.3	
	負傷者	3		最大1時間雨量(mm)	9.0	
	計	5		最大風速・風向(m/s・16方位)	9.8 S	
住家被害	全壊・流失	不明		気象要因	日本海低気圧、南岸低気圧	
	半壊	不明			<ul style="list-style-type: none"> ・日最高気温が 17.2℃で、平年より 14℃近い高温 ・気温の上昇と降雨が重なり全層雪崩が発生 	
	一部損壊	0				
	床上浸水	0				
	床下浸水	0				
計	不明					
その他の被害	寄宿舎等の倒壊					

(イ) 平成 12 年 12 月 26 日

主な被災地域		立川町 立谷沢川	災害時の気象	観測地	狩川
人的被害	死者	3		日雨量(mm)	9
	負傷者	2		最深積雪※(cm)	18
	計	5			(参考)肘折 119
				最大風速・風向(m/s・16方位)	13.0 NW
				平均気温(℃)	-3.4
				気象要因	冬型

※平成 11 年 10 月 1 日から当日までの間の最深積雪

3 その他の気象災害

ア 干害 昭和 53 年 7 月 18 日～8 月 14 日

被災地域		県内全域
被害額		14,838,321 千円
災害時の気象	気象状況等	異常高温 小雨
		連続夏日日数 山形 61 日間 7/2～8/31
	気象要因	太平洋高気圧
	備考	天災融資法適用 激甚法指定

イ 冷害 平成5年

被災地域	県内全域	
被害額	60,475,381 千円	
災害時の気象	気象状況等	<ul style="list-style-type: none"> 低温注意報7月28日～8月20日（庄内地方は8月5日解除） （7月半ばから8月20日頃まで、平年より4～6℃前後も低い日が続いた。） 日照時間は、7月が平年の60～75%、8月が50～60%
	気象要因	太平洋高気圧の張り出しが弱く、梅雨前線が本州に停滞（東北地方の梅雨明けの時期は特定しなかった。）
	備考	県農作物等異常気象災害対策本部設置 激甚法指定

ウ 落雷 昭和58年9月6～8日

主な被災地域	鶴岡市、八幡町、立川町、河北町、米沢市		災害時の気象	観測地	鶴岡	山形	米沢
人的被害	死者・行方不明	1		総雨量 (mm)	42 9/6	66.0 9/7	94 9/8
	負傷者	0		日雨量 (mm)	31 9/6	44.5 9/7	85 9/8
	計	1			最大時間雨量 (mm)	26 9/6	41.5 9/7
住家被害	全壊・流失	0		最大風速・風向 (m/s・16方位)	5 WNW 9/6	5.2 SE 9/7	4 SSW 9/8
	半壊	0			気象要因 日本海低気圧、寒気の移流		
	一部破損	0					
	床上浸水	0					
	床上浸水	0					
計	0						
その他の被害	停電	22,457 戸					

4 大規模火災

酒田大火 昭和 51 年 10 月 29 日

主な被災地域		酒田市		災害時の 気象	観測地	酒田			
人的 被害	死者・行方不明	1			日雨量 (mm)	13.5			
	負傷者	1,003				最大時間雨量 (mm)	2.5		
	計	1,004					最大風速・風向 (m/s・16 方位)	14.3	
住家 被害	全焼	1,016				最大瞬間風速・ 風向 (m/s・16 方位)		28.7 WSW	
	半焼	7						最小湿度 (%)	43
	一部破損	0				気圧配置等	冬型		
	床上浸水	0		備考 県災害対策本部設置 災害救助法適用					
	床下浸水	0							
計	1,023								

南陽市宮内林野火災 令和 6 年 5 月 4 日

発生場所		南陽市宮内地内 (秋葉山)		被害時の 気象	観測地	米沢			
被害 状況	人的被害	死者・行方不明	0		日雨量 (mm)	0			
		負傷者	1			最大時間雨量 (mm)	0		
		計	1				最大風速・風向 (m/s・16 方位)	2.7 W	
	焼損面積	122 ヘクタール			最大瞬間風速・ 風向 (m/s・16 方位)	7.3 W			
	建物被害	全焼	7			最小湿度 (%)	17		
半焼		0			最高気温 (°C)		29.2		
経過	覚知	5 月 4 日 12 時 52 分				備考	乾燥注意報発表 5/1~		
	鎮圧	5 月 7 日 17 時 57 分			山形県林野火災等多発警報発令中				
	鎮火	5 月 12 日 18 時 00 分							

5 その他の災害

年月日	被災地	災害区分	被害内容	備考
昭和 42 年 10 月 5 日	村山市	航空機火災	死者 4 名 被害額 67,360 千円	
昭和 51 年 5 月 10 日	朝日町古根	トンネル工事 ガス爆発	死者 9 名 重傷者 1 名 住宅一部破損 9 戸	事故対策 本部設置
昭和 53 年 6 月 28 日	山辺町根際	同 上	死者 9 名 重傷者 2 名	同 上
昭和 62 年 2 月 9 日	酒田市日吉町	都市ガス爆発	負傷者 7 名 住宅一部破損 9 棟	
平成 2 年 6 月 12 日	長井市幸町	爆発火災	重傷者 2 名 軽傷者 21 名 全壊住家 7 棟、非住家 13 棟	
平成 11 年 9 月 14 日	新庄市五日町	都市ガス爆発	重傷者 12 名	
平成 16 年 6 月 2 日	東根市羽入地内	航空機事故	死者 1 名 重傷者 1 名	
平成 17 年 12 月 25 日	庄内町榎木地内	列車事故	死者 5 名 重軽傷者 32 名	

第4節 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

1 防災関係機関等の責務

震災対策編第1編第5章「1 防災関係機関等の責務」に同じ。

2 住民の役割

震災対策編第1編第5章「2 住民の役割」に同じ。

3 防災関係機関の事務又は業務の大綱

震災対策編第1編第5章「3 防災関係機関の事務又は業務の大綱」に同じ。

第2章 災害予防計画

第1節 気象等観測体制整備計画

1 計画の概要

災害発生時における迅速な初動態勢の構築に資するため、防災関係機関が整備する気象等観測体制について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 気象等観測体制の現状	① 山形地方気象台の観測体制 ② その他関係機関の観測体制
2 観測体制の充実	

3 気象等観測体制の現状

(1) 山形地方気象台の観測体制

ア 気象官署 1地点（山形地方気象台）

気圧、気温、湿度、風向・風速、降水量、積雪の深さ、降雪の深さ、日照時間、日射量、天気、視程、大気現象を自動観測している。

イ 特別地域気象観測所 2地点（酒田・新庄）

気圧、気温、湿度、風向・風速、降水量、積雪の深さ、降雪の深さ、日照時間、視程、大気現象を自動観測している。

ウ 地域気象（雨量）観測所 23地点

降水量、風向・風速、気温、湿度、積雪の深さの観測を自動観測している。

エ 航空気象観測所 2地点（山形 地点名「東根」・庄内 地点名「浜中」）

降水量、風向・風速、気温の観測を自動観測している。

オ ウィンドプロファイラ

上空の風向風速の観測を行うウィンドプロファイラを酒田市に設置している。観測データは気象庁に集められ、きめ細かな天気予報のもととなる数値予報などに利用している。

カ 潮位観測

国土交通省東北地方整備局が酒田港に設置している検潮所のデータを利用し、高潮等の監視を行っている。

キ 波浪観測

国土交通省港湾局が酒田港に設置している波浪計や酒田沖に設置しているGPS波浪計のデータを利用し、波浪等の監視を行っている。

上記ア～カの観測データは、気象庁ホームページで公開している。

(2) その他関係機関の観測体制

ア 国土交通省

国土交通省は、国の直轄管理にかかる道路及び河川の管理及び防災上必要な地点に自動観測装置を設置し、データを通信回線で収集して監視するシステムを運用している。システムは道路系と河川系に大別され、前者は雨量、気温、積雪、風向・風速、凍結検知のデータを、後者は雨量、積雪、水位・流量、水質のデータを観測している。データは、山形県を管轄する東北及び北陸の各地方整備局並びに山形、酒田の各河川国道事務所及び新庄河川事務所の監視画面に表示されるほか、集約した情報が「川の防災情報」により県県土整備部にも提供されている。

イ 県

(ア) 公共土木施設関係

県県土整備部は、県の管理する道路、河川、ダム及び土砂災害警戒区域等、施設管理及び防災上必要な地点に観測装置を設置し、降雨量、積雪深及び水位等を観測している。観測データは、通信回線等を通じて当該地域を管轄する総合支庁等に送信され、水防・除雪等対策の実施に活用されている。

(イ) 農業土木施設関係

県農林水産部は、所管する農業用ダム等の大規模な農業水利施設のうち、施設管理上必要な地点に気象観測装置を設置し、降雨量、水位等を観測している。観測されたデータは、必要に応じ、施設を管理する土地改良区等を通じて県に報告され、洪水調整等対策の実施に活用されている。

ウ 市町村

市町村は、市町村庁舎、消防署及び学校等において気温、湿度、雨量、降雪量及び積雪深等を毎日観測し、災害が発生した場合の応急対策を実施する際のデータとして活用している。

エ 東日本旅客鉄道株式会社

東日本旅客鉄道株式会社は、県内の駅等の観測地点で、次により、気象観測を行っている。

(ア) 職員による計測

各駅の職員は、天候、風向、気温、気圧、湿度、雨量、降雪及び積雪を1日2回観測し、定時に管轄する支社へ報告する。観測結果は記録として保存し、災害及び事故発生時の気象状況の分析等に活用する。

(イ) 機械観測

駅、駅間及び橋梁等に自動雨量計・風速計等を設置し、雨量・風速を2分間隔で計測する。観測結果は管轄する支社等に設置された監視画面に表示され、運転規制等に使用する。

冬期間は県内数カ所の駅に設置された観測器で、降雪深及び積雪深を1時間間隔で記録する。

オ 東日本高速道路株式会社

東日本高速道路株式会社は、県内の高速道路沿線の各所に気象観測装置を設置し、気象データを遠隔操作により取得しているほか、一般財団法人日本気象協会から気象データの提供を受け、道路標識板による運転者への気象状況の伝達や、速度規制、除雪車の出動等

に活用している。

4 観測体制の充実

山形地方気象台は、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持に努めるとともに、観測施設等の整備にあたっては耐震性を含めた信頼性の確保に努める。また、災害に結びつく詳細な自然現象の把握のために、防災関係省庁、地方公共団体等と協力して観測体制の充実に努める。

各機関は、自動観測装置や遠隔監視システムの導入等、観測体制の充実・強化及び観測施設の信頼性の確保を図るとともに、観測情報を相互に提供できるシステムの構築を推進するよう努める。また、観測施設の信頼性の確保に当たり、国土交通省令で定める技術上の基準に従って観測を行い、その旨を気象庁長官（受付は山形地方気象台）に届け出る。なお、山形地方気象台は必要に応じ、観測の実施方法について指導することや、気象観測の成果について報告を求めることができる。

第2節 防災知識の普及計画

1 計画の概要

県及び市町村等の防災関係機関等が、災害時応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及・啓発について定める。

なお、普及・啓発に当たっては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の推進、学校における防災教育等の充実を図り、県全体としての防災意識の向上を図るものとする。

2 計画の体系

震災対策編第2編第3章「2 計画の体系」に同じ。

3 防災関係機関職員に対する防災教育

震災対策編第2編第3章「3 防災関係機関職員に対する防災教育」に同じ。

4 一般住民に対する防災知識の普及

国、県及び市町村は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るものとする。

また、大規模な災害が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、「地域における防災学習アクションガイド」や気候変動の影響を踏まえつつ、防災訓練や啓発活動等を通して一般住民に対する防災知識の普及を図る。

なお、国、県及び市町村は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクに関する情報の提供に努めるとともに、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取り組みを推進する。

(1) 啓発内容

気候変動の影響と考えられる異常気象に伴う災害が増加していることを踏まえ、災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 災害への備えについての啓発事項

(ア) 住宅の安全点検

(イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等[※]の備蓄（ローリングストック法[※]の活用）

※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買って置き、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定

量を確保しておく備蓄方法。

- (エ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (オ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- (カ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- (キ) ペットとの同行避難や避難所等での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）
- (ク) 水害保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (ケ) 本県の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- (コ) マイ・タイムライン（個人の防災行動計画）の作成

イ 災害予想区域図の周知

市町村は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
- (ロ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路
- (ハ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ニ) 応急救護の方法
- (ホ) 通信システムの適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (ヘ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (ヘ) ライフライン途絶時の対策
- (ト) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (チ) 避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- (リ) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真撮影する等）

(2) 啓発方法

県及び市町村は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオの貸し出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、住民を対象とした防災

セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

あわせて、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図るとともに、防災（防災・減災への取り組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(3) 住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

5 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、県及び市町村は、「地域における防災学習アクションガイド」や気候変動の影響を踏まえつつ、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

(1) 啓発内容

災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 災害への備えについての啓発事項

(ア) 事業者等の安全点検

(イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック※の活用）

(エ) 自動車へのこまめな満タン給油

(オ) 水害保険・共済等の事業所等の再建に向けた事前の備え

(カ) 本県の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

イ 災害予想区域図の周知

市町村は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を作成し、事業所等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、事業所が所在する地域の災害リスクや建物の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項

(ア) 特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
- (ウ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路
- (エ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (オ) 応急救護の方法
- (カ) 通信システムの適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (キ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (ク) ライフライン途絶時の対策
- (ケ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (コ) 避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

(2) 啓発方法

県及び市町村は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオの貸し出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、事業所等を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

6 学校教育における防災教育

国、県及び市町村は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、学校における防災教育の充実、防災に関する教材(副読本)の充実を図るものとする。なお、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。また、学校における消防団員、防災士及び消防士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

県及び市町村は、「地域における防災学習アクションガイド」を踏まえ、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、災害発生時に起こる危険や災害時の対応、本県の災害史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。また、県は、私立学校に対してもこれに準じて教育を行うよう指導する。

ア 児童生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。

イ 児童生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。

ウ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るための力を育成すること。

(2) 教職員に対する防災教育

ア 県・市町村教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ 校長は、教職員が災害発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

7 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

震災対策編第2編第3章「7 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育」に同じ。

8 県民防災デー（防災点検の日）による防災意識の向上

県は、毎年3月11日を「県民防災デー（防災点検の日）」に設定し、市町村、学校、関係機関等と連携して、防災意識の向上に資する啓発活動を展開する。

9 洪水予報等河川に指定されていない中小河川における対策

県は、全ての一級・二級河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するほか、必要と認める河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて市町村等へ水位の情報を提供するよう努める。

市町村長は、洪水予報又は特別警戒水位に到達した旨の周知（以下「洪水予報等」という。）を行う河川として指定した河川（以下「洪水予報等河川」という。）に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、水位情報や浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

第3節 地域防災力強化計画

1 計画の概要

震災対策編 第2編第4章「1 計画の概要」に同じ。

2 計画の体系

震災対策編 第2編第4章「2 計画の体系」に同じ。

3 自主防災組織の育成

(1) 育成の主体

市町村は、法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、自治会、町内会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

県は、自主防災組織の組織化及び組織活性化を支援するため、市町村の行う自主防災組織の育成整備活動及び自主防災組織の活動状況等を把握するとともに、市町村に対して助言・協力を行う。また、自主防災組織の活動において中核的存在となる人材(以下「自主防災リーダー」という。)の育成を支援するため、自主防災リーダー研修会等を実施する。

国、県及び市町村は、各地域において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

防災関係機関は、市町村が行う自主防災組織の育成整備活動への協力に努める。

(2) 育成の方針

市町村は、「山形県自主防災組織整備推進要綱」(昭和54年3月23日山形県防災会議決定)に基づき、既存の自治会、町内会等の自治組織を自主防災組織として育成する。

その際には、特に、災害危険度の高い、次の地域の優先度を高めて推進を図る。

- ア 人口の密集している地域
- イ 高齢者等いわゆる要配慮者の人口比率が高い地域
- ウ 木造家屋の集中している市街地等
- エ 土砂災害危険地域
- オ 雪崩発生危険箇所の多い地域
- カ 消防水利、道路事情等の観点から、消防活動等の困難な地域
- キ 豪雪時に交通障害、通信障害が予想される地域
- ク 過去において災害により甚大な被害を受けた地域

(3) 自主防災組織の規模

自主防災組織は、住民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位とし、次の事項に留意して育成を図る。

- ア 市街地における街区単位、住宅地における自治会・町内会単位、あるいは山間部・農村部における集落単位等、住民が連帯意識に基づいて防災活動を行うことが期待される規模であること。

イ 同一の避難所の区域あるいは小学校の学区等、住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。

(4) 育成強化対策

ア 市町村は、自主防災組織の育成計画を作成し、自主防災組織に対する住民の意識の高揚を図るとともに、次の点に留意して、育成・指導を行う。

(ア) 編成の基準

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定める。

a 自主防災組織内の編成

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等

b 編成上の留意事項

- (a) 女性の参画と昼夜間の活動に支障がないような組織編成の検討
- (b) 水防活動やがけ崩れの巡視等、地域の実情に応じた対応
- (c) 事業所等における自衛消防組織等や従業員の参加
- (d) 地域的偏りの防止と専門家や経験者（消防団OB等）の活用

(イ) 規約の策定

自主防災組織の運営に必要な基本的事項について規約を定め、明確にしておく。

(ウ) 活動計画の作成

自主防災組織の活動計画を定める。

a 自主防災組織の編成と任務分担に関すること(役割の明確化)

b 防災知識の普及に関すること(普及事項、方法等)

c 防災訓練に関すること(訓練の種別、実施計画等)

d 情報の収集伝達に関すること(収集伝達方法等)

e 出火防止及び初期消火に関すること(消火方法、体制等)

f 救出及び救護に関すること(活動内容、消防機関等への連絡)

g 避難誘導及び避難生活に関すること(避難の指示の方法、要配慮者への対応、ペット同行避難者への対応、避難場所又は避難所の運営協力等)

h 給食及び給水に関すること(食料・飲料水の確保、炊き出し等)

i 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること(調達計画、保管場所、管理方法等)

イ 自主防災リーダーの育成

市町村は、次の事項に留意し、研修の実施などにより自主防災リーダーの育成に努める。

(ア) 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること

(イ) 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等を考慮し、組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダー（その職務を代行しうる者）も同時に育成すること

(ウ) 男女共同参画の視点から、女性リーダーについても育成に努めること

ウ 訓練・研修の充実

災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、知識・技術の習得とともに、災害発生を想定した防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するための研修や、初期消火訓練、応急救護訓練、避難誘導訓練及び避難所設置・運営訓練等の各種訓練

を行い、災害への実践的な対応力を強化するよう努める。

また、市町村は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、多様な世代が参加できるような環境の整備などを行い、市町村の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平素から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

エ 防災資機材の整備等

市町村は、県が実施する自主防災組織への支援事業や、財団法人自治総合センターが実施する「地域防災組織育成助成事業」等を積極的に活用し、自主防災組織に対し防災資機材の整備を促すとともに、地域防災活動の拠点(防災センター等)、消防水利(防火水槽等)及び広場(避難路、避難地等)等の整備を積極的に行うことにより、自主防災組織が災害時に効果的に活動できるよう努める。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅など、既存の公共施設の防災拠点化も検討する。

オ 自主防災組織連絡協議会の設立

県及び市町村は、自主防災組織間の協調・交流を推進するため、自主防災組織連絡協議会の設置を促進する。

(5) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平時の活動

(ア) 防災に関する知識の普及

(イ) 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡

(ウ) 地域内における危険箇所(山崩れ、がけ崩れ、危険物施設及び延焼拡大危険地域等)の点検

(エ) 地域内における消防水利(消火栓、小川、井戸等)の確認

(オ) 家庭内における防火、防災等についての啓発活動

(カ) 地域内における情報の収集・伝達体制の確立

(キ) 避難地及び医療救護施設の確認

(ク) 火気使用設備・器具等の点検

(ケ) 防災用資機材等の備蓄及び管理

(コ) 各種防災訓練(情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等)の実施等

(サ) 在宅の要配慮者に関する情報の把握等

イ 災害発生時の活動

(ア) 出火防止及び初期消火活動の実施

(イ) 地域住民の安否の確認

(ウ) 負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力

(エ) 地域内における被害状況等の情報の収集・伝達

(オ) 地域住民に対する避難指示等の伝達

(カ) 避難誘導活動の実施

(キ) 要配慮者の避難活動への支援

(ク) 避難生活の指導、避難所の運営への協力

(ケ) 給食・給水活動及びその協力

(コ) 救助物資等の配布及びその協力

(サ) 他地域への応援等

(6) 関係団体との連携

自主防災組織は、次により、女性（婦人）防火クラブ、少年消防クラブ及び幼年消防クラブ等、他の民間防火組織及び民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係団体と連携を図る。

ア 女性（婦人）防火クラブとの一体的な活動体制づくり

イ 少年消防クラブ等の育成強化への協力

ウ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体と連携した要配慮者支援の実施

(7) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

ア 自発的な防災活動の推進

市町村内の自主防災組織など一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

イ 地区防災計画の設定

市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

4 企業（事業所）等における防災の促進

県及び市町村は、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（BCP）の策定促進を図る。また、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

(1) 事業所等における自衛消防組織の育成

① 育成の方針

次の施設を管理等する企業（事業所）等は、自衛消防組織の整備を推進する。

ア 高層建築物、劇場、百貨店、旅館及び学校等、多数の者が出入し又は居住する施設

イ 石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防火活動を行う必要がある施設

② 育成強化対策

ア 消防法に基づく指導

消防機関は、多数の者が出入し、勤務し又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等、消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務づけられ

ている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

イ 自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

市町村は、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

③ 自衛消防組織等の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平時の活動

- (ア) 防災要員の配備
- (イ) 消防用設備等の維持及び管理
- (ウ) 各種防災訓練の実施等

イ 災害発生時の活動

- (ア) 出火防止及び初期消火活動の実施
- (イ) 避難誘導活動の実施等
- (ウ) 救援、救助活動の実施等

(2) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

県及び市町村は、企業における事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

(3) 市町村等における事業継続力強化支援計画の策定促進

県、市町村、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取り組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(4) 企業等における帰宅困難者対策の促進

企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

県及び市町村は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、火山災害における降灰の影響を受けている場合を含め、必要に応じて、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

第4節 災害ボランティア受入体制整備計画

1 計画の概要

震災対策編第2編第5章「1 計画の概要」に同じ。

2 計画の体系

震災対策編第2編第5章「2 計画の体系」に同じ。

3 一般ボランティア

震災対策編第2編第5章「3 一般ボランティア」に同じ。

4 専門ボランティア

震災対策編第2編第5章「4 専門ボランティア」に同じ。

5 活動環境の整備

震災対策編第2編第5章「5 活動の環境整備・連携体制の強化」に同じ。

第5節 防災訓練計画

1 計画の概要

震災対策編第2編第6章「1 計画の概要」に同じ。

2 計画の体系

震災対策編第2編第6章「2 計画の体系」に同じ。

3 県の防災訓練

震災対策編第2編第6章「3 県の防災訓練」に同じ。

4 市町村の防災訓練

震災対策編第2編第6章「4 市町村の防災訓練」に同じ。

5 防災関係機関の防災訓練

震災対策編第2編第6章「5 防災関係機関の防災訓練」に同じ。

6 学校の防災訓練

学校管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に、防災訓練と合わせた防災教育を実施するよう努めるものとする。

国、県、市町村及び関係機関は、学校における防災訓練等について、必要に応じて助言等を行うものとする。

なお、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童生徒の避難誘導を実施すること。
- (3) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (4) できる限り地域との連携に努めること。

7 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、大地震が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、市町村及び消防等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水及び土砂災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難訓練の実施状況等について、定期的に確認する。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

8 実践的な訓練の実施と事後評価

震災対策編第2編第6章「8 実践的な訓練の実施と事後評価」に同じ。

第6節 避難体制整備計画

1 計画の概要

災害は、二次災害と相まって大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるために、主に市町村が実施する避難体制の整備について定める。

2 計画の体系

震災対策編 第2編第7章「2 計画の体系」に同じ。

3 避難場所及び避難所の指定と事前周知

市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、地域住民等が災害による危険を事前に回避する場合又は住家の倒壊等により生活の本拠を失った場合等を考慮し、公園、緑地、グラウンド、体育館、公民館及び学校等の公共施設等を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（公園、緑地、グラウンド等）及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設等）（以下この節において「指定避難所等」という。）をあらかじめ指定し、市町村地域防災計画に定めるとともに、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

(1) 指定避難所等の定義

ア 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、法の基準を満たし、かつ市町村地域防災計画で指定した場所をいう。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

イ 指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、公民館及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ市町村地域防災計画で指定した施設をいう。

(2) 指定避難所等の指定

市町村は指定避難所等を指定するにあたり、次の事項に留意する。

ア 指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定すること。

イ 指定避難所については、以下の事項を満足する施設を指定すること。

- ・避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有する

- ・速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する
- ・避難所の開設が必要となった場合に、迅速に開設を行うことが可能な管理体制等を有する
- ・災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある
- ・水害や土砂災害等の発生が想定されない区域に立地する、又は、災害の発生が想定される区域であっても、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者を滞在させることが可能である施設

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

ウ 地区別に指定し、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等が歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

また、一旦避難した指定避難所等に更に危険が迫った場合に、他の指定避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用のヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難圏域を設定すること。

エ 発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む）をすべて受け入れられる面積を確保すること。また、海水浴場やスキー場等観光客の多い地域では、これらの観光客の収容も考慮して指定避難所等を整備すること。

《参考》

「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（令和6年12月改定 内閣府（防災担当））では、避難所で3.5㎡/人程度が目安とされている。

オ 延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保すること。

カ 都市公園等を指定避難所等に指定する場合は、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保すること。

キ 危険物を取り扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。

ク 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。

ケ 指定避難所については、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。

コ 指定避難所等の指定場所は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の外とすること。但し、やむを得ず土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に指定避難所等を指定する場合は、土砂災害に対する安全が確保できる複数階の頑強な建物とすること。

サ 学校を指定避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。学校施設の指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。

シ 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めること。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

- ス 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。
- セ 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPOや医療・保健・福祉の専門家、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めること。
- (3) 避難路の設定及び安全確保
- 市町村は、指定避難所等に至る避難路を設定するとともに、その安全を確保するため、次の事項に留意する。
- ア 指定避難所等へ至る避難路について、十分な幅員の確保と延焼防止、がけ崩れ防止等のための施設整備に努めると共に土砂災害発生（予想を含む）の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。
- イ その他の道路についても、道路に面する家屋や建造物等が被災した場合に支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。
- (4) 指定避難所等及び避難方法の事前周知
- 市町村は、指定避難所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図る。
- ア 避難誘導標識、避難地案内板等の設置
- 市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。
- 国、県及び市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。
- イ 広報誌、防災マップ、チラシ配布
- 防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。
- ウ ホームページへの掲載
- エ 防災訓練等の実施
- なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。
- ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること
- イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること
- ウ 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること
- エ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當な場合があること
- また、市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- (5) 自宅療養者等への対応
- 保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時にお

ける自宅療養者等の被災に備えて、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。

(6) 公共用地の活用

県及び市町村は、避難場所、避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

(7) 県及び市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

(8) 県及び市町村は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

(9) 県及び市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

4 避難指示等発令体制の整備

(1) 判断基準の明確化

市町村は、災害時に適切な避難指示等を発令できるよう、あらかじめ明確な基準の設定に努める。

また、避難指示等の発令の判断及び伝達を適切に行うため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、避難指示等の発令基準等について市町村地域防災計画に記載する。

(2) 全庁を挙げた体制の構築

市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

(3) 国や県との連携

市町村は、避難指示等の発令及び解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

また、国及び県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。

(4) 避難指示等の発令基準の設定

ア 避難指示等の発令判断・伝達マニュアルに記載すべき事項

項 目	洪 水	土 砂 災 害
①対象とする災害及び警戒すべき区間等	避難行動をとる必要がある河川とその区間を特定（ハザードマップ等、河川や内水氾濫等の特徴に関する情報）	土砂災害警戒区域及びその周辺
②避難すべき区域	水位観測所ごとに特定の水位到達時に避難が必要な区域を特定（避難行動要支援者に関する情報）	土砂災害警戒区域を原則としつつ、同一の避難行動をとるべき地区単位を設定（孤立箇所、自主防災組織、避難行動要支援者等地区の実情を考慮）
③避難指示等の発令の判断基準等	1) 指定避難所等へ避難するため必要な時間を把握 2) 避難すべき区域ごとに避難指示等の発令基準や考え方を策定	大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、土砂災害の危険度分布（気象庁の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、県の土砂災害危険度情報をまとめた呼称、以下同じ）、近隣での土砂災害前兆現象、土砂災害発生状況等を用いた発令基準の設定
④避難指示等の伝達方法	1) 伝達文の内容の設定 2) 伝達手段や伝達先の設定（伝達手段の整備や自主防災の体制等）	1) 伝達文の内容の設定 2) 伝達手段や伝達先の設定（伝達手段の整備や自主防災の体制等）
⑤災害特性等	外水氾濫、内水氾濫（水門操作のタイミングや水路の状況）など	1) 局地的・突発的に発生し、目視による確認が困難で家屋・人的被害が発生しやすい。 2) 深層崩壊など想定を超える規模の土砂災害が発生することもあるため、気象状況、近隣の災害発生状況や前兆現象等状況把握に努め、避難指示等の発令を判断する。

イ 避難指示等の発令判断・伝達マニュアルの作成

市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報等河川及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、指定河川洪水予報、洪水警報、流域雨量指数の予測値、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って、避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。国及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。国及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

沿岸市町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、発令基準及び発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。国及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

市町村は、マニュアルの作成にあたり、災害の特性と住民に求められる避難行動（猛烈な豪雨が継続しているなど切迫した状況下では、計画された指定避難所等に避難することが必ずしも適切でない場合には、自宅や近隣の堅牢な建物の2階等に緊急的に避難するなどの行動）や具体的かつ確実な伝達手段（地震や豪雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、防災行政無線の屋外スピーカや広報車は、豪雨時等に聞こえにくいという問題を考慮した伝達手段の確保）に関して留意するとともに、住民への十分な周知を行うものとする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

また、県は、避難指示等の発令基準の設定について、支援及び助言に努める。

ウ 避難指示等の発令・伝達体制の整備

市町村は、迅速・的確な避難実施が行えるよう、次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

- ・市町村長が不在時の発令代行の順位
- ・発令の判断に必要となる気象情報等の確実な入手体制の整備
- ・災害種別に応じた指定避難所等・避難経路の事前の選定

(5) 市町村地域防災計画への反映

	項目	内容	根拠法令等
洪水・土砂	避難指示等の発令基準	避難指示等の発令基準等について記載 判断基準の情報 ・洪水：水位到達情報、指定河川洪水予報、洪水警報、大雨警報（浸水害）、流域雨量指数の予測値、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） ・土砂：大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、土砂災害の危険度分布、土砂災害緊急情報、土砂災害前兆現象、土砂災害発生状況	
	避難場所	浸水や土砂災害からの安全性についての配慮に	水防法

	項 目	内 容	根拠法令等
		加え、避難経路や避難誘導體制等を記載	第15条第1項第2号 土砂災害防止法 第8条第1項
	要配慮者の警戒避難体制	要配慮者の情報把握 要配慮者利用施設への情報伝達体制	水防法 第15条第2項第2号 土砂災害防止法 第8条第2項
洪水	洪水予報等の伝達方法	浸水想定区域ごとに規定 ・伝達手段:防災行政無線、電話、訪問など ・伝達情報:洪水予報、水位到達情報など	水防法 第15条第1項第1号
	避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項	浸水想定区域ごとに規定 ・洪水予報等の具体的かつ詳細な伝達方法 ・要配慮者向けの段階的な避難情報の伝達方法	水防法 第15条第1項第2号

	項 目	内 容	根拠法令等
洪水	地下街等、要配慮施設、大規模工場の名称及び所在地等	<p>浸水想定区域ごとに規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地下街等については、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められる施設を記載 ・ 要配慮者施設については、利用者の洪水時の安全かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設を記載 ・ 大規模工場等については、当該施設の所有者又は管理者から申し出があった施設で、洪水時の安全かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設を記載 ・ 市町村地域防災計画に、これらの施設の名称及び所在地を記載した場合は、施設ごとに、警戒避難体制を確保するため、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を記載 <p>【市町村地域防災計画に位置付けられた施設の所有者又は管理者の義務等】</p> <p>①地下街等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難確保計画、浸水防止計画の作成 ※計画を作成する場合は、接続ビル等の管理者等の意見を聴くように努める。 ○避難確保、浸水防止のための訓練の実施 ○自衛水防組織の設置 <p>②要配慮者施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難確保計画の策定 ○避難確保のための訓練の実施 ○自衛水防組織の設置（努力義務） <p>③大規模工場等（努力義務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○浸水防止計画の作成 ○浸水防止のための訓練の実施 ○自衛水防組織の設置 	<p>水防法 第15条第1項第4号</p>

	項 目	内 容	根拠法令等
土砂	土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備等	<p>1) 土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。</p> <p>① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項</p> <p>② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>④ 土砂災害警戒区域内に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設がある場合、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>⑤ 救助に関する事項</p> <p>⑥ その他必要な警戒避難体制に関する事項</p> <p>2) 市町村地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定める場合、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。</p> <p>3) 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じる。</p> <p>【市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の義務】</p> <p>○避難確保計画の策定</p> <p>○避難確保のための訓練の実施</p>	<p>1) 土砂災害防止法第8条第1項（法定）</p> <p>2) 土砂災害防止法第8条第2項（法定）</p> <p>3) 土砂災害防止法第8条第3項（法定）</p> <p>土砂災害防止法第8条の2</p>

5 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

市町村は、指定避難所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、次のとおり施設、設備及び資機材等の整備に努める。

- (1) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、ガス設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備。なお、非常用電源設備は、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた整

備に努めるものとする。

- (2) 地域完結型の備蓄施設（既存施設のスペースも含む）の確保並びに給水用資機材（貯水槽、給水タンク、井戸等を含む）、炊き出し用具（食料及び燃料）、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、毛布等の生活必需品や段ボールベッド、パーティション等感染症対策に必要な物資等の配備
- (3) 要配慮者、女性及びこどもに配慮した資機材等の整備
- (4) 要配慮者等に配慮した指定避難所等への誘導標識の整備と避難施設の空調、洋式トイレ、障がい者用トイレ、スロープ等バリアフリー化などの環境整備
- (5) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーティションや冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境の整備
- (6) 更衣室等のスペース確保等の男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した施設の環境整備
- (7) 避難所における良好な生活環境の確保
感染症対策のため、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、活用可能な施設等のリスト化に努める。

6 避難行動要支援者の個別避難支援計画

震災対策編第2編第7章「6 避難行動要支援者の個別避難支援計画」に同じ。

7 避難誘導体制の整備

市町村は、避難指示等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導体制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平時から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

市町村は、水防団等と協議し、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、自宅の少しでも高い場所に移動するなど、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をする「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

8 防災上特に注意を要する施設の避難計画

- (1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、保育所、認定こども園、病院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、県及び市町村が連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。県及び市町村は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

ア 防災情報の入手体制

イ 地域の実情に応じた避難所等（市町村指定の避難所等）及び避難経路の確保並びに避難誘導及びその指示伝達の方法

ウ 入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制

エ 集団的に避難する場合の保健衛生対策及び給食の実施方法

オ 施設利用者の受入れに関する災害協定を締結した施設等

カ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2) 不特定多数の者が利用する施設

高層建築物、百貨店等大規模小売店舗、興行場、ホテル、旅館、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

イ 利用者の施設外への安全な避難誘導

ウ 避難場所に係る市町村等との事前調整

(3) 地下空間を有する施設

地下通路など地下空間を有する施設の管理者は、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

ア 利用者の施設外への安全な避難手段の確保

イ 利用者に対する地下空間が有している危険性の周知

9 福祉避難所の指定

震災対策編第2編第7章「9 福祉避難所の指定」に同じ。

10 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定

震災対策編第2編第7章「10 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定」に同じ。

11 県による避難所等の整備

震災対策編第2編第7章「11 県による避難所等の整備」に同じ。

第7節 救助・救急体制整備計画

1 計画の概要

災害による被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

2 計画の体系

震災対策編第2編第8章「2 計画の体系」に同じ。

3 自主防災組織の対策

震災対策編第2編第8章「3 自主防災組織の対策」に同じ。

4 市町村及び消防機関の対策

震災対策編第2編第8章「4 市町村及び消防機関の対策」に同じ。

5 県の対策

震災対策編第2編第8章「5 県の対策」に同じ。

6 県警察本部の対策

震災対策編第2編第8章「6 警察本部の対策」に同じ。

7 第二管区海上保安本部（酒田海上保安部）対策

震災対策編第2編第8章「7 第二管区海上保安本部（酒田海上保安部）の対策」に同じ。

第8節 火災予防計画

1 計画の概要

火災発生 of 未然防止と被害の軽減を図るため、市町村や消防機関等が実施する火災予防体制の整備等について定める。

2 計画の体系

震災対策編第2編第9章「2 計画の体系」に同じ。

3 出火防止

震災対策編第2編第9章「3 出火防止」に同じ。

4 消防用設備等の適正な維持管理指導

震災対策編第2編第9章「4 消防用設備等の適正な維持管理指導」に同じ。

5 初期消火体制の強化

震災対策編第2編第9章「5 初期消火体制の強化」に同じ。

6 消防施設等の整備

震災対策編第2編第9章「6 消防施設等の整備」に同じ。

第9節 医療救護体制整備計画

1 計画の概要

震災対策編第2編第10章「1 計画の概要」に同じ。

2 計画の体系

震災対策編第2編第10章「2 計画の体系」に同じ。

3 医療関係施設の役割

震災対策編第2編第10章「3 医療関係施設の役割」に同じ。

4 医療関係施設等の整備等

震災対策編第2編第10章「4 医療関係施設等の整備等」に同じ。

5 医療救護活動体制の整備

震災対策編第2編第10章「5 医療救護活動体制の整備」に同じ。

6 医療資器材等確保体制の整備

震災対策編第2編第10章「6 医療資器材等確保体制の整備」に同じ。

第 10 節 防災用通信施設災害予防計画

1 計画の概要

震災対策編第 2 編第 12 章「1 計画の概要」に同じ。

2 計画の体系

震災対策編第 2 編第 12 章「2 計画の体系」に同じ。

3 防災用通信施設の整備状況

震災対策編第 2 編第 12 章「3 防災用通信施設の整備状況」に同じ。

4 通信施設の災害予防措置

震災対策編第 2 編第 12 章「4 通信施設の災害予防措置」に同じ。

5 通信機器の必要数の確保

震災対策編第 2 編第 12 章「5 通信機器の必要数の確保」に同じ。

6 電気通信設備等の活用

震災対策編第 2 編第 12 章「6 電気通信設備等の活用」に同じ。

第 11 節 地盤災害予防計画

1 計画の概要

がけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害を未然に防止し又は被害の軽減を図るために、県及び市町村等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 土砂災害警戒区域等の調査・周知	① 基礎調査の実施 ② 土砂災害警戒区域等の指定・周知
2 山地災害危険地区の調査・周知	① 調査の実施 ② 山地災害危険地区の周知
3 防災体制の整備	① 推進体制の強化 ② 観測、情報収集・伝達体制の整備 ③ 警戒避難体制の整備
4 国土保全事業等の推進	① 法指定の促進等 ② 治山事業等の促進 ③ 緊急用資機材の確保 ④ 地盤沈下の防止
5 災害防止に配慮した土地利用の誘導	① 危険住宅等の移転推進 ② 危険箇所の禁止制限行為に対する審査体制の整備等
6 緊急調査及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立	

3 土砂災害警戒区域等の調査・周知

(1) 基礎調査の実施

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査を定期的に行い、その結果を市町村に通知するとともに、警戒区域等に相当する区域を明示して公表する。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定・周知

県は、基礎調査の結果、土砂災害が発生した場合には県民等の生命及び身体に危害が生じるおそれがある土地の区域を「土砂災害警戒区域」、また、建築物に損壊が生じ県民の生命及び身体に著しい危害が生じるおそれのある土地の区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

また、市町村とともに関係図書を一般の縦覧に供するほか、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

市町村は、これらの土砂災害警戒区域等を市町村地域防災計画に明記するとともに、土砂災害警戒区域に指定された区域毎に警戒避難体制の整備等に関する事項について定め、地域住民等に周知徹底を図る。

4 山地災害危険地区の調査・周知

(1) 調査の実施

県は、山地災害危険地区調査要領に基づき、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その結果を市町村に提供する。

(2) 山地災害危険地区の周知

県は、調査の結果、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区や災害が発生した地区を「山地災害危険地区」とし、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

また、市町村は、これらの「山地災害危険地区」を市町村地域防災計画に明記するとともに、地域住民等に周知徹底を図る。

5 防災体制の整備

(1) 推進体制の強化

国、県、市町村及び防災関係機関は連携を強化し、施策の緊急性等を勘案して、土砂災害対策を中長期的視野に立ち計画的かつ総合的に推進する。

また、市町村は、自主防災組織の育成と活動の支援に努め、緊急時における連携体制を強化する。

(2) 観測、情報収集・伝達体制の整備

国、県、市町村及び防災関係機関は、土砂災害からの早期の警戒避難を的確に実施するため、気象等の観測、情報の提供、収集及び伝達に係る施設の整備を図るとともに、災害若しくは警戒避難に係る情報の通報、周知及び伝達体制についても併せて整備を推進する。

また、国、県及び市町村は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。

市町村は、警戒避難に係る情報が具体的かつ確実に伝達できる体制を整備する（地震や豪雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、防災行政無線の屋外スピーカや広報車は、豪雨時等に聞こえにくいという問題を考慮した複数の伝達手段の確保等）。

(3) 警戒避難体制の整備

市町村は、地域防災計画に土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに次に掲げる事項について定める。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 土砂災害警戒区域内に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設がある場合、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ 救助に関する事項
- ⑥ その他必要な警戒避難体制に関する事項

また、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定める場合、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

さらに、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住

民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じる。

なお、避難場所及び避難経路を選定する際は、土砂災害の危険性及び二次災害の防止に配慮する。

6 国土保全事業等の推進

(1) 法指定の促進等

国及び県は、国土を保全し、土地利用の適正化と土砂災害対策の推進を図るため、次表により危険箇所の法指定を促進する。

また県は、監視指導体制を強化し、法指定地等の適切な管理に努める。

法令名	指定地等名称
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域※
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域 造成宅地防災区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域

※災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、想定水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

(2) 治山事業等の促進

国及び県は、相互に調整を図り、地域の防災対策の推進に配慮しながら、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり防止対策事業等の国土保全事業を計画的に推進する。

(3) 緊急用資機材の確保

県及び市町村は、発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するため、必要な資機材を確保し緊急時に備える。

(4) 地盤沈下の防止

県及び市町村は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

(5) 危険な盛土等への対応

県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域内の既存盛土等に関する調査等を実施し、危険が確認された盛土等について、同法ほか各法令に基づき、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置をとることの勧告や撤去命令等の行政処分等を行う。

7 災害防止に配慮した土地利用の誘導

震災対策編第2編第13章「7 災害防止に配慮した土地利用の誘導」に同じ。

8 緊急調査及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立

震災対策編第2編第13章「9 緊急調査及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「風水害等」に読み替える。

第 12 節 孤立集落対策計画

1 計画の概要

震災対策編第 2 編第 14 章「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震の際、」を除く。

2 計画の体系

震災対策編第 2 編第 14 章「2 計画の体系」に同じ。

3 孤立するおそれのある集落の把握

震災対策編第 2 編第 14 章「3 孤立するおそれのある集落の把握」を準用する。

※ 震災対策編の「地震に伴う」を除く。

4 防災資機材等の整備

震災対策編第 2 編第 14 章「4 防災資機材等の整備」に同じ。

5 孤立予防対策の推進

震災対策編第 2 編第 14 章「5 孤立予防対策の推進」に同じ。

6 防災体制の整備

震災対策編第 2 編第 14 章「6 防災体制の整備」に同じ。

第 13 節 都市防災計画

1 計画の概要

震災対策編第 2 編第 15 章「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「や震災」を除く。

2 計画の体系

震災対策編第 2 編第 15 章「2 計画の体系」に同じ。

3 都市計画の地域地区等指定による災害に強いまちづくり

震災対策編第 2 編第 15 章「3 都市計画の地域地区等指定による災害に強いまちづくり」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生時における」を除く。

4 土地区画整理事業等の推進による防災性の強化

震災対策編第 2 編第 15 章「4 土地区画整理事業等の推進による防災性の強化」に同じ。

5 防災空間の整備による安全性の確保

震災対策編第 2 編第 15 章「5 防災空間の整備による安全性の確保」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」、「耐震」を除く。

第 14 節 建築物災害予防計画

1 計画の概要

災害による建築物の被害の未然防止と軽減が図られるよう、庁舎、病院及び学校等の防災上重要な公共施設、一般建築物等の不燃性の強化等を促進するために、県及び市町村等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 建築物の火災耐力の向上促進	① 既存建築物に対する改善指導 ② 防火基準適合表示制度による指導
2 建築物の災害予防対策の推進	① 防災活動の拠点となる公共建築物の災害予防対策 ② 不特定多数の者が利用する公共建築物の災害予防対策 ③ 一般建築物の災害予防対策

3 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、県及び市町村は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

(1) 既存建築物に対する改善指導

県及び市町村は、建築基準法第 12 条に基づく定期報告制度を活用し、百貨店、旅館等不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

(2) 防火基準適合表示制度による指導

市町村及び消防機関は、防火対象物で一定規模以上の収容人員のあるもの、又は特定の防火対象物(映画館、風俗営業店、飲食店、百貨店、旅館・ホテル、病院等の不特定多数の者が利用するもの)のうち一定の基準に適合するものには、防火対象物定期点検報告制度(セイフティマーク)等に基づく点検報告を実施させることにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

4 建築物の災害予防対策の推進

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の災害予防対策

ア 防災活動の拠点として位置づけられる公共建築物

- (ア) 災害対策本部等が設置される施設(県庁舎、総合支庁舎、市町村庁舎等)
- (イ) 医療救護活動に従事する機関の施設(保健所、病院等)
- (ウ) 応急対策活動に従事する機関の施設(警察署、消防署、県・市町村等の出先庁舎等)
- (エ) 避難収容施設(学校、体育館、公民館、文化施設等)
- (オ) 社会福祉施設等(養護老人ホーム、障がい福祉施設等)

イ 防災対策の実施

アに掲げた建築物は、災害時の避難場所や応急活動・復旧活動における拠点施設として重要な機能を担う必要があることから、次の防災対策を推進する。

(7) 建築物の安全性の確保

施設設置者は、各種法令により規定されている技術基準を遵守するとともに、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努める。

(イ) 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- a 配管設備類の固定強化
- b 非常用電源の基本能力の確保
- c 飲料水の基本水量の確保
- d 消防防災用設備等の充実
- e 情報・通信システム等の安全性能の向上等

(ウ) 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

特に建築基準法第12条第2項、4項に基づく建築物・建築設備等の定期点検を徹底する。

(2) 不特定多数の者が利用する建築物の災害予防対策

ホテル、百貨店及びターミナル等、不特定多数の者が利用する建築物は、災害発生時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、(3)に掲げる一般建築物の災害予防対策に努める一方、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策等を指導する。

ア 災害発生時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備

イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

ウ 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル・地下街における各テナントによる避難等の連携の徹底

エ 災害発生時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底

オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行

カ 商業ビル・地下街等における個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導體制等の一層の徹底

(3) 一般建築物の災害予防対策

県及び市町村は、建築物等の安全性を確保するために、次の留意事項により指導等を行う。

ア 著しく劣化している建築物の安全性の確保

防災パトロール等の機会を利用した防災点検の必要性の啓発

イ 落下物等による災害の防止

建築物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止するための安全性の確保の指導・啓発

ウ 水害常襲地の建築物における耐水化

床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土・基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導

エ 地下街等の浸水防止対策

地下街等の浸水被害を防止するため、建築物等の開口部への防水扉、防水板等の整備の指導

第 15 節 輸送体制整備計画

1 計画の概要

震災対策編第 1 編第 17 章「1 計画の概要」に同じ。

2 計画の体系

震災対策編第 1 編第 17 章「2 計画の体系」に同じ。

3 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検

震災対策編第 1 編第 17 章「3 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検」に同じ。

4 緊急輸送道路ネットワークの設定

震災対策編第 1 編第 17 章「4 緊急輸送道路ネットワークの設定」に同じ。

5 物資拠点の環境整備等

震災対策編第 1 編第 17 章「5 物資拠点の環境整備等」に同じ。

6 臨時ヘリポート候補地の選定

震災対策編第 1 編第 17 章「6 臨時ヘリポート候補地の選定」に同じ。

7 緊急輸送用車両等の確保・整備

震災対策編第 1 編第 17 章「7 緊急輸送用車両等の確保・整備」に同じ。

8 緊急通行車両確保のための事前対策

震災対策編第 1 編第 17 章「8 緊急通行車両確保のための事前対策」(1)に同じ。

緊急輸送道路ネットワーク計画図

震災対策編に同じ。

第 16 節 各種施設災害予防対策関係

1 交通関係施設災害予防計画

1 計画の概要

震災対策編第 2 編第 18 章第 1 節「1 計画の概要」を準用する。

※ 「地震・津波」を「災害」に読み替える。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 施設の点検・整備 ③ 復旧資機材等の確保
2 道路の災害予防対策	① 高速道路の災害予防 ② 一般国道及び県道の災害予防 ③ 市町村道等の災害予防 ④ 防災体制の整備 ⑤ 相互連携体制の整備 ⑥ 資機材等の整備 ⑦ 道路トンネル事故の予防対策 ⑧ 道路付帯施設の災害予防
3 空港及び公共ヘリポート施設の災害予防対策	
4 港湾施設の災害予防対策	
5 漁港施設の災害予防対策	
6 鉄道施設の災害予防対策	① 施設の災害予防 ② 防災体制の整備 ③ 避難誘導體制の整備 ④ 防災訓練の実施

3 各施設に共通する災害予防対策

交通施設等の管理者は、災害発生時における緊急輸送が円滑に実施されるよう、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図るほか、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

(2) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努めるとともに、危険箇所の点検整備に努める。

(3) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等により、応急復旧用資機材や要員の確保に努める。

4 道路の災害予防対策

震災対策編第2編第18章第1節「4 道路の災害予防対策」を準用する。

※「耐震」を「安全」に、「地震」を「災害」に読み替える。

5 空港及び公共ヘリポート施設の災害予防対策

震災対策編第2編第18章第1節「5 空港及び公共ヘリポート施設の災害予防対策」に同じ。

6 港湾施設の災害予防対策

港湾施設の設置者及び管理者は、次により酒田港をはじめとする各港湾施設等の災害予防対策を講じる。

(1) 計画的な防災拠点施設等の整備

港湾は、海上交通の安定性を生かし、災害時においても一定の物流機能を維持することが可能であることから、港湾計画等において重要な防災拠点として位置づけ、施設整備等を計画的に推進する。

ア 防波堤等の整備

災害時においても一定の物流機能を維持して混乱を防止するとともに、救援物資の受け入れに対応するため、護岸の整備や防波堤の設置等により、近年の高波災害を踏まえ高潮や波浪等の風水害に強い港湾施設整備を推進する。

イ 臨港道路内の橋梁の整備

主要道路へのアクセス経路の一部となる臨港道路は、災害時の救援物資の運搬等を確実にするため施設整備を図る。

ウ 緑地等の整備

海上からの緊急物資の搬入、仕分け及び配送を円滑に実施できるよう、緑地を機能的に配置するとともに、緑地を臨時ヘリポートあるいは自衛隊の受け入れ場所、災害廃棄物の一時保管場所としての利用も考慮した整備を図る。

(2) 防災体制の整備

港湾関係者は、災害発生時に港湾利用者が迅速な判断、避難ができるよう防災体制を整える。合わせて、避難路、緊急輸送道路など、防災上重要な経路を構成する臨港道路について、災害時の交通確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して臨港道路の占用の禁止又は制限を行う。

また、港湾における高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進するものとする。

(3) 安全点検等の実施

酒田港施設周辺には石油等危険物の輸送施設や貯蔵施設等、災害発生時に二次災害を引き起こす可能性のある施設が立地していることから、港湾の安全性をより高めるため、安全点検を行い、護岸等の整備に努める。

また、港湾管理者は、過去に被災した個所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化する。

(4) 人員・資機材等の確保

港湾管理者は、災害発生後の港湾の障害物撤去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

7 漁港施設の災害予防対策

震災対策編第2編第18章第1節「7 漁港施設の災害予防対策」を準用する。

※ 「耐震」を「安全」に読み替える。

8 鉄道施設の災害予防対策

震災対策編第2編第18章第1節「8 鉄道施設の災害予防対策」に同じ。

※ 「(1)施設の災害予防」に関しては、以下の対策も講じる。

ウ 車両の避難

山形新幹線における車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置を講じる。

※ 「(2)防災体制の整備」中、「地震に関する警報装置（緊急地震速報受信装置等）」の整備を除く。

2 土砂災害防止施設災害予防計画

1 計画の概要

震災対策編 第2編第18章第2節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震に伴う」を除く。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 情報管理手法の確立 ③ 施設の点検・整備 ④ 施設の修繕、補強 ⑤ 応急復旧用資機材の確保 ⑥ 災害危険地区の調査及び周知
2 治山施設等の災害予防対策	① 保安林の指定及び整備 ② 治山施設の整備 ③ 林道施設の整備 ④ 山地防災ヘルパーの資質の向上
3 砂防設備等の災害予防対策	① 砂防関係法指定地等の管理強化 ② 砂防設備の整備 ③ 地すべり防止施設の整備 ④ 急傾斜地崩壊防止施設の整備 ⑤ 砂防ボランティア活動との連携

3 各施設に共通する災害予防対策

土砂災害防止施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講じる。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に迅速かつ的確な対策が実施できるよう、操作・点検マニュアル及び情報連絡体制等を整備するとともに、関係団体等と連携・協力体制を強化する。

(2) 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムの整備を検討する。

(3) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 施設の修繕、補強

施設の破損、機能低下又は老朽等により障害が生じた場合は、補修、修繕又は補強工事等を実施し、施設の維持及び機能の回復を図る。

(5) 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等、災害

発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の確立に努める。

(6) 災害危険地区の調査及び周知

山地災害、地すべり等に関する危険地区を定期的に調査し、災害危険箇所について関係市町村を通じ住民へ周知する。

4 治山施設等の災害予防対策

国及び県は、次により山地、治山の災害予防対策を講じる。

(1) 保安林の指定及び整備

ア 森林の維持造成を通じ災害に強い県土づくりを推進し、山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに指定保安林の保全に努める。

イ 地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に推進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

○ 県内の保安林の種類及び面積（令和5年4月1日現在） 単位：ha

保安林の種類	指定面積	保安林の種類	指定面積
水源涵養保安林	318,824	干害防備保安林	4,882
土砂流出防備保安林	81,261	なだれ防止保安林	1,546
土砂崩壊防備保安林	964	落石防止保安林	58
飛砂防備保安林	1,227	魚つき保安林	53
防風保安林	24	保健保安林	3,939
水害防備保安林	7	風致保安林	63
潮害防備保安林	146		

(2) 治山施設の整備

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、森林整備保全事業計画並びに地域森林計画及び国有林の地域別森林計画に基づいて、治山施設および地すべり防止施設の整備を計画的に進める。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するよう努めるものとする。

○ 県内の山地災害危険地区（令和5年4月1日現在）

施設区分	地区数
山腹崩壊危険地区	546 [91]
崩壊土砂流出危険地区	1,306 [148]
計	1,852 [239]

注：[] 内は国有林内で外書き

(3) 林道施設の整備

森林整備保全事業計画、民有林林道整備計画、地域森林計画及び国有林の地域別森林計画に基づき、災害発生時に孤立するおそれのある集落の避難・迂回路や代替路として、連絡線形となるような林道を整備する。また、避難広場等の防災安全施設の設置についても併せて検討する。

(4) 山地防災ヘルパーの資質の向上

山地災害危険地区の点検調査及び災害発生時における被害情報等の収集及び支援活動等の充実を図るため研修等を行い、山地防災ヘルパーの資質向上に努める。

5 砂防設備等の災害予防対策

国及び県は、次により砂防設備等の災害予防対策を講じる。

(1) 砂防関係法指定地等の管理強化

砂防指定地、地すべり防止区域及び土砂災害警戒区域等を適切に管理するため、砂防指定地台帳、地すべり防止区域台帳及び土砂災害警戒区域等台帳を作成し、現地の状況等を正確に把握、整理分析するとともに巡視員等による区域内の監視を強化するとともに、標識の設置等により法指定地区域における制限行為の周知徹底を図る。

また、砂防指定地、地すべり防止区域及び土砂災害警戒区域等に設置した砂防設備等の老朽化による破損や機能低下に対しては、砂防設備等の機能保全計画を定め、計画的に補修・補強を行い機能低下が生じないよう適切な維持管理に努める。

(2) 砂防設備の整備

ア 砂防設備等については、再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、要配慮者関連施設の対策箇所等を優先的に整備する。

イ 土砂・流木による被害の危険性が高い箇所においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防えん堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防えん堤、遊砂地等の整備を実施する。

○ 砂防設備の整備状況 (令和7年4月1日現在)

着手区分	高さ 15m未満	高さ 15m以上	計
S51年以前に着手	688(54)	49(35)	737(89)
S51年以降に着手	917(227)	84(59)	1,001(286)
合計	1,605(281)	133(94)	1,738(375)

注：()内は国土交通省直轄分で内数

○ 土砂災害警戒区域（土石流）の整備状況（令和7年4月1日現在）

土砂災害警戒区域 （土石流）	法指定箇所数	概成箇所数
2,200	2,049	537

(3) 地すべり防止施設の整備

ア 再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所から優先的に実施するものとし、表面水、浸透水及び地下水の排除や抑止杭の設置等により防止工事を進める。

イ 地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、防止施設の点検を定期的実施し、必要に応じ修繕等を行う。

○ 県内の土砂災害警戒区域（地すべり）の整備状況（令和7年4月1日現在）

種別		危険箇所数	法指定箇所数	概成箇所数
国土交通省		757	100	78(3)
農林水産省	農村振興局		41	39(1)
	林野庁		86	70
合計		757	227	187(4)

注：（ ）内は直轄分で内数

(4) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、要配慮者関連施設等があるため対策を要する箇所を優先的に整備する。

○ 土砂災害警戒区域（急傾斜）の整備状況（令和7年4月1日現在）

危険箇所数	法指定箇所数	概成箇所数
2,265	327	316

(5) 砂防ボランティア協会との連携

砂防設備等の異常、土砂災害に関する情報を随時的確に把握できるよう、山形県砂防ボランティア協会との連携体制を整備し、情報収集体制を強化する。

3 河川・海岸施設災害予防計画

1 計画の概要

震災対策編第2編第18章第3節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震・津波」を「災害」に読み替える。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 情報管理手法の確立 ③ 施設の点検・整備 ④ 施設の構造強化 ⑤ 応急復旧用資機材の確保
2 河川構造物の災害予防対策	① 堤防等河川構造物点検及び整備による安全性の確保 ② 占用施設における管理体制整備 ③ 防災体制等の整備
3 ダム施設の災害予防対策	① 施設の点検、安全性の確保 ② ダム管理体制の整備
4 海岸保全施設の災害予防対策	① 施設の点検及び安全性の確保 ② 災害危険箇所の調査、整備

3 各施設に共通する災害予防対策

河川・海岸施設の管理者は、次により各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムの整備を検討する。

(3) 施設の点検・整備

平時から各施設を定期的に点検することにより、異常が発見された場合は早期に整備する等全施設の正常機能を維持するように努める。

(4) 施設の構造強化

構造に関する各種基準を満たさない管理施設（建築物、土木構造物、防災関係施設等）の構造を強化する。

(5) 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の確立に努める。

(6) 民間事業者との災害協定等の締結

水防管理者は、委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、

災害協定等の締結に努める。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

4 河川構造物の災害予防対策

河川管理者は、次により河川構造物の災害予防対策を講じる。

(1) 堤防等河川構造物の点検及び整備による安全性の確保

河川管理施設の点検を実施し、安全性の確保を図るとともに、重要水防箇所や治水上改修が必要な箇所の整備を推進する。また、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

(2) 占用施設における管理体制整備

橋梁、排水機場及び頭首工等の占用施設について、災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立等、管理体制の整備徹底を図る。

(3) 防災体制等の整備

県は、河川、ダム情報等のテレメーターシステムを整備し、出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるよう体制を整備する。また、災害発生後の復旧活動に伴う多種多様な河川区域使用の要請に対する基本的な対応方針を定めておく。

市町村は、洪水予報等の伝達方法及び円滑な避難を確保するうえで必要な事項を地域防災計画に定めるほか、洪水ハザードマップの作成・周知に努める。

5 浸水拡大を抑制するための災害予防対策

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

6 ダム施設の災害予防対策

ダム施設の管理者は、次により災害予防対策を講じる。

(1) 施設の点検、安全性の確保

国土交通省及び県が所管するダムは、「河川管理施設等構造令」及び「河川砂防技術基準」等により、十分な強度で設計・施工されているが、これらのダム及び関連施設等については、河川法施行令第9条及び第29条に基づき定められた点検要領により点検を行い、必要な対策を講じながら施設の改善に努める。

(2) ダム管理体制の整備

県は洪水等に対する適正なダム管理を行うため、ダム管理情報の整備に努める。

また、災害時に一貫した管理がとれるようダム操作マニュアルの作成及び関係機関との連絡体制の確立等管理体制の整備、徹底を図る。

(3) 利水ダム等の事前放流の推進

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

○ 県内のダム施設数 (※)

(令和3年4月1日現在)

設置者	管理施設数	管理者	
国土交通省	5	東北地方整備局	コンクリートダム 2 フィルダム 2
		北陸地方整備局	コンクリートダム 1
農林水産省	4	鶴岡市	アースダム 1
		土地改良区	コンクリートダム 1 フィルダム 2
山形県 県土整備部	13	県土整備部	コンクリートダム 10 フィルダム 2 コンクリートダム+フィルダム 1
山形県 農林水産部	3	尾花沢市	コンクリートダム 1
		土地改良区	フィルダム 1 コンクリートダム+フィルダム 1
山形県企業局	1	企業局	コンクリートダム 1
その他	9	東北電力	コンクリートダム 6
		土地改良区	アースダム 2
		その他	コンクリートダム 1
計	35		

※法河川内の堤高 15m以上のダムを計上

7 海岸保全施設の災害予防対策

海岸管理者は、次により海岸保全施設等の災害予防対策を講じる。

(1) 施設の点検及び安全性の確保

山形沿岸海岸保全基本計画に基づき、計画的に海岸保全施設の点検を実施するとともに、設計指針等により緊急性の高い箇所から計画的・重点的な改修を行い、安全性確保に努める。

(2) 災害危険箇所の調査、整備

災害危険箇所の定期点検を実施するとともに、必要に応じ、堤防等施設整備に努める。

8 洪水氾濫による被害の軽減に資する取組

気候変動による影響を踏まえ、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組みを推進するための密接な連携体制を構築する。

9 流域治水の取組の推進

流域治水の取組を推進するため、県及び関係者は特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川制度を活用し、次の事項を実施するものとする。

(1) 流域水害対策計画の策定

特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る地方公共団体及び特定都市下水道の下水

道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、流域水害対策計画を策定するものとする。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。計画策定後は、計画に基づき、協働して「流域治水」を本格的に実践するものとする。

(2) 貯水機能保全区域の指定

県知事等は、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域を、貯留機能保全区域として指定することができる。

(3) 浸水被害防止区域の指定

県知事は、特定都市河川流域のうち、洪水等により住民等に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発・建築行為等の制限をすべき土地の区域について、浸水被害防止区域として指定することができる。

10 浸水想定区域の指定

国土交通省及び県は、全ての一級・二級河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

4 農地・農業用施設災害予防計画

1 計画の概要

震災対策編第2編第18章第4節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 情報管理手法の確立 ③ 施設の点検 ④ 風水害対策の強化 ⑤ 復旧資機材等の確保
2 農道施設の災害予防対策	
3 農業用ダム施設の災害予防対策	
4 用排水施設の災害予防対策	
5 ため池施設の災害予防対策	

3 各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(3) 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 風水害対策の強化

各施設については、所定の洪水量等に対応した整備を図る。

(5) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

4 農道施設の災害予防対策

県は、市町村や土地改良区等に対し、その管理する農道について、降雨等による被害が予想される法面崩壊、土砂崩壊及び落石等に対する防止工の設置と、老朽化した安全施設の計画的な更新・整備を指導する。

5 農業用ダム施設の災害予防対策

国営及び県営事業で築造したダムは、「河川管理施設構造令」及び「土地改良事業計画設計基準・設計『ダム』」等により、洪水流量を考慮し、これらのダムについては、「土地改良施設管理基準 ダム編」及び河川法の適用を受けるダムについては同法第 47 条第 1 項に規定する操作規程により適切に管理し、必要な対策を講じながら施設の改善に努める。

○ 山形県内の農業用ダム

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

管 理 者	種 別 ダ ム 数
県（農林水産部）	コンクリートダム 2、フィルダム 2
市町村	フィルダム 1
土地改良区等	コンクリート+フィルダム 1、フィルダム 1
合 計	7

注：河川許可工作物若しくは「土地改良事業計画設計基準・設計『ダム』」に基づき又はこれに準じて築造された堤高 15m 以上の堰堤であって、かつ、土地改良法に基づく管理規程によって管理・監視されているものを計上した。

6 用排水施設の災害予防対策

用排水施設の管理者は、主要な頭首工、樋門、樋管及び揚排水機場等は、洪水量等を考慮して設計・施工されているが、不十分な施設については、技術基準等に基づき適切な機能が確保されるよう整備を図る。

7 ため池施設の災害予防対策

国、県及び市町村は、豪雨や地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下、防災重点農業用ため池という）について、データベースの整備やハザードマップの作成等により、地域住民に対して適切な情報提供を図る。

ため池の所有者等は、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の規模、構造等を内容とする届出を行うとともに、適正な管理に努める。

県では、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき防災工事等推進計画を策定し、防災重点農業用ため池を対象として、劣化状況評価及び豪雨・耐震性評価を実施し、その結果を踏まえて防災工事等の必要性を判断して優先付けを行い、計画的に対策を実施する。

○ 防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

(令和 6 年 1 月 1 日現在)

ため池数 ①	①のうち、 防災重点農業用ため池数 ②	②に係る防災工事等の計画(令和 12 年度まで)	
		防災工事 計画箇所数	廃止工事 計画箇所数
1,080	359	63	50

5 電力供給施設災害予防計画

1 計画の概要

震災対策編第2編第18章第5節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

2 計画の体系

震災対策編第2編第18章第5節「2 計画の体系」に同じ。

3 防災体制の整備

震災対策編第2編第18章第5節「3 防災体制の整備」に同じ。

4 防災関係機関との連携

震災対策編第2編第18章第5節「4 防災関係機関との連携」に同じ。

5 広報活動

震災対策編第2編第18章第5節「5 広報活動」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

6 電力設備の災害予防対策

震災対策編第2編第18章第5節「6 電力設備の災害予防対策」を準用する。

※ 震災対策編の「耐震対策」を「各種対策」に読み替える。

7 災害対策用資機材等の整備

震災対策編第2編第18章第5節「7 災害対策用資機材等の整備」に同じ。

6 ガス供給施設災害予防計画

1 計画の概要

震災対策編第2編第18章第6節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える

2 計画の体系

震災対策編第2編第18章第6節「2 計画の体系」に同じ。

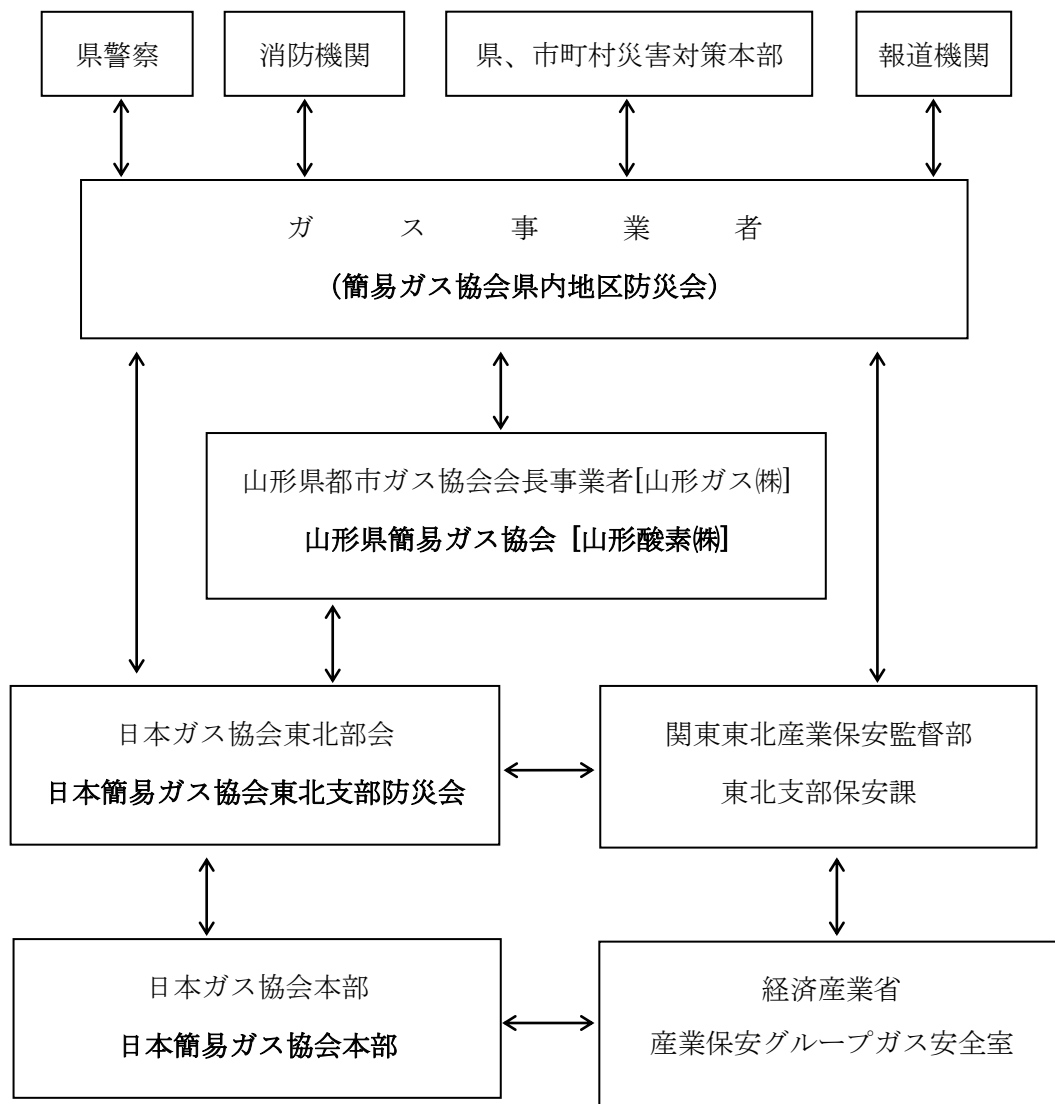
3 防災体制の整備

(1) 連絡体制の確立

災害の発生が予想され又は発生した場合は、消防、県警察、県及び市町村等の防災関係機関と相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ連絡体制や窓口を確認しておく。

また、報道機関に対しても災害発生時の情報を速やかに連絡できる体制を確立しておくとともに、ガスの保安確保等に対する需要家の理解と協力についての報道を依頼しておく。

なお、一酸化炭素ガス（CO）を含むガスを供給している事業者は、漏洩ガスによる中毒事故発生の可能性があるので、救急指定病院等との連絡体制についても確認しておく。



* 下段、太字は簡易ガス協会の組織

(2) 要員の確保

災害により発生する被害の程度等に応じた職員の出動基準、出動方法、出動場所及び出動途上における情報収集方法を定めておく。

(3) 災害対策本部の設置

災害対策本部の組織・規模について、被害状況等に応じてあらかじめ具体的に定めておくとともに、構成員の役割を明確にしておく。

また、災害対策本部の設置場所は、災害対策活動の拠点として有効に機能するよう適切な箇所を選定しておくとともに、非常通信設備、同報機能を備えたファクシミリ、複写機等の備品や関係図書、帳票類を整備しておく。

(4) 応急協力体制の整備

緊急措置や復旧作業に必要な人員、機材等を確保するため、近隣のガス事業者や協会組織から救援を受ける場合の手続き等を確認しておくとともに、その救援隊の復旧基地や宿泊施設確保等の受入体制を事前調査しておく。また、関連工事会社の動員についても、その基準や方法、場所を定めておく。

(5) 防災教育及び防災訓練の実施

災害発生時における緊急対応能力を向上させるため、職員に対して防災教育及び防災訓練を定期的に実施する。

ア 防災教育

災害対策本部の設置・運営、職員の動員、ガス供給停止判断及び漏えい受付処理に関する事項等について教育する。

イ 防災訓練

ガス工作物の巡視・点検やガス供給停止に関する事項について訓練するほか、市町村や県が主催する防災訓練にも積極的に参画する。

(6) 防災関係機関との連携

県防災会議及び防災関係機関等とは平時から協調し、防災情報の収集・提供等相互の連携体制を整備する。

4 広報活動

防災対策を効果的に行うため、災害発生時及びガス供給停止時等の時期に応じた広報活動について、フロー図、チェックリスト及び広報例文等を準備して具体的に定めておくとともに、広報担当責任者を定めておく。また、需要家や報道機関・地方自治体等関係機関との広報ルートを確立しておく。

平時には、災害発生時における二次災害防止のための広報活動を行う。

5 ガス供給施設の災害予防対策

(1) 代替性の確保

ガス供給施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の安全性等の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(2) 施設対策

ガス施設の安全性向上を基本として、特に医療機関等の人命に関わる施設や防災拠点となりうる施設等の重要施設へのガス供給施設の重要度を考慮し、次により合理的かつ効果的な災害予防対策を講ずる。

ア 製造所・供給所

(ア) 新設する施設は、その重要度及び設置地盤の安全性と基礎の構造・強度等を十分検討し、ガス事業法等の関係法令等に基づき合理的な安全設計を行う。

(イ) 既設の施設については、定期的に安全性の点検を行い、必要に応じて補強等を行う。

イ 導管の対策

(ア) 新設する導管は、安全性の優れた鋼管、ダクタイル鋳鉄管及びポリエチレン管等の管材を使用し、その接合は、溶接、融着及び抜け出し防止機構を備えた機械的接合等耐震性能を有する方式を使用する。

また、重要な導管は、供給系統の分離や液状化への対応についても考慮する。

(イ) 安全性が十分でない既設管は、ガス供給先施設の社会的重要度や地盤条件(液状化の危険性、活断層の位置等)を勘案して、安全性のある導管への取替え又は更生処理を実施する。

(3) 緊急措置設備対策

緊急対策の基本は、災害発生時のガス漏えいによる二次災害を防止するために、被害の著しい地域へのガス供給を停止すること及び供給を継続する地域の保安を確保することであることから、次により関連設備の整備等を行う。

ア 製造所・供給所

- (ア) 検知・警報（漏えい検知器及び火災報知機等）装置を設置し、緊急対策を行うべき基準を決めておく。
- (イ) ガス発生設備、ガスホルダー及び液化ガス貯槽等に緊急停止設備を設置する。
- (ウ) 防消火設備を整備する。
- (エ) 発災直後の設備点検を迅速に行えるよう、点検の要点やルート及び担当者を決めておく。
- (オ) 人身の安全を確保するため、避難や負傷者の救護体制を確立しておく。

イ 導管

- (ア) 供給停止地区と供給継続地区を区分するため、導管網のブロック化を推進する。
- (イ) 供給停止ブロックごとに、確実に供給停止を行うための遮断装置を整備するとともに、必要により、ガスの供給圧力を速やかに減圧するための減圧設備を設置する。
- (ウ) 供給区域内の地震動及び被害情報を迅速かつ的確に把握できるよう、あらかじめ項目を定めその収集手段を整備しておくとともに、信頼性の高い情報通信設備を確保する。

6 災害対策用資機材の整備

震災対策編第2編第18章第6節「6 災害対策用資機材の整備」に同じ。

7 放送施設災害予防計画

1 計画の概要

震災対策編第2編第18章第7節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震により」を除く。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 災害対策計画の策定	
2 防災体制の整備	① 防災体制の確立 ② 防災教育、防災訓練の実施

3 災害対策計画の策定

災害に備え、次の事項を内容とする災害対策計画を策定し、防災対策の充実を図る。

- (1) 消耗品・機材等の備蓄及び緊急物資・機材の入手ルートの確立
- (2) 商用電力停電に備えた自家発電機等非常用電源及び自家発電機等の燃料補給先の確保
- (3) 中継回線状態の把握
- (4) 各種無線機器等の伝搬試験の実施
- (5) 仮演奏所及び仮設送信所設置場所の調査選定
- (6) 非常持出機器及び書類の指定
- (7) 交通路の調査
- (8) 電力会社、警察庁、国土交通省及び非常通信協議会等の利用しうる通信回線の調査
- (9) 災害時における放送事業の継続に関すること（BCP）

4 防災体制の整備

震災対策編第2編第18章第7節「4 防災体制の整備」に同じ。

8 電気通信施設災害予防計画

1 計画の概要

震災対策編第2編第18章第8節「1 計画の概要」に同じ。

2 計画の体系

震災対策編第2編第18章第8節「2 計画の体系」に同じ。

3 防災体制の整備

震災対策編第2編第18章第8節「3 防災体制の整備」に同じ。

4 広報活動

震災対策編第2編第18章第8節「4 広報活動」を準用する。

※ 震災対策編の「地震災害」を「災害」に読み替える。

5 電気通信施設の災害予防対策

震災対策編第2編第18章第8節「5 電気通信施設の災害予防対策」を準用する。

※ 「地震又は火災」を「火災等」に読み替える。「耐震及び」を除く。

6 災害対策用資機材等の確保と整備

震災対策編第2編第18章第8節「6 災害対策用資機材等の確保と整備」に同じ。

9 上水道施設災害予防計画

1 計画の概要

震災対策編第2編第18章第9節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「大規模な地震」を「災害」に読み替える。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 組織体制の確立 ② 応急対策マニュアルの策定 ③ 職員に対する教育及び訓練 ④ 管理図面及び災害予防情報の整備 ⑤ 関係機関との連携及び連絡調整 ⑥ 緊急時連絡体制の整備 ⑦ 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄
2 防災広報活動の推進	① 住民に対する広報、啓発活動 ② 町内会等への防災活動の研修 ③ 医療施設等への周知
3 上水道施設の災害予防措置	① 重要施設及び基幹管路の安全性の強化 ② 代替性の確保 ③ バックアップシステムの構築等 ④ 機械設備や薬品管理における予防対策 ⑤ 二次災害の防止
4 災害対策用資機材等の整備	① 応急給水用資機材の整備 ② 応急復旧用資機材の整備
5 生活用水水源の把握	

3 防災体制の整備

水道事業者は、次により防災体制の整備を行う。

(1) 組織体制の確立

災害発生時に上水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織体制ごとに体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう、応急給水・応急復旧マニュアル及び手順書を策定する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

ア 研修会、講習会等を計画的に開催し、災害による被害の調査能力、復旧計画の立案能力、災害現場における復旧施工等の現場技術等を向上させ、熟達した技術者の養成・確保に努める。

イ 緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、総合的な防災訓練並びに情報伝

達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練及び応急復旧訓練等の個別の訓練を実施する。

(4) 管理図面及び災害予防情報の整備

他部局及び他事業体の応援者等が迅速に応急活動を実施できるよう、基本的な水道システム図、施設図及び管路図並びに拠点給水地、指定避難地及び想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急復旧用図面等を整備する。

(5) 関係機関との連携及び連絡調整

災害時相互応援協定により応援体制を整備するほか、応急対策用車両を緊急用車両として通行できるよう警察と事前調整や、道路管理者と連携して復旧が行えるようにする等、災害発生時における関係機関や他の水道事業者等と連携体制を整備する。

また、宅内配管について、迅速に復旧できるようあらかじめ体制の構築に努める。

(6) 緊急時連絡体制の整備

県、市町村及び水道事業者は、災害発生時にも使用可能な携帯電話や無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、応援要請連絡体制及び応援要請様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

(7) 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄

自家発電設備等の燃料の備蓄及び水道用薬品の適正な量の備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなどによりこれらの確保に努める。

4 防災広報活動の推進

震災対策編第2編第18章第9節「4 防災広報活動の推進」を準用する。

※ 震災対策編(3)の「受水槽等の耐震性の向上」を除く。

5 上水道施設の災害予防措置

水道事業者は、上水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、特に過去の風水害等により被災した経験がある場合には、次により施設の新設、改良及び修繕を計画的に推進する。

(1) 重要施設及び基幹管路の安全性の強化

ア 軟弱地盤における地盤改良

イ 指定避難所、給水拠点を中心とした耐震性貯水槽又は大口径配水管等の整備による貯水機能の強化

ウ 配水池容量（12時間貯水容量）の増加及び緊急遮断弁の設置

エ 老朽管路の計画的な更新

(2) 代替性の確保

上水道施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(3) バックアップシステムの構築等

災害による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

ア 重要施設の複数配置による危険分散の強化

イ 非常用電源の整備(二回線受電、自家発電設備)

ウ 隣接水道事業者施設と相互融通可能な連絡管設置によるバックアップシステムの構築

エ 制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域

の限定化

オ 各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの整備

(4) 機械設備や薬品管理における予防対策

ア 水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管

イ 水道用薬品の適正な量の備蓄

(5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、二次災害を防止するための体制の整備に努める。

6 災害対策用資機材等の整備

震災対策編第2編第18章第9節「7 災害対策用資機材等の整備」に同じ。

7 生活用水水源の把握

震災対策編第2編第18章第9節「8 生活用水水源の把握」に同じ。

10 下水道施設災害予防計画

1 計画の概要

震災対策編第2編第18章第10節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 組織体制の確立 ② 応急対策マニュアルの策定 ③ 職員に対する教育及び訓練 ④ 設備台帳及び図面等の整備 ⑤ ライフライン関係機関との連携 ⑥ 民間事業者等との連携 ⑦ 災害時維持修繕協定の締結 ⑧ 管理協定の締結 ⑨ 事業継続計画(B C P)の策定・運用
2 広報活動	
3 下水道施設の災害予防対策	① 浸水対策 ② 安全性の確保 ③ 長時間停電対策
4 災害復旧用資機材等の確保	

3 防災体制の整備

下水道管理者は、下水道施設が被災した場合、公共用水域の水質悪化や公衆衛生の悪化など住民の生活に与える影響が大きいため、次により防災体制を整備する。

(1) 組織体制の確立

災害発生時に下水道施設の復旧に直ちに着手できるよう体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

防災用電話、衛星電話、携帯電話及び防災行政無線等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急防災体制、緊急時連絡先一覧表等を記載した参集マニュアルを策定し、緊急時連絡体制を確立する。また、従事者の役割分担や調査方法及び応急措置等を定めた緊急点検・応急マニュアルも併せて整備する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

研修会及び講習会を計画的に開催し、職員について、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平時において総合訓練や各種訓練を行う。

(4) 設備台帳及び図面等の整備

災害発生時の対応に万全を期するため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。

(5) ライフライン関係機関等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるため、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制の構築を図る。

また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握するうえで、水防団や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制の構築を図る。

(6) 民間事業者等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、業界団体を含む民間事業者への委託が可能な業務については、あらかじめ協定を締結しておくなど民間事業者等の能力やノウハウの活用を図る。

(7) 管理協定の締結

公共下水道管理者は、浸水被害対策区域における浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内にある雨水貯留施設を自ら管理する必要があると認めるときは、雨水貯留施設所有者等との間において、管理協定を締結して当該雨水貯留施設の管理を行うなどして浸水被害の軽減を図る。

(8) 災害時維持修繕協定の締結

施設の維持修繕を的確に行う能力を有するものと災害時における維持・修繕に関する協定を締結することで、下水道管理者以外のものでも維持又は修繕が可能となるような体制の構築を図る。

(9) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

災害発生時に資源が制約される中で事業を継続するために必要な計画（業務継続計画）を策定し、PDCAサイクルにより随時見直しに努める。

4 広報活動

震災対策編第2編第18章第10節「4 広報活動」に同じ。

5 下水道施設の災害予防対策

下水道管理者は、次により下水道施設の浸水対策及び安全確保対策を実施する。

(1) 浸水対策

ア 耐水性調査及び補強対策

施設の耐水性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

イ 耐水対策の計画、設計及び施工

浸水により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、処理場における流入・放流ゲートは河川水位等を十分考慮に入れた構造とする。

また、処理場及びポンプ場の機械・電気設備は、浸水に耐える構造及び配置とする。

(2) 安全性の確保

ア 施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、浸水時に、漏水や湧水等何らかの変状が発生する危険性が高い箇所を把握しておく。

イ 維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

(3) 長時間停電対策

ア 非常用電源の確保

下水道施設の停電対応として、非常用発電機を整備しておくほか、建設会社及びリース会社等と災害時における電源車や可搬式発電機の優先借受について協定を締結することを検討する。

イ 燃料の確保

非常用電源及び緊急車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定を締結することを検討する。

なお、非常用電源の燃料は72時間の備蓄を目標とする。

6 災害復旧用資器材等の確保

震災対策編第2編第18章第10節「6 災害復旧用資機材等の確保」に同じ。

11 工業用水道施設災害予防計画

1 計画の概要

震災対策編第2編第18章第11節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 組織体制の確立 ② 応急対策マニュアルの策定 ③ 災害時連絡体制の整備 ④ 職員に対する教育及び訓練 ⑤ 設備台帳及び図面等の整備
2 広域応援体制の整備	
3 工業用水道施設の災害予防対策	
4 災害対策用資機材等の整備	

3 防災体制の整備

震災対策編第2編第18章第11節「3 防災体制の整備」に同じ。

4 広域応援体制の整備

震災対策編第2編第18章第11節「4 広域応援体制の整備」に同じ。

5 工業用水道施設の災害予防対策

工業用水道事業者は、風水害等による断減水をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限に留めるための計画を作成し、施設の新設・拡張・改良計画にあわせて計画的に整備を進める。

特に、過去の風水害により被災した経験がある場合には、十分な防災対策を講ずる。

○県内工業用水道施設の概要 (令和7年4月1日現在)

事業者	施設名	給水能力 (m ³ /日)
山形県企業局	酒田工業用水道	75,000
	八幡原工業用水道	14,700
	福田工業用水道	2,800
東根市	東根大森工業用水道	10,600
小国町	小国町工業用水道	6,510

6 災害対策用資機材の整備

震災対策編第2編第18章第11節「6 災害対策用資機材の整備」を準用する。

※ 震災対策編の「工業用水道施設の状況及び地震による被災想定を考慮して」を「工業用水道施設の状況等を考慮して」に読み替える。

12 危険物等施設災害予防計画

1 計画の概要

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質（以下「危険物等」という。）に係る事故の発生又は災害による被害の拡大を防止するために、危険物等を取扱う施設及び大量輸送する事業者等が実施する自主保安対策等について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 危険物施設の安全対策	① 施設構造基準等の維持 ② 保安教育の実施 ③ 防災訓練の実施 ④ 連絡体制の確立
2 火薬類製造施設等の安全対策	① 施設構造基準等の遵守 ② 保安教育及び防災訓練の実施 ③ 自主保安体制の充実 ④ 連絡体制の確立
3 高圧ガス製造施設等の安全対策	① 法令上の基準等の遵守 ② 保安教育の実施 ③ 防災訓練の実施 ④ 自主防災活動組織の整備 ⑤ 連絡、応援体制の確立
4 毒物劇物保管貯蔵施設の安全対策	① 危害防止規程の充実 ② 大量取扱者の指導
5 有害物質取扱施設等の安全対策	① 非常時の対応マニュアルの整備
6 放射線使用施設の安全対策	① 放射線施設の対策 ② 非常用機器材の整備 ③ 連絡体制の確立 ④ 非常時活動マニュアルの整備 ⑤ 防災教育及び防災訓練の実施

3 各施設に共通する安全対策

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

4 危険物施設の安全対策

震災対策編 第2編第18章第12節「3 危険物施設の安全対策」を準用する。

※ 震災対策編の「維持し耐震性を確保」を「維持」に読み替える。

5 火薬類製造施設等の安全対策

(1) 施設構造基準等の遵守

ア 火薬類関係事業者は、必要に応じ、施設構造について法令で定める技術上の基準に係る事項等を点検・調査し、施設の適切な維持に努める。

イ 県は、火薬類の製造、販売、貯蔵及び消費等に係る施設について、保安検査及び立入検査を実施し、火薬類取締法の基準に適合するよう指導する。

(2) 保安教育及び防災訓練の実施

ア 県は、火薬類関係事業者に対し、従業者への保安教育の実施を徹底させ、保安意識の高揚と保安技術の向上に努める。

イ 火薬類関係事業者は、災害発生時に被害拡大防止措置を的確かつ迅速に実施できるよう、必要に応じ、非常時を想定した防災訓練を行う。

(3) 自主保安体制の充実

ア 火薬類関係事業者は、保安教育計画に災害対応についても定め、保安教育を徹底する。

イ 県は、火薬類関係事業者の自主保安体制の充実・強化を図るため、防災対策技術について指導する。

(4) 連絡体制の確立

火薬類関係事業者は、被災した場合に備え、消防、県警察等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を確立する。

6 高圧ガス製造施設等の安全対策

(1) 法令上の基準等の遵守

ア 高圧ガス製造施設、貯蔵所等

(ア) 高圧ガス関係事業所は、高圧ガス保安法等に定める技術上の基準に基づき、施設・設備を適正に維持するよう努める。

(イ) 県は、高圧ガス関係事業所の保安検査及び立入検査を強化し、施設の位置、構造及び設備を高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持させるとともに、定期自主検査の徹底、高圧ガスの取扱等の適正化及び危害予防規程の作成等、安全管理体制の確立を指導する。

イ 液化石油ガス販売事業者、一般消費者等

(ア) 液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める施設設備等の技術上の基準に基づき、施設・設備等を適正に維持するとともに、一般消費者等における充てん容器の転倒防止措置を徹底する。

(イ) 県は、液化石油ガス販売事業者等の立入検査を強化し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める供給設備等点検等の励行等の自主保安体制の確立を指導する。

(2) 保安教育の実施

ア 高圧ガス関係事業者は、高圧ガスの自主保安体制を確立するため、防災対策を含めた保安教育を実施する。

イ 県は、一般社団法人山形県LPガス協会、山形県高圧ガス地域防災協議会、山形県高圧ガス協議会、山形県冷凍協会及び山形県冷凍空調設備工業会（以下「高圧ガス関係団体」という。）の協力を得て、高圧ガス関係事業所の保安係員、業務主任者等に対し、保安に関

する講習会を開催し、高圧ガスの自主保安体制の確立について指導、啓発に努める。

ウ 県は、一般消費者の保安意識の高揚を図るため、一般社団法人山形県LPガス協会に対して、一般消費者に対する保安教室を開催するよう指導する。

(3) 防災訓練の実施

県は、高圧ガス関係団体に対し、具体的な災害想定に基づき、一般消費者も含めたより実践的な防災訓練を計画的に実施するとともに、県又は市町村が実施する防災訓練に参加するよう指導する。

(4) 自主防災活動組織の整備

高圧ガス関係事業者は、災害発生時に迅速な対応がとれるよう、自主防災活動組織の体制及び防災資機材の整備に努める。

(5) 連絡、応援体制の確立

ア 高圧ガス関係事業者は、災害発生時に、迅速かつ的確に関係機関及び他の高圧ガス関係事業者の協力が得られるよう連絡、応援体制を確立しておく。

イ 高圧ガス関係団体は、災害発生時に、防災資機材の提供等、高圧ガス関係事業者の要請に対して応援・協力できる体制の整備・充実に努める。

7 毒物劇物保管貯蔵施設の安全対策

震災対策編 第2編第18章第12節「6 毒物劇物保管貯蔵施設の安全対策」に同じ。

8 有害物質取扱施設等の安全対策

震災対策編 第2編第18章第12節「7 有害物質取扱施設等の安全対策」を準用する。

※ 「耐震」を「安全」に読み替える。

9 放射線使用施設の安全対策

国は、放射線使用事業所に対し、災害発生時における措置を放射線障害予防規程に定める等、法令に基づき放射線使用施設を適正に維持管理するよう指導することとされている。

県は、医療法に基づく医療監視を行い、放射線使用施設（医療機関）に係る規定を遵守するよう指導するとともに、施設管理者に、空間放射線量率の増加並びに空気及び水中での放射能又は化学薬品等による人的災害の防止のため、次の措置を講じるよう指導する。

(1) 放射線施設の対策

ア 放射線施設については、放射性同位元素による汚染拡大防止や室外漏出防止のため、開口部、配管及び配線に被害防止措置を施す。

また、放射線源収納部については、転倒、移動及び落下防止措置をとるとともに、治療用線源又はCT（コンピューター断層撮影法）等による治療中、診断中の過度の照射防止措置をとる。

イ 放射性同位元素保管容器及び廃棄物収納容器類については、接触、転倒、落下又は破損を防止する措置をとる。

ウ 放射線施設の建物について保安点検を実施するとともに、非常用機材の作動点検及び有効期間の確認並びに廃液貯留槽についての液量・濃度点検及び漏水検査を定期的に行う。

(2) 非常用機器材の整備

放射線による汚染事故等非常時に備え、放射線測定機器、放射線被ばく防護機材、汚染防止

用具類、消火器類及び非常用電源類等を整備する。また、放射性同位元素を緊急に収納・運搬できる鉛容器等も併せて備えておく。

(3) 連絡体制の確立

放射線による汚染事故等、非常時における消防等関係機関との連絡体制を確立する。

(4) 非常時活動マニュアルの整備

放射線による汚染事故等非常時における対応として、放射線施設の使用禁止又は立入禁止区域の設定及び消火方法等を定めたマニュアルを整備しておく。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

放射線施設従事者等に、防災計画の概要並びに非常用機材の種類、作動原理及び使用目的とその効果を周知する。また、避難訓練、通報訓練及び点検訓練等を規模、形態に応じて定期的
に実施する。

第 17 節 物資の備蓄、調達計画

1 計画の概要

震災対策編 第 2 編第 19 章「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震による」を除く。

2 計画の体系

震災対策編 第 2 編第 19 章「2 計画の体系」に同じ。

3 基本的な考え方

震災対策編 第 2 編第 19 章「3 基本的な考え方」に同じ。

4 食料等の確保品目及び方法

震災対策編 第 2 編第 19 章「4 食料等の確保品目及び方法」に同じ。

第 18 節 文教施設における災害予防計画

1 計画の概要

震災対策編第 2 編第 20 章「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

2 計画の体系

震災対策編第 2 編第 20 章「2 計画の体系」を準用する。

※ 震災対策編の「⑦ 施設の耐震性の強化」を除く。

3 学校の災害予防対策

震災対策編第 2 編第 20 章「3 学校の災害予防対策」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

※ 震災対策編の「(7) 施設の耐震性の強化」を除く。

4 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

(1) 防災計画の策定等

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて職員に周知しておく。

(2) 自衛防災組織の編成

災害発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

(3) 避難体制の確立

災害発生時に、施設内の利用者等に状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、避難経路の表示を増やす等の措置を講ずる。また、避難誘導の手段及び方法について検討し、確立しておく。

(4) 防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとる。また、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図る。

ア 文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所にも十分考慮して、敷地全般にわたる排水施設やがけ崩れ、土砂流出防止施設等の整備及び危険木対策を促進する。

イ 収蔵物を火災、浸水及び転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておく。

5 被災地学び支援派遣等枠組み（D－E S T）に係る体制の整備

震災対策編第 2 編第 20 章「5 被災地学び支援派遣等枠組み(D－E S T)に係る体制の整備」を準用する。

第 19 節 要配慮者の安全確保計画

1 計画の概要

震災対策編 第 2 編第 21 章「1 計画の概要」に同じ。

2 計画の体系

震災対策編 第 2 編第 21 章「2 計画の体系」に同じ。

3 在宅の要配慮者対策

震災対策編 第 2 編第 21 章「3 在宅の要配慮者対策」に同じ。

4 社会福祉施設等における要配慮者対策

- (1) 社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、県及び市町村が連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。県及び市町村は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

ア 防災体制の整備

(ア) 自衛消防組織の設置

防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛消防組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

(イ) 職員動員体制の確立

災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動態勢を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

(ウ) 情報連絡、応援体制の確立

消防署等との非常通報装置（ホットライン）の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、県警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議の設置や、災害時の施設利用者の受入れに関する事前の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。なお、その内容を、県に情報提供するよう努める。

また、地域住民、民間ボランティア団体及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

イ 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入れ可能な余裕スペースの確認に努める。

ウ 防災教育、防災訓練の実施

職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主

防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施する。

また、被災状況等により、施設に長くとどまれないなどのため、入（通）所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

エ 施設、設備等の安全性強化

建築基準法による新耐震基準施行（昭和 56 年）以前の施設について耐震診断を実施し、必要に応じて計画的な改修に努める。

オ 食料等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、地震災害に備えて、最低 3 日間、推奨 1 週間分の食料・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

カ 要配慮者の受入体制の整備

災害時に要配慮者を緊急に受け入れられる体制の整備に努める。

(2) 県及び市町村は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

ア 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

イ 防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

ウ 要配慮者の受入体制の整備

社会福祉施設等が要配慮者を緊急に受け入れた場合に支援する体制の整備を図る。

(3) 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の情報提供等

市町村は、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設であって、洪水時等にその利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、市町村の地域防災計画にその名称及び所在地を定め、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

県（要配慮者利用施設所管部）及び市町村は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援し、市町村長は、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市町村長はその旨を公表することができる。

5 DWAT（災害派遣福祉チーム）の体制整備

震災対策編 第 2 編第 21 章「5 DWAT（災害派遣福祉チーム）の体制整備」に同じ。

6 外国人の安全確保対策

震災対策編 第 2 編第 21 章「6 外国人の安全確保対策」に同じ。

7 避難後の支援方策

市町村は、要配慮者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

第 20 節 災害救助基金の積立・運用計画

1 計画の概要

震災対策編 第 2 編第 22 章「1 計画の概要」に同じ。

2 計画の体系

震災対策編 第 2 編第 22 章「2 計画の体系」に同じ。

3 災害救助基金の使途

震災対策編 第 2 編第 22 章「3 災害救助基金の使途」に同じ。

4 災害救助基金の積立て

震災対策編 第 2 編第 22 章「4 災害救助基金の積立て」に同じ。

5 災害救助基金の運用

震災対策編 第 2 編第 22 章「5 災害救助基金の運用」に同じ。

第3章 災害応急計画

第1節 活動体制関係

1 災害対策本部

1 計画の概要

震災対策編第3編第1章第1節 災害対策本部「1 計画の概要」を準用する。

※「地震により」を除く。

2 県災害対策本部の組織図

震災対策編第3編第1章第1節 災害対策本部「2 県災害対策本部の組織図」に同じ。

3 県災害対策本部の設置

震災対策編第3編第1章第1節 災害対策本部「3 県災害対策本部の設置」に同じ。

4 県災害対策本部の組織、運営等

震災対策編第3編第1章第1節 災害対策本部「4 県災害対策本部の組織、運営等」に同じ。

5 県現地災害対策本部

震災対策編第3編第1章第1節 災害対策本部「5 県現地災害対策本部」に同じ。

6 県災害対策本部地域支部

震災対策編第3編第1章第1節 災害対策本部「6 県災害対策本部地域支部」に同じ。

7 本部、現地本部、支部における職員応援

震災対策編第3編第1章第1節 災害対策本部「7 本部、現地本部、支部における職員応援」に同じ。

8 国の現地災害対策本部との連絡調整

震災対策編第3編第1章第1節 災害対策本部「8 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」に同じ。

9 市町村の活動体制

震災対策編第3編第1章第1節 災害対策本部「9 市町村の活動体制」に同じ。

10 防災機関の活動体制

震災対策編第3編第1章第1節 災害対策本部「10 防災機関の活動体制」に同じ。

11 業務継続性の確保

震災対策編第3編第1章第1節 災害対策本部「11 業務継続性の確保」に同じ。

12 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

震災対策編第3編第1章第1節 災害対策本部「12 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」に同じ。

13 複合災害への対応

震災対策編第3編第1章第1節 災害対策本部「13 複合災害への対応」に同じ。

2 職員の動員配備体制

1 計画の概要

震災対策編第3編第1章第2節 職員の動員配備体制「1 計画の概要」を準用する。

※「地震による」を除く。

2 初動対応の基本的な考え方

震災対策編第3編第1章第2節 職員の動員配備体制「2 初動対応の基本的な考え方」に同じ。

3 災害発生時における配備体制

震災対策編第3編第1章第2節 職員の動員配備体制「3 災害発生時における配備体制」に同じ。

4 勤務時間外における職員の招集

震災対策編第3編第1章第2節 職員の動員配備体制「4 勤務時間外における職員の招集」に同じ。

(別表) 災害時等における職員の動員配備体制

震災対策編第3編第1章第2節 別表に同じ。

3 県内被災地における広域応援・受援計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第1章第3節 県内被災地における広域応援・受援計画「1 計画の概要」に同じ。

2 広域応援・受援計画フロー

震災対策編第3編第1章第3節 県内被災地における広域応援・受援計画「2 広域応援・受援計画フロー」に同じ。

3 被災市町村の応援要請

震災対策編第3編第1章第3節 県内被災地における広域応援・受援計画「3 被災市町村の応援要請」に同じ。

4 県の応援要請

震災対策編第3編第1章第3節 県内被災地における広域応援・受援計画「4 県の応援要請」に同じ。

5 県公安委員会の援助の要求

震災対策編第3編第1章第3節 県内被災地における広域応援・受援計画「5 県公安委員会の援助の要求」に同じ。

6 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示等

震災対策編第3編第1章第3節 県内被災地における広域応援・受援計画「6 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示等」に同じ。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請

震災対策編第3編第1章第3節 県内被災地における広域応援・受援計画「7 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請」に同じ。

8 消防の広域応援・受援

震災対策編第3編第1章第3節 県内被災地における広域応援・受援計画「8 消防の広域応援・受援」に同じ。

9 広域応援・受援体制

震災対策編第3編第1章第3節 県内被災地における広域応援・受援計画「9 広域応援・受援体制」に同じ。

10 ヘリコプター等の運用調整

震災対策編第3編第1章第3節 県内被災地における広域応援・受援計画「10 ヘリコプター等の運用調整」に同じ。

11 広域防災拠点の設置

震災対策編第3編第1章第3節 県内被災地における広域応援・受援計画「11 広域防災拠点の設置」に同じ。

3の2 被災県等への応援計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第1章第3節の2 被災県等への応援計画「1 計画の概要」を準用する。
起因する災害は、すべて「風水害等」によるものとみなす。

2 被災県等への応援計画フロー

震災対策編第3編第1章第3節の2 被災県等への応援計画「2 被災した他県等への応援計画フロー」を準用する。
起因する災害は、すべて「風水害等」によるものとみなす。

3 応援体制

震災対策編第3編第1章第3節の2 被災県等への応援計画「3 応援体制」を準用する。
起因する災害は、すべて「風水害等」によるものとみなす。

4 被災した他県等への応援活動

震災対策編第3編第1章第3節の2 被災県等への応援計画「4 被災した他県等への応援活動」を準用する。
起因する災害は、すべて「風水害等」によるものとみなす。

5 広域応援のための広域防災拠点の設置

震災対策編第3編第1章第3節の2 被災県等への応援計画「5 広域応援のための広域防災拠点の設置」に同じ。

3の3 広域避難計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第1章第3節の3 広域避難計画「1 計画の概要」を準用する。
起因する災害は、すべて「風水害等」によるものとみなす。

2 広域避難計画フロー

震災対策編第3編第1章第3節の3 広域避難計画「2 広域避難計画フロー」を準用する。
起因する災害は、すべて「風水害等」によるものとみなす。

3 他県への広域避難要請

震災対策編第3編第1章第3節の3 広域避難計画「3 他の自治体への広域避難要請」を準用する。
起因する災害は、すべて「風水害等」によるものとみなす。

4 他県からの避難受入れ要請への対応

震災対策編第3編第1章第3節の3 広域避難計画「4 他県等からの避難受入れ要請への対応」を準用する。
起因する災害は、すべて「風水害等」によるものとみなす。

4 自衛隊災害派遣計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第1章第4節 自衛隊災害派遣計画「1 計画の概要」を準用する。

※ 「地震による」を除く。

2 自衛隊災害派遣計画フロー

震災対策編第3編第1章第4節 自衛隊災害派遣計画「2 自衛隊災害派遣計画フロー」に同じ。

3 自衛隊の災害派遣基準等

震災対策編第3編第1章第4節 自衛隊災害派遣計画「3 自衛隊の災害派遣基準等」に同じ。

4 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

震災対策編第3編第1章第4節 自衛隊災害派遣計画「4 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等」に同じ。

5 県への連絡幹部の派遣

(1) 自衛隊は、次の場合に、通信機器を携帯した連絡幹部を県へ派遣する。

ア 知事が、災害の状況等により、自衛隊と情報交換し又は部隊等の派遣に関し連絡を密にする必要があると認めて、連絡幹部の派遣を依頼した場合

イ 救援活動のため被災地へ部隊を派遣した場合

(2) 県は、自衛隊連絡幹部の受入れにあたっては、庁舎内に連絡幹部執務室を提供するとともに、必要に応じ寝具等を確保する。

6 自衛隊災害派遣要請の手続き

震災対策編第3編第1章第4節 自衛隊災害派遣計画「6 自衛隊災害派遣要請の手続き」に同じ。

7 自衛隊の自主派遣

震災対策編第3編第1章第4節 自衛隊災害派遣計画「7 自衛隊の自主派遣」に同じ。

8 自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き

震災対策編第3編第1章第4節 自衛隊災害派遣計画「8 自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き」に同じ。

9 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制の整備

震災対策編第3編第1章第4節 自衛隊災害派遣計画「9 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制の整備」に同じ。

10 自衛隊災害派遣部隊との協議、調整

震災対策編第3編第1章第4節 自衛隊災害派遣計画「10 自衛隊災害派遣部隊との協議、調整」に同じ。

11 自衛隊災害派遣部隊の撤収

震災対策編第3編第1章第4節 自衛隊災害派遣計画「11 自衛隊災害派遣部隊の撤収」に同じ。

12 救援活動経費の負担

震災対策編第3編第1章第4節 自衛隊災害派遣計画「12 救援活動経費の負担」に同じ。

13 派遣要請先及び連絡窓口

震災対策編第3編第1章第4節 自衛隊災害派遣計画「13 派遣要請先及び連絡窓口」に同じ。

第2節 情報収集伝達関係

1 通信計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第2章第1節「1 計画の概要」に同じ。

2 通信計画フロー

震災対策編第3編第2章第1節「2 通信計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編 「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 防災通信施設の運用体系

震災対策編第3編第2章第1節「3 防災通信施設の運用体系」に同じ。

4 災害発生時の通信連絡

震災対策編第3編第2章第1節「4 災害発生時の通信連絡」に同じ。

5 通信施設の被害対応

震災対策編第3編第2章第1節「5 通信施設の被害対応」に同じ。

2 気象情報等伝達計画

1 計画の概要

災害による被害を最小限にとどめるため、国、県、市町村及び放送機関等の防災関係機関が、気象に関する情報を、迅速かつ正確に関係機関及び住民等に伝達するための方法について定める。

2 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」（避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

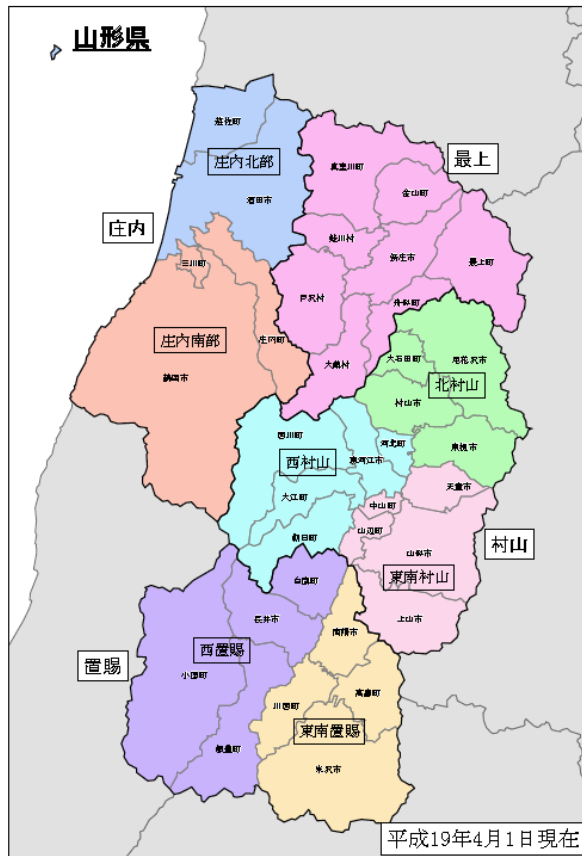
「居住者等がとるべき行動」、「当該情報を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

3 特別警報・警報・注意報等

(1) 特別警報・警報・注意報の概要

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。



* 「村山」、「置賜」、「庄内」、「最上」はそれぞれ一次細分区域を示す。
 これ以外の地域を表す囲み文字は「市町村等をまとめた地域」を示す。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

※ 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

特別警報・警報・注意報の種類と概要は以下のとおりである。具体的な発表基準は「特別警報・警報・注意報発表基準一覧表」及び別表1から別表5に示す。

① 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報及び情報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

種 類	概 要	
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
警 報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

種 類	概 要
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

特別警報基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

警報・注意報発表基準一覧表

(山形県気象台管内)

令和7年5月29日現在

発表箇所		山形県気象台			
一次観測区域		山形県		農上	
市町村等至近の地点		東置賜	西置賜	庄内	庄内南端
大雨		村山	西村山	庄内北端	庄内南端
暴風(平均風速)		東置賜山	北村山	庄内北端	庄内南端
警	暴風(平均風速)	18m/s	18m/s	海上 18m/s*	海上 20m/s
	暴風雷(平均風速)	18m/s 雷を伴う	18m/s 雷を伴う	海上 18m/s* 雷を伴う	海上 20m/s 雷を伴う
報	大雪	平地 12時間降雪の深さ30cm 山形、 12時間降雪の深さ40cm	平地 12時間降雪の深さ35cm 山形、 12時間降雪の深さ45cm	平地 12時間降雪の深さ30cm** 山形、 12時間降雪の深さ45cm	平地 12時間降雪の深さ35cm 山形、 12時間降雪の深さ45cm**
	波浪(有観波高)			8.0m	
	高潮				
	大雨				
	洪水				
	強風(平均風速)	13m/s	13m/s	海上 13m/s*	海上 15m/s
	風雷(平均風速)	13m/s 雷を伴う	13m/s 雷を伴う	海上 13m/s* 雷を伴う	海上 15m/s 雷を伴う
	大雪	平地 12時間降雪の深さ15cm 山形、 12時間降雪の深さ25cm	平地 12時間降雪の深さ20cm 山形、 12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ15cm** 山形、 12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ20cm 山形、 12時間降雪の深さ30cm**
	波浪(有観波高)			3.0m	
注	高潮	区域内の市町村で附表5の基準に到達することが予想される場合			
	雷	区域内の市町村で附表3の基準に到達することが予想される場合			
	降雪	降雪等により降雪が予想される場合			
	凍雪(管理)	融雪により凍水等の被害が予想される場合			
	乾燥	100m	100m	海上 100m	海上 300m
	なだれ	①積雪小深さ30% 寒効風速65% ②降雪時の場合を除き、寒効風速70%、風速10m/s以上			
	低気	①山形、農上、農下、平均気温のいずれかが年平均より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき ②山形、庄内、平均気温が-7℃以下、又は-4℃以下で平均風速5m/s以上のとき ③山形、庄内、平均気温が-7℃以下で数日続くとき			
	霧	早霧、晩霧期におおむね最低気温2℃以下(早霧期は農作物の生育を考慮し変更する) 大雪注意報の条件下で気温が-2℃より低い場合			
	記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	300mm			

- *1 飛鳥(アマガス)の観測値は風向が南西～北西の場合25m/sを目安とする。
- *2 樺引(アマガス)の観測値は35cmを目安とする。
- *3 狩川(アマガス)の観測値は35cmを目安とする。
- *4 村折(アマガス)の観測値は35cmを目安とする。
- *5 飛鳥(アマガス)の観測値は風向が南西～北西の場合20m/sを目安とする。
- *6 樺引(アマガス)の観測値は20cmを目安とする。
- *7 狩川(アマガス)の観測値は20cmを目安とする。
- *8 村折(アマガス)の観測値は35cmを目安とする。

(別表1)大雨警報基準

令和6年5月23日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東南村山	山形市	11	102
	上山市	9	110
	天童市	11	104
	山辺町	12	103
	中山町	11	107
北村山	村山市	15	98
	東根市	12	104
	尾花沢市	16	98
	大石田町	12	111
西村山	寒河江市	15	99
	河北町	13	114
	西川町	17	103
	朝日町	18	101
	大江町	15	104
東南置賜	米沢市	11	102
	南陽市	12	109
	高島町	9	109
	川西町	15	96
西置賜	長井市	11	129
	小国町	14	99
	白鷹町	10	110
	飯豊町	13	95
庄内北部	酒田市	17	111
	遊佐町	18	128
庄内南部	鶴岡市	19	119
	三川町	18	—
	庄内町	11	127
(最上)	新庄市	17	105
	金山町	13	125
	最上町	8	124
	舟形町	17	125
	真室川町	14	123
	大蔵村	13	131
	鮭川村	13	112
	戸沢村	13	109

資料：気象庁ホームページ

(別表2)洪水警報基準

令和7年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
東南村山	山形市	立谷川流域=19.6, 馬見ヶ崎川流域=24.9, 村山高瀬川流域=13.2, 野呂川流域=6, 本沢川流域=11.5, 鶴山川流域=7.3, 貴船川流域=4.6, 富神川流域=6.6, 藤沢川流域=4.3, 松尾川流域=6.8, 後明沢川流域=5.8, 遠沢川流域=4.3	本沢川流域=(7, 10.7), 藤沢川流域=(5, 3.7)	須川下流[鶴洗], 須川上流[坂巻・石堂]
	上市市	須川流域=17.1, 前川流域=16.2, 柏木川流域=3.5, 生厩川流域=5.9, 忍川流域=7.4, 野川流域=7.9	生厩川流域=(7, 5.3)	須川上流[坂巻・石堂]
	天童市	乱川流域=21.5, 倉澤川流域=10.5, 押切川流域=11.5	倉澤川流域=(5, 9.5)	最上川上流[下野], 須川下流[鶴洗]
	山辺町	小鶴沢川流域=4.7, 後明沢川流域=5.9, 送横川流域=3.7, 沢上川流域=5.3	須川流域=(9, 30.9), 小鶴沢川流域=(5, 4.2)	須川下流[鶴洗], 須川上流[坂巻・石堂]
	中山町	石子沢川流域=6.4, 新堀川流域=3.2	石子沢川流域=(5, 5.7)	最上川上流[長崎], 須川下流[鶴洗]
北村山	村山市	小国沢川流域=3.9, 大旦川流域=10.5, 樽石川流域=6.4, 富並川流域=11.8, 千座川流域=7.9, 沢の目川流域=4.1	最上川流域=(5, 72.9), 小国沢川流域=(5, 3.4), 大旦川流域=(5, 10)	最上川上流[下野], 最上川中流[大石田]
	東根市	白水川流域=12, 村山野川流域=10.8, 乱川流域=14.6, 日塔川流域=7.3	白水川流域=(5, 10.8)	最上川上流[下野]
	尾花沢市	野尻川流域=10.4, 赤井川流域=12.7, 中沢川流域=6.3, 熊気川流域=12.8, 北沢川流域=6.8, 牛野野川流域=10.9, 名木沢川流域=6.8, オノミヤ川流域=10.4, 村山水沢川流域=6.8, 岩谷沢川流域=6.1	—	最上川中流[堀内], 丹生川[岩ヶ袋・行沢]
	大石田町	次年子川流域=9.4, 野尻川流域=13.6, 熊気川流域=13, 五十沢川流域=5.9	最上川流域=(6, 58.5), 五十沢川流域=(6, 5.3)	最上川上流[下野], 最上川中流[大石田・堀内・岩ヶ袋], 丹生川[岩ヶ袋・行沢]
西村山	寒河江市	寒河江川流域=40.5, 赤沢川流域=10.1, 熊野川流域=11.8, 寒沢川流域=6, 田沢川流域=4.1	寒河江川流域=(5, 36.4), 寒沢川流域=(5, 5.4), 田沢川流域=(7, 3.6)	最上川上流[長崎・下野]
	河北町	寒河江川流域=41, 法師川流域=8.7, 古佐川流域=6.6, 横川流域=4.1	最上川流域=(6, 78.5), 古佐川流域=(6, 5.9), 横川流域=(6, 3.6)	最上川上流[下野]
	西川町	寒河江川流域=38.4, 水沢川流域=9.3, 海味川流域=7.9, 熊野川流域=12, 間沢川流域=8.8, 綱取川流域=8.2, 大入間川流域=11, 根子沢川流域=7.7	—	—
	朝日町	朝日川流域=20.3, 送横川流域=10.3	朝日川流域=(5, 18.2), 送横川流域=(5, 10.2)	最上川上流[小出]
	大江町	市の沢川流域=4.5, 月布川流域=23.1, 所部川流域=7.6, 小清川流域=7.3, 大瀬川流域=8.2	最上川流域=(6, 44.3), 市の沢川流域=(6, 3.9), 月布川流域=(6, 17.4)	最上川上流[長崎]
東南麓	米沢市	最上川流域=16.7, 福生川流域=4.5, 鬼面川流域=18.8, 天王川流域=15, 羽黒川流域=19.7, 大樽川流域=21.3, 太田川流域=8.1	—	最上川上流[糠野目]
	南陽市	吉野川流域=12.4, 前川流域=9.2, 縦横川流域=8.8	吉野川流域=(7, 9.8)	最上川上流[糠野目], 屋代川[中横]
	高島町	鬼面川流域=27.8, 砂川流域=9.1, 下有無川流域=5.7, 上有無川流域=4.9, 大滝川流域=5.8, 種子川流域=6.4, 小黒川流域=6.5, 土金川流域=8.3, 和田川流域=6.3	最上川流域=(5, 28.2), 砂川流域=(5, 8.1), 屋代川流域=(5, 8.9), 和田川流域=(5, 4.8)	最上川上流[糠野目], 屋代川[中横]
	川西町	薫川流域=10.2, 万福寺川流域=4.5, 犬川流域=15.7, 高野沢川流域=7.7	万福寺川流域=(5, 3.9), 犬川流域=(5, 14.1)	最上川上流[糠野目]
西麓	長井市	草間川流域=9.3, 菅野野川流域=22.1, 水無川流域=6.1, 逆川流域=8.8, 大沢川流域=2.6	菅野野川流域=(5, 19.5)	最上川上流[糠野目・小出]
	小国町	荒川流域=31.7, 玉川流域=23.7, 横川流域=32.1, 金目川流域=17, 足水川流域=13.3, 明沢川流域=19.8, 桜川流域=12.1, 森残川流域=8.4, 折戸川流域=10.9, 大沢川流域=5.6	—	—
	白鷹町	東源川流域=12.7, 小鮎貫川流域=4.9, 荒堀川流域=9.2, 八幡川流域=6.2, 貝生川流域=6.9, 萩野川流域=3.7, 忍川流域=5.9, 平田川流域=5.9	—	最上川上流[小出]
	飯豊町	菅野白川流域=23.6, 小白川流域=11.8, 小屋川流域=7.8, 遠谷川流域=8.1, 萩生川流域=8.4	—	—

(別表2)洪水警報基準

令和7年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
庄内北部	酒田市	京田川流域=21.4, 相沢川流域=27, 小枝川流域=4.9, 中野俣川流域=12.3, 荒瀬川流域=19.5, 愛沢川流域=6.3, 白玉川流域=11, 小林川流域=10.7, 楯山川流域=9.3, 新井田川流域=12.9	荒瀬川流域=(10, 18.3), 新井田川流域=(8, 10.3)	最上川下流[白ヶ沢・下瀬], 赤川[浜中], 日向川[穂積], 大山川[函野山・大山]
	遊佐町	月光川流域=21	—	日向川[穂積]
庄内南部	鶴岡市	京田川流域=10.9, 藤島川流域=15.3, 梵字川流域=32.2, 水無川流域=6.7, 梨ヶ岡川流域=13.6, 少瀬寺川流域=6.6, 庄内小国川流域=15.9, 南俣川流域=8.6, 田沢川流域=6.7, 相模川流域=4.1, 今野川流域=10.2, 三瀬川流域=11.7, 黒瀬川流域=5.3, 曹電寺川流域=8.9, 内川流域=9.3, 降矢川流域=6.9	赤川流域=(7, 41.7), 曹電寺川流域=(7, 8)	最上川下流[白ヶ沢・下瀬], 赤川[鮫出・羽黒橋・浜中], 大山川[函野山・大山]
	三川町	京田川流域=16.9, 藤島川流域=15.5, 曹電寺川流域=8.8	藤島川流域=(8, 12.4), 赤川流域=(9, 29), 曹電寺川流域=(5, 7.9)	最上川下流[白ヶ沢・下瀬], 赤川[鮫出・羽黒橋・浜中], 大山川[函野山・大山]
	庄内町	京田川流域=16.9, 立谷沢川流域=22.4	—	最上川下流[白ヶ沢・下瀬]
(最上)	新庄市	新田川流域=16.3, 泉田川流域=16, 舟形川流域=15.3, 新庄内川流域=7.4, 寒水沢川流域=4.9, 鏡倉川流域=5.4, 芦沢川流域=6.6, 金塚沢川流域=4.8, 小以良川流域=6.3, 中の川流域=3.5, 指首野川流域=8.5	最上川流域=(5, 56.6)	最上川中流[碓内], 鮭川[真木]
	金山町	中田春木川流域=9.4, 上台川流域=13.3, 西の沢川流域=4.6, 猿の沢川流域=5.7, 入田茂沢川流域=5.5, 外沢川流域=9.4	—	鮭川[平岡橋]
	最上町	最上白川流域=15.1, 満沢川流域=5.8, 網出川流域=12.7, 小横川流域=6.3, 大横川流域=12.4, 杉の入沢川流域=7, 鳥出川流域=7.7, 黒沢川流域=5.9, 明神川流域=7.9	最上小国川流域=(5, 26.7)	最上小国川[瀬見・赤倉]
	舟形町	松横川流域=6.2, 平沢川流域=6.9, 寒栗屋沢川流域=5.8, 舟形川流域=5.9, 長沢目川流域=6.6, 松原沢川流域=4.5, 老の沢川流域=6.2	最上小国川流域=(8, 20.6)	最上川中流[碓内・長者原], 最上小国川[瀬見・赤倉]
	真室川町	小又川流域=14.2, 真室川流域=20.2, 中田春木川流域=15.7, 安楽城小国川流域=11, 西川流域=7.2, 秋山沢川流域=4.2, 西郡川流域=9.9	小又川流域=(11, 13), 真室川流域=(7, 25.3)	鮭川[真木・真室川・平岡橋]
	大蔵村	藤田沢川流域=5.5, 銅山川流域=26, 赤松川流域=15.3	最上川流域=(6, 61.7), 藤田沢川流域=(6, 5.5), 銅山川流域=(6, 23.4)	最上川中流[碓内]
	鮭川村	泉田川流域=16.2, 曲川流域=19.9, 結馬河川流域=5.9, 最上内川流域=10.4, 大芦沢川流域=7.5, 最上中沢川流域=7.3, 荒沢川流域=5	—	鮭川[真木・真室川]
	戸沢村	角川流域=26.7, 砂子沢川流域=8.9, 三ツ沢川流域=13.5, 楯山川流域=7.2, 沢内川流域=9.7, 濁沢川流域=12, 角間沢川流域=3.7, 長倉川流域=6.7, 鹿の沢川流域=9.4, 中の沢川流域=9.5, 上野川流域=5, 田沢川流域=9.2	最上川流域=(7, 72.6), 角間沢川流域=(6, 3.7), 田沢川流域=(6, 9.1)	最上川下流[白ヶ沢], 最上川中流[碓内・古口], 鮭川[真木]

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

資料：気象庁ホームページ

(別表3)大雨注意報基準

令和6年5月23日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東南村山	山形市	6	80
	上山市	5	86
	天童市	7	82
	山辺町	7	81
	中山町	5	84
北村山	村山市	5	77
	東根市	6	82
	尾花沢市	6	77
	大石田町	8	87
西村山	寒河江市	6	78
	河北町	8	90
	西川町	8	81
	朝日町	7	79
	大江町	8	82
東南置賜	米沢市	7	77
	南陽市	6	82
	高島町	6	82
	川西町	6	72
西置賜	長井市	7	98
	小国町	9	75
	白鷹町	5	83
	飯豊町	7	72
庄内北部	酒田市	10	85
	遊佐町	8	98
庄内南部	鶴岡市	9	91
	三川町	6	125
	庄内町	8	97
(最上)	新庄市	7	81
	金山町	9	97
	最上町	5	96
	舟形町	6	97
	真室川町	9	95
	大蔵村	8	102
	鮭川村	9	87
	戸沢村	8	85

資料：気象庁ホームページ

(別表4)洪水注意報基準

令和7年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
東南村山	山形市	立谷川流域=15.6, 馬見ヶ崎川流域=19.9, 村山高瀬川流域=10.5, 野呂川流域=4.8, 本沢川流域=9.2, 龍山川流域=5.8, 貴船川流域=3.7, 富神川流域=5.2, 藤沢川流域=3.5, 松尾川流域=5.4, 後明沢川流域=4.8, 蓮沢川流域=3.5	馬見ヶ崎川流域=(5, 19.9), 村山高瀬川流域=(5, 10.5), 野呂川流域=(5, 4.8), 須川流域=(5, 19), 本沢川流域=(5, 7.4), 龍山川流域=(5, 5.8), 富神川流域=(5, 4.2), 藤沢川流域=(5, 2.6), 蓮沢川流域=(5, 3.3)	須川下流[鮎洗], 須川上流[坂巻・石堂]
	上山市	須川流域=13.6, 龍川流域=12.9, 柏木川流域=2.7, 生厩川流域=4.7, 恩川流域=5.9, 静川流域=6.3	須川流域=(5, 10.9), 龍川流域=(5, 10.3), 柏木川流域=(5, 2.1), 生厩川流域=(5, 3.8), 静川流域=(5, 5)	須川上流[坂巻・石堂]
	天童市	乱川流域=17.2, 倉澤川流域=8.4, 押切川流域=8.9	乱川流域=(6, 13.8), 倉澤川流域=(5, 8.4), 押切川流域=(5, 8.9)	最上川上流[下野], 須川下流[鮎洗]
	山辺町	小鶴沢川流域=3.8, 後明沢川流域=4.7, 送樋川流域=3, 沢上川流域=4.2	須川流域=(6, 22.1), 小鶴沢川流域=(5, 3), 後明沢川流域=(6, 3.8), 送樋川流域=(6, 2.2), 沢上川流域=(6, 3.4)	須川下流[鮎洗]
	中山町	石子沢川流域=5.1, 新堀川流域=2.5	石子沢川流域=(5, 4.1), 新堀川流域=(5, 2.4)	最上川上流[長崎], 須川下流[鮎洗]
北村山	村山市	小国沢川流域=3.1, 大且川流域=8.4, 榑石川流域=5.1, 富並川流域=9.4, 千座川流域=6.3, 沢の目川流域=3.3	最上川流域=(5, 53.9), 小国沢川流域=(5, 2.4), 大且川流域=(5, 8.7), 榑石川流域=(5, 4.1), 富並川流域=(5, 7.5), 千座川流域=(5, 5), 沢の目川流域=(5, 2.6)	最上川上流[下野], 最上川中流[大石田]
	東根市	白水川流域=9.6, 村山野川流域=8.6, 乱川流域=10.8, 日塔川流域=5.8	白水川流域=(5, 7.7), 村山野川流域=(5, 8.1), 乱川流域=(5, 8.6), 日塔川流域=(5, 4.6)	最上川上流[下野]
	尾花沢市	野尻川流域=8.3, 赤井川流域=9.7, 中沢川流域=4.9, 鷹気川流域=10.2, 北沢川流域=5.4, 牛蒡野川流域=8.7, 名木沢川流域=5.2, オソミヤ川流域=8.3, 村山水沢川流域=5.4, 岩谷沢川流域=4.8	最上川流域=(5, 50.8), 野尻川流域=(5, 8.3), 丹生川流域=(6, 15.1), 赤井川流域=(5, 9.2), 中沢川流域=(5, 4.3), 鷹気川流域=(5, 10.2), 北沢川流域=(5, 4.3), 牛蒡野川流域=(5, 7.7), 名木沢川流域=(5, 5.2), オソミヤ川流域=(5, 8.3), 村山水沢川流域=(5, 5.4), 岩谷沢川流域=(5, 4.7)	最上川中流[堀内], 丹生川[岩ヶ袋・行沢]
大石田町	次年子川流域=7.5, 野尻川流域=10.8, 鷹気川流域=10.4, 五十沢川流域=4.7	最上川流域=(5, 40.9), 野尻川流域=(5, 8.6), 鷹気川流域=(5, 10.4), 五十沢川流域=(6, 4.7), 丹生川流域=(5, 20.1)	最上川中流[大石田・堀内・岩ヶ袋], 丹生川[岩ヶ袋・行沢]	
西村山	寒河江市	寒河江川流域=32.4, 赤沢川流域=8, 熊野川流域=9.4, 実沢川流域=4.8, 田沢川流域=3.3	寒河江川流域=(5, 25.9), 熊野川流域=(5, 8), 実沢川流域=(5, 3.8), 田沢川流域=(5, 2.6)	最上川上流[長崎・下野]
	河北町	寒河江川流域=32.8, 法師川流域=6.9, 吉佐川流域=5.2, 横川流域=3.3	最上川流域=(5, 60.8), 寒河江川流域=(7, 32.8), 法師川流域=(6, 5.5), 吉佐川流域=(6, 4.2), 横川流域=(6, 2.6)	最上川上流[下野]
	西川町	寒河江川流域=30.7, 水沢川流域=7.4, 海味川流域=6.3, 熊野川流域=9.6, 間沢川流域=7, 綱取川流域=6.5, 大入間川流域=8.8, 根子沢川流域=6.1	寒河江川流域=(6, 24.6), 水沢川流域=(5, 6.6), 海味川流域=(7, 8.3), 熊野川流域=(7, 9.6), 間沢川流域=(6, 5.6), 綱取川流域=(6, 5.2), 大入間川流域=(5, 8.8), 根子沢川流域=(6, 4.9)	-
	朝日町	朝日川流域=16.2, 送樋川流域=8.2	朝日川流域=(5, 13), 送樋川流域=(5, 6.6), 最上川流域=(6, 39.2)	最上川上流[小出]
	大江町	市の沢川流域=3.6, 月布川流域=17.7, 所部川流域=6, 小溝川流域=5.8, 大瀬川流域=6.5	最上川流域=(6, 33.6), 市の沢川流域=(5, 3.5), 月布川流域=(5, 14), 所部川流域=(7, 5.1), 小溝川流域=(7, 5.8), 大瀬川流域=(6, 5.2)	最上川上流[長崎]

(別表4)洪水注意報基準

令和7年5月29日現在

市町村等 まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
東南麓	米沢市	最上川流域=13.3, 羅生川流域=3.7, 鬼面川流域=15, 天王川流域=12, 羽黒川流域=15.7, 大樽川流域=17, 太田川流域=6.4	最上川流域=(5, 13.3), 羅生川流域=(6, 2.9), 鬼面川流域=(6, 14.6), 天王川流域=(5, 9.2), 羽黒川流域=(5, 15.7), 大樽川流域=(5, 17), 太田川流域=(6, 5.1)	最上川上流〔榑野目〕
	南陽市	吉野川流域=9.9, 前川流域=6.2, 織機川流域=7	最上川流域=(5, 28.5), 吉野川流域=(5, 7.9), 織機川流域=(5, 7)	最上川上流〔榑野目〕, 厩代川〔中横〕
	高森町	鬼面川流域=22.2, 砂川流域=7.2, 下有無川流域=4.6, 上有無川流域=3.9, 大滝川流域=4.6, 榑子川流域=5.1, 小黒川流域=5.2, 土倉川流域=6.6, 和田川流域=4.9	最上川流域=(5, 20.1), 鬼面川流域=(5, 15.3), 砂川流域=(5, 7.2), 天王川流域=(5, 9.6), 厩代川流域=(5, 7.7), 下有無川流域=(6, 4.4), 上有無川流域=(5, 3.1), 大滝川流域=(5, 3.7), 榑子川流域=(5, 4.1), 小黒川流域=(5, 5.2), 土倉川流域=(5, 6.6), 和田川流域=(5, 4.3), 吉野川流域=(5, 15)	最上川上流〔榑野目〕, 厩代川〔中横〕
	川西町	黒川流域=8.1, 万福寺川流域=3.6, 犬川流域=12.5, 高野沢川流域=5.6	最上川流域=(5, 31.1), 黒川流域=(5, 8.1), 万福寺川流域=(5, 3.5), 犬川流域=(5, 12.5), 羅生川流域=(5, 5.7)	最上川上流〔榑野目〕
西麓	長井市	草間川流域=7.4, 霊願野川流域=17.6, 水無川流域=4.8, 逆川流域=7, 大沢川流域=2	最上川流域=(6, 36.5), 草間川流域=(5, 5.8), 霊願野川流域=(5, 15.6), 霊願白川流域=(6, 17.1), 水無川流域=(5, 4.8), 逆川流域=(5, 6.8)	最上川上流〔榑野目・小出〕
	小国町	荒川流域=25.3, 玉川流域=18.9, 横川流域=25.6, 金目川流域=13.6, 足水川流域=10.6, 朝沢川流域=15.8, 桜川流域=9.6, 森幾川流域=6.7, 折戸川流域=8.7, 大沢川流域=4.4	足水川流域=(5, 10.2), 桜川流域=(5, 9.4), 森幾川流域=(5, 6.7), 折戸川流域=(7, 7)	—
	白鷹町	実淵川流域=10.1, 小鮎貝川流域=3.9, 荒砥川流域=7.3, 八幡川流域=4.9, 員生川流域=5.5, 萩野川流域=3, 思川流域=4.7, 平田川流域=4.7	最上川流域=(5, 36.8), 実淵川流域=(5, 8.1), 荒砥川流域=(5, 5.8), 八幡川流域=(5, 3.9), 員生川流域=(5, 4.4), 萩野川流域=(5, 2.2), 思川流域=(5, 3.8), 平田川流域=(5, 3.8)	最上川上流〔小出〕
	飯簞町	霊願白川流域=18.8, 小白川流域=9.4, 小屋川流域=6.2, 遅谷川流域=4.8, 萩生川流域=6.7	霊願白川流域=(6, 15), 小白川流域=(5, 9.4), 遅谷川流域=(6, 3.8), 萩生川流域=(5, 6.4)	—

(別表4)洪水注意報基準

令和7年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
庄内北部	酒田市	京田川流域=17.1, 相沢川流域=21.6, 小牧川流域=3.9, 中野俣川流域=9.8, 荒瀬川流域=15.6, 愛沢川流域=4.9, 白玉川流域=8.8, 小林川流域=8.5, 榑山川流域=7.4, 新井田川流域=10.3	最上川流域=(7, 55), 京田川流域=(5, 12.5), 相沢川流域=(8, 17.3), 大山川流域=(9, 16.1), 日向川流域=(7, 20.6), 中野俣川流域=(8, 7.8), 荒瀬川流域=(8, 12.5), 愛沢川流域=(8, 4), 白玉川流域=(8, 7), 小林川流域=(5, 8.5), 榑山川流域=(8, 5.9), 新井田川流域=(5, 9.3)	最上川下流[白ヶ沢・下瀬], 赤川[浜中], 日向川[穂積], 大山川[関野山・大山]
	遊佐町	月光川流域=16.8	月光川流域=(8, 13.4), 日向川流域=(5, 19.4)	日向川[穂積]
庄内南部	鶴岡市	京田川流域=8.7, 藤島川流域=12.2, 梵字川流域=25.7, 水無川流域=5.3, 鼠ヶ罫川流域=10.8, 少達寺川流域=5.2, 庄内小国川流域=12.7, 南俣川流域=6.2, 田沢川流域=5.3, 相模川流域=3.3, 今野川流域=8.1, 三瀬川流域=9.3, 黒瀬川流域=4.2, 青竜寺川流域=7.1, 内川流域=7.4, 降矢川流域=7.1	京田川流域=(5, 7.4), 藤島川流域=(5, 11.8), 赤川流域=(7, 29.7), 水無川流域=(7, 5.3), 鼠ヶ罫川流域=(5, 10), 少達寺川流域=(7, 5.2), 庄内小国川流域=(7, 10.2), 南俣川流域=(5, 6.2), 田沢川流域=(7, 4.2), 相模川流域=(7, 3.2), 大山川流域=(7, 10.4), 今野川流域=(7, 8.1), 三瀬川流域=(5, 9), 黒瀬川流域=(7, 3), 青竜寺川流域=(5, 7.1), 内川流域=(5, 7.4), 降矢川流域=(7, 6.4)	赤川[熊出・羽黒橋], 大山川[関野山・大山]
	三川町	京田川流域=12.9, 藤島川流域=12.4, 青竜寺川流域=7	京田川流域=(5, 11.9), 藤島川流域=(5, 7.7), 赤川流域=(5, 26.1), 大山川流域=(5, 9.4), 青竜寺川流域=(5, 5.6)	赤川[羽黒橋・浜中], 大山川[関野山・大山]
	庄内町	京田川流域=12.9, 立谷沢川流域=17.9	最上川流域=(5, 40.2), 京田川流域=(5, 11.9), 立谷沢川流域=(7, 17.9)	最上川下流[白ヶ沢・下瀬]

(別表4)洪水注意報基準

令和7年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
(養上)	新庄市	新田川流域=13, 泉田川流域=12.8, 升形川流域=12.2, 新庄内川流域=5.9, 寒水沢川流域=3.9, 鍋倉川流域=4.3, 芦沢川流域=5.2, 金堀沢川流域=3.9, 小以良川流域=4.9, 中の川流域=2.7, 指首野川流域=6.8	養上川流域=(5, 50.9), 新田川流域=(5, 13), 泉田川流域=(5, 12.6), 升形川流域=(6, 9.8), 新庄内川流域=(5, 5.9), 鍋倉川流域=(5, 4.3), 芦沢川流域=(5, 5.2), 金堀沢川流域=(5, 3.8), 小以良川流域=(5, 4.9), 中の川流域=(5, 2.6), 指首野川流域=(5, 6.8)	養上川中流【堀内】, 鮭川【真木】
	金山町	中田番木川流域=7.5, 上台川流域=10.8, 西の沢川流域=3.7, 猪の沢川流域=4.6, 入田茂沢川流域=4.4, 外沢川流域=7.5	上台川流域=(7, 8.5), 西の沢川流域=(7, 2.9), 猪の沢川流域=(5, 4.5), 入田茂沢川流域=(7, 3.5), 外沢川流域=(7, 6)	鮭川【平岡横】
	養上町	養上白川流域=12, 溝沢川流域=4.6, 網出川流域=10.1, 小横川流域=4.9, 大横川流域=9.9, 杉の入沢川流域=5.8, 鳥出川流域=6.1, 黒沢川流域=4.7, 明神川流域=6.3	養上小国川流域=(5, 19), 養上白川流域=(5, 9.6), 溝沢川流域=(5, 3.7), 網出川流域=(5, 8.1), 小横川流域=(5, 4), 大横川流域=(5, 7.9), 杉の入沢川流域=(5, 4.5), 鳥出川流域=(5, 4.9), 黒沢川流域=(5, 3.8), 明神川流域=(5, 5)	養上小国川【養見・赤倉】
	角形町	松権川流域=6.4, 平沢川流域=5.5, 安楽豊沢川流域=4.6, 角形川流域=4.7, 黒沢目川流域=5.2, 松原沢川流域=3.6, 老の沢川流域=4.9	養上川流域=(5, 39.8), 養上小国川流域=(5, 13.9), 松権川流域=(5, 6.4), 平沢川流域=(5, 5.5), 安楽豊沢川流域=(5, 4.6), 角形川流域=(5, 4.6), 老の沢川流域=(5, 4.9)	養上川中流【堀内・長巻原】, 養上小国川【養見・赤倉】
	真室川町	小又川流域=11.3, 真室川流域=22.5, 中田番木川流域=12.5, 安楽城小国川流域=8.8, 西川流域=5.7, 秋山沢川流域=3.3, 西郡川流域=7.9	小又川流域=(7, 9), 真室川流域=(7, 18), 安楽城小国川流域=(5, 8.8), 西川流域=(5, 5.7), 秋山沢川流域=(5, 3.2), 西郡川流域=(7, 6.3)	鮭川【真木・真室川・平岡横】
	大蔵村	藤田沢川流域=4.4, 銅山川流域=20.8, 赤松川流域=12.2	養上川流域=(5, 35.2), 藤田沢川流域=(6, 4.4), 銅山川流域=(5, 20.8), 赤松川流域=(6, 9.8)	養上川中流【堀内】
	鮭川村	泉田川流域=14.5, 曲川流域=15.9, 絵馬河川流域=4.7, 養上内川流域=8.3, 大芦沢川流域=6, 養上中沢川流域=5.8, 荒沢川流域=4	泉田川流域=(7, 9.1), 曲川流域=(7, 13.9), 鮭川流域=(5, 32.8), 絵馬河川流域=(7, 3.6), 養上内川流域=(5, 8.3), 大芦沢川流域=(7, 4.8), 養上中沢川流域=(5, 5.8)	鮭川【真木・真室川】
	戸沢村	角川流域=18.7, 砂子沢川流域=5.7, 三ツ沢川流域=10.8, 栢山川流域=4.8, 沢内川流域=6.6, 濁沢川流域=9.6, 角間沢川流域=3, 長倉川流域=5.3, 鹿の沢川流域=7.3, 中の沢川流域=7.6, 上野川流域=4, 田沢川流域=7.3	養上川流域=(5, 51.9), 角川流域=(7, 13.9), 砂子沢川流域=(7, 5.7), 栢山川流域=(6, 3.8), 沢内川流域=(5, 6.6), 濁沢川流域=(5, 7.5), 鮭川流域=(5, 32.1), 角間沢川流域=(5, 2.8), 長倉川流域=(6, 4.2), 中の沢川流域=(6, 6.1), 上野川流域=(5, 4), 田沢川流域=(5, 6.5)	養上川中流【堀内・吉口】, 鮭川【真木】

*1 (表内雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

資料：気象庁ホームページ

(別表5)高潮警報・注意報基準

平成22年5月27日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
東南村山	山形市	—	—
	上山市	—	—
	天童市	—	—
	山辺町	—	—
	中山町	—	—
北村山	村山市	—	—
	東根市	—	—
	尾花沢市	—	—
	大石田町	—	—
西村山	寒河江市	—	—
	河北町	—	—
	西川町	—	—
	朝日町	—	—
	大江町	—	—
東南置賜	米沢市	—	—
	南陽市	—	—
	高畠町	—	—
	川西町	—	—
西置賜	長井市	—	—
	小国町	—	—
	白鷹町	—	—
	飯豊町	—	—
庄内北部	酒田市	(酒田) 2.0m	1.0m
		(飛島) 1.5m	1.0m
	遊佐町	1.5m	1.0m
庄内南部	鶴岡市	1.5m	1.0m
	三川町	—	—
	庄内町	—	—
(最上)	新庄市	—	—
	金山町	—	—
	最上町	—	—
	舟形町	—	—
	真室川町	—	—
	大蔵村	—	—
	鮭川村	—	—
	戸沢村	—	—

資料：気象庁ホームページ

府県版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、暴風雪警報、濃霧注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報()内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (4) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (5) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合は、省略は行っていない。
- (6) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報(洪水を除く。)についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報発表基準(別表1～5)の解説】

- (1) 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、()内は府県予報区または一次細分区域を示す。
- (2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“—”で示している。
- (3) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」と、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」と、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。
- (4) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合があります。この場合、別表1及び3の表面雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (5) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html>)を参照のこと。
- (6) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (7) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html>)を参照のこと。
- (8) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html>)を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川」である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表すること、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表すること」を意味する。
- (10) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL(平均潮位)等を用いる。

資料：気象庁ホームページ

② キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や国管理河川の危険度分布（水害リスクライン）についても表示しており、中小河川とあわせて危険度を確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

種 類	概 要
	<ul style="list-style-type: none"> ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

③ 全般気象情報、東北地方気象情報、山形県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒が呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する山形県気象情報」、「記録的な大雨に関する東北地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する山形県気象情報」、「顕著な大雨に関する東北地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する山形県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・東北地方・山形県気象情報が発表される場合がある。

④ 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(村山、置賜、庄内、最上)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(山形県)で発表される。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

⑤ 土砂災害警戒情報

山形県と山形地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村名(鶴岡市は北部・南部、酒田市は北部・南部・飛島に細分化)を特定して警戒が呼びかけられる。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)

で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

なお、地震や火山噴火等により、通常の発表基準を適用することが適切でないと考えられる場合は、「暫定基準」が設定され、通常より低い基準で運用される。

⑥ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

山形県では、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析した場合に発表される。

⑦ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(村山、置賜、庄内、最上)で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(村山、置賜、庄内、最上)で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

⑧ 指定河川洪水予報

山形、酒田、新庄の各河川(国道)事務所、又は県と山形地方気象台が共同して、河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報で、下表の標題により発表する。警戒レベル2～5に相当する。

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</p> <p>災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</p>
	氾濫危険情報	<p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難情報等の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</p>

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫警戒情報	<p>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</p>
洪水注意報	氾濫注意情報	<p>氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>

⑨ 酒田河川国道事務所又は県が発表する水位到達情報（水位周知河川）

酒田河川国道事務所又は県が、河川の増水や氾濫などに対する住民の避難行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位を示して発表する水位到達情報で、下表の標題により発表する。

標 題	概 要
氾濫発生情報	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</p> <p>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>
氾濫危険情報	<p>氾濫危険水位に達したときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
氾濫警戒情報	<p>避難判断水位に達したときに発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。</p> <p>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>
氾濫注意情報	<p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>

※氾濫発生情報、氾濫注意情報は酒田河川国道事務所のみ発表

⑩ 水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報

山形地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を東北地方整備局長及び県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

発表する警報、注意報の種類及び概要は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水予報（洪水注意報及び警報）を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要
水防活動用 気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	大雨により（又は大雨が特に異常であるため）重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される。
水防活動用 津波警報	津波警報又は津波特別 警報（大津波警報）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される。
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は 高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により（又は上昇が特に異常であるため）重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するため発表される。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

⑪ 降雪量予想

降雪に対する防災効果を上げるため、12月から3月までの期間、県内4地点（山形、米沢、新庄及び酒田）での降雪量予想を発表する。

<発表時刻及び内容>

6時00分 → 当日の6時から当日18時までの12時間の予想降雪量

18時00分 → 当日の18時から翌日6時までの12時間の予想降雪量

(2) 特別警報・警報・注意報等の伝達

ア 山形地方気象台は、警報等を発表した場合は、県、N T T東日本株式会社又はN T T西日本株式会社、消防庁、酒田海上保安部、NHK山形放送局、山形河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に伝達する。

ただし、N T T東日本株式会社又はN T T西日本株式会社への伝達は特別警報・警報に限る。

イ 県（防災危機管理課）は、警報等について気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに県防災行政無線等により市町村や消防本部に通知するとともに、関係部局及び防災関係機関に通報する。

特に、特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに県防災行政無線等により市町村へ通知する。

また、県（各総合支庁河川砂防課）は、山形地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、流量等により水防警報発令の判断をする。

ウ 市町村は、警報等について、県、消防庁、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、住民へ周知する。

特に、特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）及び広報車等により住民へ周知する。

エ N T T東日本株式会社又はN T T西日本株式会社は、特別警報・警報を各支店、関係市町村に伝達する。

オ 酒田海上保安部は、港内在泊船舶等に伝達するとともに、避難勧告等の措置を講ずる。

カ 山形河川国道事務所は、国土交通省の県内の河川及びダムを管理する事務所等に伝達する。また、県内の河川を管理する事務所は、山形地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、流量等により水防警報発令の判断をする。

キ 放送機関は、県民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。

ク その他の機関にあっては、それぞれの災害担当業務に応じ適切な措置を講ずる。

(3) 参考となる警戒レベルの提供

国及び県は、防災気象情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルも併せて提供するものとする。

4 消防法で定める火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

ア 火災気象通報の概要

山形地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条の規定により、その状況を「火災気象通報」として県（防災危機管理課）に通報し、県はこれを市町村及び消防本部に伝達する。

定時に行う通報としては、午前5時に発表する天気予報に基づき、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として毎日午前5時頃に山形県に通報する。

臨時に行う通報は、定時通報の対象期間内で、火災気象通報の内容に変更があった場合、臨時の通報を行う。

イ 火災気象通報を行う基準

山形地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ウ 火災気象通報の伝達

(ア) 山形地方気象台

山形地方気象台は、火災気象通報を行う基準となる場合は、県（防災危機管理課）に対し、気象情報伝送処理システム（アデスオンライン）により速やかに通報する。

(イ) 県（防災危機管理課）

県（防災危機管理課）は、一般の気象注意報、警報等の伝達に準じて、県防災行政無線により速やかに市町村、消防本部に通報する。

(2) 火災警報

ア 火災警報の概要

市町村長は、県知事から火災気象通報を受けた場合又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため消防法第 22 条第 3 項の規定により、「火災警報」を発することができる。

イ 火災警報の伝達

市町村は、火災警報を発し、又は解除したときは、防災行政無線、巡回広報車及び消防自動車等により、速やかに住民等に対しその旨を周知するとともに、県（防災危機管理課）に対し通報する。

3 災害情報の収集・伝達計画

1 計画の概要

震災対策編 第3編第2章第3節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震による」を除く。

2 災害情報収集・伝達計画フロー

震災対策編 第3編第2章第3節「2 災害情報収集・伝達計画フロー」に同じ。

3 被害状況等情報収集活動の概要

震災対策編 第3編第2章第3節「3 被害状況等情報収集活動の概要」を準用する。

4 災害発生直後の情報収集・伝達

震災対策編 第3編第2章第3節「4 災害発生直後の情報収集・伝達」を準用する。

※ 「震度4以上を観測する地震」を「大規模な災害や事故等」に読み替える。

5 災害応急対策活動実施時の情報収集・伝達

震災対策編 第3編第2章第3節「5 災害応急対策活動実施時の情報収集・伝達」に同じ。

6 防災情報システム等を活用した情報の収集

震災対策編 第3編第2章第3節「6 防災情報システム等を活用した情報の収集」に同じ。

7 被害関連情報の発信

震災対策編 第3編第2章第3節「7 被害関連情報の発信」に同じ。

4 広報計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第2章第4節「1 計画の概要」を準用する。

※ 災害対策編の「地震による」を除く。

2 広報計画フロー

震災対策編第3編第2章第4節「2 広報計画フロー」を準用する。

※ 災害対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

3 基本方針

震災対策編第3編第2章第4節「3 基本方針」に同じ。

4 広報活動における各機関の役割分担

震災対策編第3編第2章第4節「4 広報活動における各機関の役割分担」を準用する。

※ 震災対策編の「地震津波情報」を「災害発生情報」に読み替える。

5 放送機関、通信事業者等による災害時の情報提供

震災対策編第3編第2章第4節「5 放送機関、通信事業者等による災害時の情報提供」に同じ。

6 被災者等への情報伝達活動

震災対策編第3編第2章第4節「6 被災者等への情報伝達活動」を準用する。

※ 震災対策編の「地震の被害、余震の状況」を「災害の状況に関する情報」に読み替える。

7 災害発生後の各段階における広報

(1) 災害発生直後

ア 県は、入手した被害状況等の情報を速やかに各放送機関に提供する。

イ 各放送機関は、提供された情報を「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、速やかに放送する。

(2) 災害応急対策初動期

ア 市町村の広報事項

(ア) 安否情報

(イ) 住民に対する避難指示等

(ウ) 給水・炊き出しの実施、物資の配給情報

(エ) 避難所の開設状況

イ 県の広報事項

(ア) 安否情報

(イ) 人身、家屋及び公共施設等の被害並びに住民の避難状況

(ウ) 公共土木施設、農業土木施設の被害状況

(エ) 医療機関の被害状況及び救急患者・負傷者・人工透析患者等受け入れの可否の情報

- (オ) 教育機関の被害状況及び児童生徒の安否情報
 - (カ) 各種相談窓口に関する情報
- ウ 県警察の広報事項
 - (ア) 避難等の措置、住民に対する避難指示等
 - (イ) 危険物の安全管理
 - (ウ) 交通情報（通行の可否、交通規制及び渋滞等）
- エ ライフライン関係機関
 - (ア) 被災による使用不能状況
 - (イ) 使用可能な設備については、使用上の注意
- オ 公共交通機関
 - (ア) 不通区間及び運休状況
 - (イ) 臨時ダイヤの運行状況
- (3) 災害応急対策本格稼働期
 - ア 市町村の広報事項
 - (ア) 消毒、衛生及び医療救護情報
 - (イ) 小中学校の授業再開予定
 - (ウ) 応急仮設住宅への入居に関する情報
 - イ 県の広報事項
 - (ア) 概算被害額
 - (イ) 公共土木施設等の復旧状況及び見込み
 - (ウ) 医薬品、生活必需品等の供給見込み
 - (エ) 救援物資、ボランティアの受け入れに関する情報
 - ウ ライフライン関係機関及び公共交通機関の広報事項
 - (ア) 復旧見込み
 - (イ) 災害発生時の特例措置の実施状況
- (4) 復旧対策期
 - ア 市町村の広報事項
 - (ア) 罹災証明書の発行
 - (イ) 生活再建資金の貸付け
 - (ウ) 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
 - (エ) その他生活再建に関する情報
 - イ 県の広報事項
 - 広域的な復興計画

8 安否情報の提供

震災対策編第3編第2章第4節「8 安否情報の提供」を準用する。

※ 震災対策編の「地震災害」を「風水害等」に読み替える。

9 広報活動実施上の留意点

震災対策編第3編第2章第4節「9 広報活動実施上の留意点」に同じ。

10 広聴活動

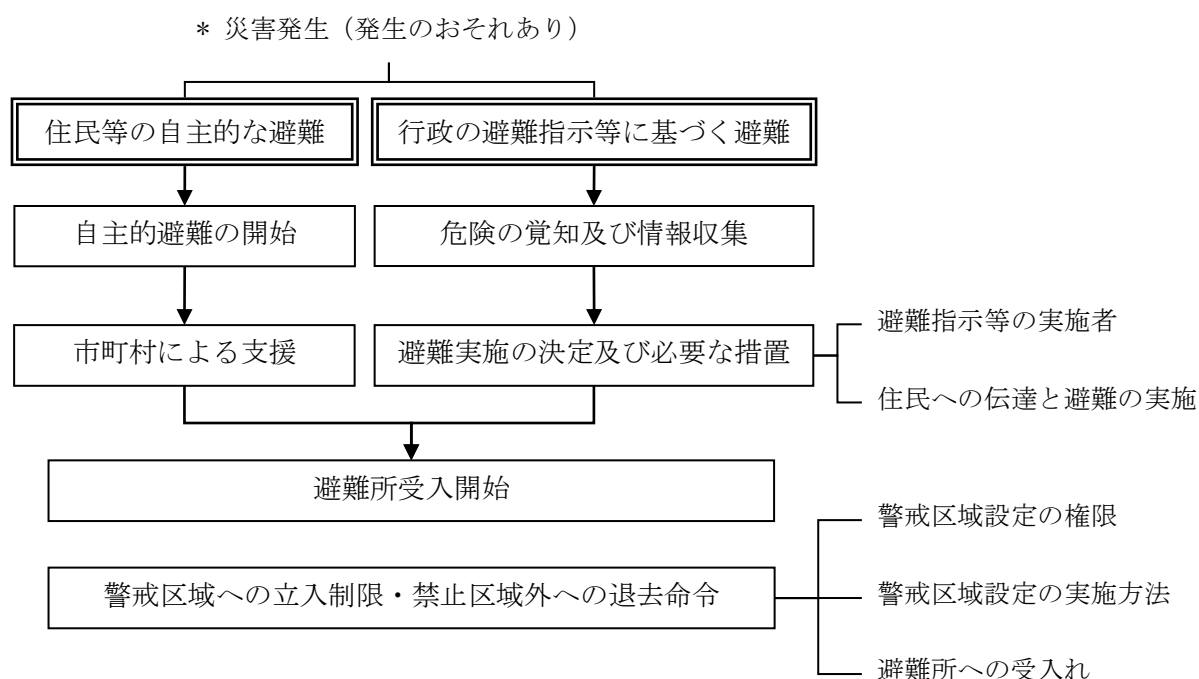
震災対策編第3編第2章第4節「10 広聴活動」に同じ。

第3節 避難計画

1 計画の概要

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、避難しやすい時間帯での高齢者等避難の発令による、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、市町村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であることから、住民の自主的な避難行動並びに市町村及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

2 避難指示等応急対策フロー



※避難指示等：高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

3 住民等の自主的な避難

住民等は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、災害発生のおそれの高まりに応じて、自らの判断で避難行動をとることを原則とする。

国及び県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

市町村は、住民等の主体的な避難行動を支援するため、平時から防災教育の推進及び防災知識の普及を図るとともに、災害が発生又は発生するおそれがある場合は、主体的な避難行動を促す情報提供を行うものとする。

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市町村へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

(2) 市町村の支援措置

市町村は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放等の措置を行う。指定避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受け入れられるようにしておく。

4 行政の避難指示等に基づく避難

(1) 危険の覚知及び情報収集

県、市町村及び防災関係機関は、災害情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して、危険箇所の把握に努めることで、避難指示等を適切なタイミングで発令するよう留意する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕、指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。

また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行い、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努める。

県、市町村及び放送事業者等は、伝達を受けた警報等を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等により、住民等への伝達に努めるものとする。なお、市町村は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

また、土砂災害防止法第 28 条、第 29 条及び第 31 条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切な避難指示の発令の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を市町村に提供する。市町村は、その情報を基に速やかに避難指示を発令するものとする。

(2) 避難実施の決定及び必要な措置

ア 高齢者等避難発令の実施者

市町村長は、管轄区域内において災害が発生するおそれがあり、高齢者等の避難行動要支援者が避難行動を開始する必要があると認められる場合は高齢者等避難を発令し、速やかにその旨を知事に報告する。また、必要に応じて地元警察署長及び消防署長に、住民の避難誘導への協力を要請する。

市町村は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

避難行動要支援者は、避難行動に時間を要することから、高齢者等避難の発令をもって

避難行動を開始するものとし、また、その支援者は避難誘導等の措置を適切に実施する。

イ 避難指示等発令の実施者

避難指示等の発令は、法第 60 条に基づき、原則として市町村長が実施する。

市町村は、避難指示等を発令する際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

その他、法令に基づき知事、警察官、海上保安官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

具体的には、次の表のとおり。

	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準
				指示等を実施した場合の通知等
高齢者等避難	3	市町村長	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき 高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を呼び掛ける
避難指示	4	市町村長	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示 立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示
		知事	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示 立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示
緊急安全確保	5	市町村長	<ul style="list-style-type: none"> 命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認めるとき ※市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意
避難の指示等		知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき（水防法第 29 条）
				水防管理者→（通知）→警察署長

		知事又は その命を受 けた県職員	・ 立退きの指示	・地すべりにより著しい危険が切迫して いると認められるとき (地すべり等防止法第 25 条)
				知事又はその命を受けた県職員 → (通知) →警察署長
		警察官	・ 立退き先の指示	・市町村長が立退きを指示することがで きないと認める場合、又は市町村長か ら要求があった場合 (災害対策基本法第 61 条)
				警察官→ (通知) →市町村長 → (報告) →知事
			・ 避難等の措置	・ 重大な被害が切迫すると認める場合、 警告を発し、特に急を要する場合、危 害を受けるおそれがある者に対し必 要な限度で避難等の措置 (警察官職務執行法第 4 条)
				警察官→ (報告) →公安委員会
		海上保安官	・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示	・市町村長が立退きを指示することがで きないと認める場合、又は市町村長か ら要求があった場合 (災害対策基本法第 61 条)
				海上保安官→ (通知) →市町村長 → (報告) →知事
		災害派遣を 命ぜられた 部隊等の 自衛官	・ 避難等の措置	・警察官がその場にはいない場合、「警察官 職務執行法第 4 条」による避難等の 措置 (自衛隊法第 94 条)
				自衛官→ (報告) →防衛大臣の指定する 者

なお、市町村は、避難指示等の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

ウ 避難情報と居住者等がとるべき行動

居住者等がとるべき行動	
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・その他も必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自主的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>危険な場所から全員避難</p> <p>○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 </div>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>災害発生又は切迫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても、身の安全を確保できるとは限らない。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難指示等が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

エ 住民等への伝達及び避難の実施

(ア) 高齢者等避難及び避難指示の内容

a 警戒レベル

b 要避難準備対象地域

- c 避難準備理由
 - d 避難先
 - e 避難経路
 - f 避難時の注意事項等
- (イ) 緊急安全確保の内容
- a 警戒レベル
 - b 災害発生区域
 - c 災害概況
 - d 命を守るための最善の行動をとること
- (ウ) 避難の広報
- a 関係機関は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）をはじめ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、サイレン、警鐘、標識、広報車、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等のあらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等に対して迅速に避難指示等を周知・徹底する。
特に、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的・局地的な豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達方法について、各市町村の実情に応じて、エリアを限定することの有効性や課題等を考慮した上で検討する。
 - b 市町村は、避難行動要支援者への避難指示等の発令にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する。
 - c 市町村は、住民に対する避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
 - d 市町村は、危険の切迫性に応じ避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- (エ) 避難誘導
- 市町村は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- 市町村、消防機関及び県警察による誘導にあたっては、可能な限り自治会、町内会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。
- また、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。
- a 市町村は、地域又は自治会単位に避難集団を形成するため、地元警察署及び消防機関の協力を得て、指定避難所等に誘導員を配置して住民等を誘導する。
また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。

- b 消防機関は、避難指示等が発令された場合は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を市町村及び警察署に通報するとともに、避難が開始された場合は、消防吏員及び消防団員をもって住民等の避難誘導にあたる。
 - c 県警察は、避難誘導に当たっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行を確保する。
- (オ) 避難路の安全確保
- 市町村長は、迅速かつ安全な避難を確保するため職員を派遣するとともに、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者及び警察官等の協力を得て、避難道路上の障害物を排除する。
- また、必要に応じ、県知事に対して車両、舟艇及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。

5 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

震災対策編 第3編第3章「5 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令」に同じ。

6 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

震災対策編 第3編第3章「6 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供」に同じ。

第4節 避難所運営計画

1 計画の概要

震災対策編 第3編第4章「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震による」を除く。

2 避難所運営計画フロー

震災対策編 第3編第4章「2 避難所運営計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 避難所等への受入れと必要な措置

(1) 避難所の開設

市町村は、住民に避難指示等を発令した場合、又は避難場所に避難した住民を、家屋の倒壊等によりさらに避難所へ受け入れる必要が生じた場合は、指定避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受け入れるよう指示するとともに、速やかに市町村職員を指定避難所に派遣し、迅速な開設に努める。なお、避難所の開設に当たっては次の事項に留意する。

ア 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

イ 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告し、県はその情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。あわせて、災害対応に当たる職員等の感染症対策徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。

ウ 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

エ 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

オ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

カ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

キ 災害救助法が適用された場合の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き（知事は内閣総理大臣

の同意を得たうえで期間を定める。)をとる必要がある。

(2) 開設に関する周知及び報告

市町村は、指定避難所を開設した旨を速やかに住民等に周知徹底するとともに、地元警察署及び消防署等関係機関に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所に受け入れるべき者を誘導し保護する。

また、避難所開設に係る次の事項を県に速やかに報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 開設箇所数及び避難所の名称

ウ 避難者数

(3) 開設初期に必要な措置

ア 避難者数の把握

市町村は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳（男女別・年齢別等）を把握する。また、避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等にかかる情報の把握に努める。なお、情報の把握にあたっては、避難所運営支援システムを活用するよう努める。

イ 避難所の運営リーダーの選出

市町村は、避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

ウ 生活環境の確保

市町村は、避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

エ 物資等の調達

市町村は、避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられるが、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所毎又はその近傍の地域完結型の備蓄施設を確保し必要最低限の物資を備蓄しておくように努める。特に、災害発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的に備蓄を行うよう努める。

(ア) 食料（パン、おにぎり等すぐ食べることのできるもの）

(イ) 毛布

(ウ) 日用品（マスク、消毒液、紙コップ、紙皿及び割り箸）

(エ) 医薬品

(オ) 生理用品

(カ) 暖房器具、カイロ（冬期の場合）

(キ) 簡易トイレ（トイレトーパー）

(ク) 飲料水

(ケ) 燃料

オ 通信手段の確保

市町村は、避難所と市役所又は町村役場等との通信手段を確保する。

カ 避難所以外で生活している被災者への支援

市町村及び県は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必

要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供等の支援を行い、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供等の支援を行い、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

4 避難所の運営管理

震災対策編 第3編第4章「4 避難所の運営管理」に同じ。

5 避難後の状況の変化に応じた措置

震災対策編 第3編第4章「5 避難後の状況の変化に応じた措置」に同じ。

6 避難所運営に係る留意点

震災対策編 第3編第4章「6 避難所運営に係る留意点」に同じ。

7 県設置避難所の運営計画

震災対策編 第3編第4章「7 県設置避難所の運営計画」に同じ。

第5節 災害警備計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第5章「1 計画の概要」を準用する。

※ 「地震による」を除く。

2 災害警備計画フロー

震災対策編第3編第5章「2 災害警備計画フロー」を準用する。

※ 「地震」を「災害」に読み替える。

3 災害警備体制の確立

震災対策編第3編第5章「3 災害警備体制の確立」を準用する。

※ 「地震」を「災害」に読み替える。

4 災害警備活動の実施

震災対策編第3編第5章「4 災害警備活動の実施」を準用する。

※ 「地震による」を除く。

第6節 救助・救急計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第7章「1 計画の概要」を準用する。

※「大規模な地震」を「災害」に読み替える。

2 救急・救助計画フロー

震災対策編第3編第7章「2 救急・救助計画フロー」に同じ。

3 要救助者の通報・捜索

震災対策編第3編第7章「3 要救助者の通報・捜索」に同じ。

4 救助体制の確立

震災対策編第3編第7章「4 救助体制の確立」に同じ。

5 救助活動の実施

震災対策編第3編第7章「5 救助活動の実施」に同じ。

6 負傷者等の搬送

震災対策編第3編第7章「6 負傷者等の搬送」に同じ。

第7節 消火活動計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第8章「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生時の」を除く。

2 消火活動計画フロー

震災対策編第3編第8章「2 消火活動計画フロー」に同じ。

3 初期消火

(1) 地域住民等による活動

家庭、職場等においては、火災が発生した場合は、速やかに消防機関へ通報するとともに、次により消火に努める。

ア 消防機関等へ速やかに通報（電話、駆け込み）するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。

イ ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

(2) 自主防災組織等による活動

地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、消防機関が到着するまでの間、自身の安全を確保しながら、耐震性貯水槽等の消防水利、可搬式小型動力ポンプその他の防災資機材を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

4 火災防ぎょ活動

震災対策編第3編第8章「4 火災防ぎょ活動」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

5 海上における火災対策

震災対策編第3編第8章「5 海上における火災対策」に同じ。

6 広域応援要請

火災の多発や延焼の危険性の増大等により、自らの消防力のみでは火災防ぎょ活動を十分に行えなくなることが予想される。

このような場合、市町村長等は躊躇することなく他の市町村長等に対して広域応援を要請する。また、被災地域以外の消防本部は、大規模な地震の発生を覚知したときは、広域応援要請に応じることができる体制を速やかに整える。

(1) 県内市町村等への応援要請

被災市町村等の長は、自らの消防力のみでは十分に防ぎょし得ないと認める場合は、「山形県広域消防相互応援協定」等に基づき、市町村長等に対して広域応援を要請する。

(2) 他都道府県への応援要請

知事は、被災市町村等の長から応援要請を受けた場合又は県内の消防力のみでは対応しきれないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する

要綱」に基づく緊急消防援助隊の出動要請や「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

(3) 応援受入体制

知事又は被災市町村長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」、「各消防本部緊急消防援助隊受援計画」及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に基づき、応援受入体制を整備する。

第8節 医療救護計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第9章「1 計画の概要」に同じ。

2 医療救護計画フロー

震災対策編第3編第9章「2 医療救護計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 医療関係機関に関する状況の把握と情報の提供

震災対策編第3編第9章「3 医療関係機関に関する状況の把握と情報の提供」に同じ。

4 医療救護所の設置

震災対策編第3編第9章「4 医療救護所の設置」に同じ。

5 医療救護活動の実施及び調整

震災対策編第3編第9章「5 医療救護活動の実施及び調整」に同じ。

6 国等への支援要請

震災対策編第3編第9章「6 国等への支援要請」に同じ。

第9節 福祉活動計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第10章「1 計画の概要」を準用する。

2 福祉活動計画フロー

震災対策編第3編第10章「2 福祉活動計画フロー」を準用する。

3 県による総合調整

震災対策編第3編第10章「3 県による総合調整」に同じ。

4 福祉ニーズに関する状況の把握

震災対策編第3編第10章「4 福祉ニーズに関する状況の把握」に同じ。

5 福祉活動の実施

震災対策編第3編第10章「5 福祉活動の実施」に同じ。

6 国等への支援要請

震災対策編第3編第10章「6 国等への支援要請」に同じ。

第 10 節 遺体対策計画

1 計画の概要

震災対策編第 3 編第 11 章「1 計画の概要」を準用する。

※ 「大規模な地震に伴う建造物の倒壊、火災等」を「災害」に読み替える。

2 遺体対策計画フロー

震災対策編第 3 編第 11 章「2 遺体対策計画フロー」を準用する。

※ 「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 遺体等の搜索

震災対策編第 3 編第 11 章「3 遺体等の搜索」に同じ。

4 遺体の処置等

震災対策編第 3 編第 11 章「4 遺体の処置等」に同じ。

5 遺体の埋葬

震災対策編第 3 編第 11 章「5 遺体の埋葬」に同じ。

6 広域応援体制

震災対策編第 3 編第 11 章「6 広域応援体制」に同じ。

第 11 節 交通輸送関係

1 輸送計画

1 計画の概要

震災対策編第 3 編第 12 章第 1 節「1 計画の概要」に同じ。

2 輸送計画フロー

震災対策編第 3 編第 12 章第 1 節「2 輸送計画フロー」を準用する。

※ 「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 優先すべき輸送需要

震災対策編第 3 編第 12 章第 1 節「3 優先すべき輸送需要」に同じ。

4 輸送施設被害情報及び輸送需要情報の収集

震災対策編第 3 編第 12 章第 1 節「4 輸送施設被害情報及び輸送需要情報の収集」に同じ。

5 輸送手段及び緊急輸送路の決定

震災対策編第 3 編第 12 章第 1 節「5 輸送手段及び緊急輸送路の決定」に同じ。

6 防災関係機関による輸送車両等の確保と輸送の実施

震災対策編第 3 編第 12 章第 1 節「6 防災関係機関による輸送車両等の確保と輸送の実施」に同じ。

7 初動期における緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保

震災対策編第 3 編第 12 章第 1 節「7 初動期における緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保」に同じ。

8 物資拠点の確保

震災対策編第 3 編第 12 章第 1 節「8 物資拠点の確保」に同じ。

2 道路交通計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第12章第2節「1 計画の概要」を準用する。

※ 「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

2 道路交通計画フロー

震災対策編第3編第12章第2節「2 道路交通計画フロー」に同じ。

3 災害の未然防止

震災対策編第3編第12章第2節「3 災害の未然防止」に同じ。

4 発災直後の被災地の交通路確保

震災対策編第3編第12章第2節「4 発災直後の被災地の交通路確保」に同じ。

5 情報の収集・伝達

震災対策編第3編第12章第2節「5 情報の収集・伝達」に同じ。

6 道路法に基づく緊急措置

震災対策編第3編第12章第2節「6 道路法に基づく緊急措置」に同じ。

7 災害対策基本法に基づく交通の規制等の措置

震災対策編第3編第12章第2節「7 災害対策基本法に基づく交通の規制等の措置」に同じ。

8 緊急輸送道路等の啓開

震災対策編第3編第12章第2節「8 緊急輸送道路等の啓開」に同じ。

9 緊急交通路の確保

震災対策編第3編第12章第2節「9 緊急交通路の確保」に同じ。

10 道路施設の応急復旧

震災対策編第3編第12章第2節「10 道路施設の応急復旧」に同じ。

11 交通マネジメント

震災対策編第3編第12章第2節「11 交通マネジメント」に同じ。

3 鉄道路災害応急計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第12章第3節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震による」を「災害による」に読み替える。

2 鉄道路災害応急計画フロー

震災対策編第3編第12章第3節「2 鉄道路災害応急計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編のフロー中「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 災害対策本部の設置

震災対策編第3編第12章第3節「3 災害対策本部の設置」に同じ。

4 情報の伝達

施設指令は、気象台等から災害発生に関する情報の伝達を受けたときは、速やかに関係箇所に伝達する。

5 旅客及び公衆等の避難

震災対策編第3編第12章第3節「5 旅客及び公衆等の避難」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に、「火災」を「施設等の損壊」に読み替える。

6 救助活動

- (1) 災害等により負傷者が発生した場合、鉄道事業者は消防機関、警察、県、市町村及びその他防災関係機関に連絡するとともに、負傷者の救出・救護に努める。
- (2) 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、鉄道事業者は県、市町村及びその他防災関係機関に対し応援要請を行う。

7 運転規制の実施

震災対策編第3編第12章第3節「7 運転規制の実施」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

8 応急復旧

震災対策編第3編第12章第3節「8 応急復旧」に同じ。

9 住民に対する広報

震災対策編第3編第12章第3節「9 住民に対する広報」に同じ。

10 県への報告

震災対策編第3編第12章第3節「10 県への報告」に同じ。

4 空港及び公共ヘリポート施設災害応急計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第12章第4節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震により」を除く。

2 空港及び公共ヘリポート施設災害応急計画フロー

震災対策編第3編第12章第4節「2 空港及び公共ヘリポート施設災害応急計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編のフロー中「地震発生」を「災害発生」に読み替える

3 被害情報の収集・伝達

震災対策編第3編第12章第4節「3 被害情報の収集・伝達」に同じ。

4 消火救難活動の実施

震災対策編第3編第12章第4節「4 消火救難活動の実施」に同じ。

5 復旧作業の実施

震災対策編第3編第12章第4節「5 復旧作業の実施」に同じ。

6 空港機能の代替要請

震災対策編第3編第12章第4節「6 空港機能の代替要請」に同じ。

7 住民等への広報

震災対策編第3編第12章第4節「7 住民等への広報」に同じ。

5 港湾・漁港施設災害応急計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第12章第5節 港湾・漁港施設災害応急計画「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震により」を除く。

2 港湾・漁港施設災害応急計画フロー

震災対策編第3編第12章第5節 港湾・漁港施設災害応急計画「2 港湾・漁港施設災害応急計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 被害情報の収集・伝達

震災対策編第3編第12章第5節 港湾・漁港施設災害応急計画「3 被害情報の収集・伝達」に同じ。

4 航路等の障害物除去等

震災対策編第3編第12章第5節 港湾・漁港施設災害応急計画「4 航路等の障害物除去等」に同じ

5 復旧作業の実施

震災対策編第3編第12章第5節 港湾・漁港施設災害応急計画「5 復旧作業の実施」に同じ。

6 住民等への広報

震災対策編第3編第12章第5節 港湾・漁港施設災害応急計画「6 住民等への広報」に同じ。

7 災害対策基本法に基づく交通の規制等の措置

震災対策編第3編第12章第5節 港湾・漁港施設災害応急計画「7 災害対策基本法に基づく交通の規制等の措置」に同じ。

第 12 節 各種施設災害応急対策関係

1 土砂災害防止施設災害応急計画

1 計画の概要

災害により土砂災害防止施設が被災し又は被災するおそれがある場合に、その機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、当該施設の管理者が実施する災害応急対策について定める。

2 土砂災害防止施設災害応急計画フロー

震災対策編 第 3 編第 12 章第 1 節「2 地盤災害防止施設災害応急計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 被災状況調査

土砂災害防止施設の管理者（以下この節において「施設管理者」という。）は、当該施設が被災し又は被災するおそれがある場合は、防災関係機関と連携・協力して、直ちに現地パトロール等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、構造上の安全性及び施設の機能性について緊急点検を実施する。

また、防災上緊急を要する場合は、これらの情報を関係機関に速やかに提供するとともに、応急措置及び二次災害防止対策等に係る専門的な助言及び指導に努める。

4 住民の安全確保

施設管理者は、施設の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

また、知事は、必要と認める場合は、地すべり等防止法（昭和 33 年法第 30 号）第 25 条に基づき、地すべりが発生し著しい危険が切迫している区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

5 被害拡大防止措置

施設管理者は、現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や被災が確認された場合には、その危険度を調査して適切な対策を講じるほか、次により二次災害による住民への被害を防止する措置をとるとともに、公共土木施設災害復旧事業等を実施して施設の機能回復に努める。

(1) 二次災害の予防

災害情報に配慮するとともに大雨注意報・警報及び土砂災害警戒情報等に注意して応急対策を進める。

ア 危険箇所の応急対策

県は、地すべりの兆候、斜面の亀裂及び湧水等を確認した場合は、関係機関や住民に周知を図り、必要に応じ警戒避難の注意を促すとともに、地盤変動の抑止対策や感知器・警

報器等の設置等必要な応急対策を実施する。

イ 監視の継続

県は市町村と連携して、災害発生後の一定期間は監視を継続し、住民に注意を呼びかける。また、市町村は、避難地・避難経路等の周知徹底を図る。

(2) 施設の応急措置

ア 治山施設

倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被災が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

治山施設の被災によって上流に堆積した不安定土砂が下流域に流下するおそれがある場合は、被災施設の補強又は治山施設の新設を行い、土石流等の発生を防止する。

イ 地すべり防止施設

地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて立退きの指示を行う。

亀裂が生じた場合はシートを張り、落石には仮設防護柵を設置する。地すべり拡大の兆候がある場合は、土塊の排土や押さえ盛土等を行う。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。落石があった場合は、防護柵や仮設的な補強を行う。

エ 砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、巡回し又は状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

砂防堰堤に生じた亀裂等については、堤体グラウト、基礎グラウト等により補強を行う。

また、流路や護岸に異常堆積や侵食がある場合は、流水の方向が変わらないよう河道の修正を行う。

オ 土石災害危険箇所等の応急措置

国、県、市町村及び防災関係機関は、土石災害危険箇所等における被害の拡大を防止するため、相互に連携し、シート張りや土のう積等の応急措置を実施する。

6 応急復旧

震災対策編 第3編第13章第1節「6 応急復旧」に同じ。

2 河川・海岸施設災害応急計画

1 計画の概要

震災対策編 第3編第13章第2節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震により」を除く。

2 河川・海岸施設災害応急計画フロー

震災対策編第3編第13章第2節「2 河川・海岸施設災害応急計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 被災状況調査

施設管理者は、大雨や洪水等が発生した場合、必要に応じ民間協業者と連携し、巡回等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、山形県河川維持管理計画に基づき、河道内、堤防及び河川管理施設等について出水後の点検を実施する。

4 住民の安全確保等

施設管理者は、施設等が被災し又はその後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

5 被害拡大防止措置

施設管理者は、巡回及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、関係機関及び民間業務協業者等と密接に連携し、必要な応急措置を実施する。

(1) 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、資材や施工規模を考慮し適切な応急措置を実施する。

イ 低標高地域の浸水対策

低標高地域では浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所については、人的な事故の発生を防止するため立ち入り禁止等の措置を実施する。

エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

施設占有者に対し、被災地の早急な復旧・復興を期すために必要な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の防止に努める。

オ 危険物、油等流出事故対策

災害により危険物や油等が流出した場合は、二次災害を防止するため、その状況を速やかに関係各機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ、報道機関等を通じて住民へ周知し、汚染拡大防止対策を実施する。

カ その他河川管理に関する事項の調整

河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフラインや地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

(2) ダム施設

災害発生後の点検等によりダム施設に異常が認められた場合は、次の措置を実施する。

ア 貯水位制限等の対策

異常の程度に応じて貯水位制限を行う等、ダムに作用する外力を低減するための対策を実施する。

イ 止水処理等の応急的措置

異常の程度に応じて止水処理等の応急的措置を講じる。

ウ 関係機関及び一般住民への連絡、通報

ダム施設に漏水、変形又は挙動異常が認められ、かつ急速に拡大するおそれがある場合は、関係機関及び下流住民へ連絡、通報を行う。

エ その他ダム施設の管理に関する調整

関係機関や利水権者間の調整等、ダムの機能を最小限維持するための調整を行う。

(3) 海岸保全施設

施設管理者は、次により陸地での被害拡大防止及び二次災害防止のための応急措置をとった後、海上が安定した段階で応急資材を用いた対策を講じる。

ア 人的被害防止対策の実施

被災箇所については、施設そのものの損傷拡大や予想外の被害等による人的被害の発生を防止するため、立入禁止措置を講じる。

イ 被災箇所の監視

地震により被災した箇所やその兆候が見られる場合は、パトロールを行い時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

ウ その他海岸保全施設の管理に関する調整

県は、海難事故や漂流物等の処理に関する問題等の発生を考慮し、海岸保全施設全般の管理に関する事項の調整を行う。

6 応急復旧

震災対策編 第3編第13章第2節「6 応急復旧」に同じ。

3 農地・農業用施設災害応急計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第13章第3節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震により」を除く。

2 河川・海岸施設災害応急計画フロー

震災対策編第3編第13章第3節「2 河川・海岸施設災害応急計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 施設の緊急点検

施設管理者は、24時間雨量が80mm、時間雨量が20mm以上の降雨を観測した場合、速やかに地すべり防止区域及び施設の緊急点検を行う。災害等により地すべり防止区域及び施設等に異常や変状が確認され、第三者への危険が予想される場合、関係機関と連携し、避難誘導、通行止め又は立ち入り禁止などの安全対策を行う。

4 被災状況の把握

震災対策編第3編第13章第3節「4 被災状況の把握」に同じ。

5 応急対策及び応急復旧対策の実施

震災対策編第3編第13章第3節「5 応急対策及び応急復旧対策の実施」に同じ。

4 電力供給施設災害応急計画

1 計画の概要

震災対策編 第3編第13章第4節「1 計画の概要」に同じ。

2 電力供給施設災害応急計画フロー

震災対策編 第3編第13章第4節「2 電力供給施設災害応急計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 活動体制の確立

(1) 組織体制の確立

東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社は、災害が発生した場合は防災体制に入ることを発令し、速やかに災害対策組織を設置するとともに、社内及び社外関係機関に連絡する。

(2) 要員の確保

ア 災害対策組織の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意して防災体制の発令に備え、発令された場合は速やかに出動する。

イ 山形支店・支社のみで対応が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し、要員を確保する。さらに被害が甚大な場合は、他電力会社及び電源開発株式会社に要員の派遣を要請する。

(3) 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とすると判断される場合は、自衛隊法第83条第1項に基づき、知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

4 被災状況の把握及び広報

震災対策編 第3編第13章第4節「4 被災状況の把握及び広報」に同じ。

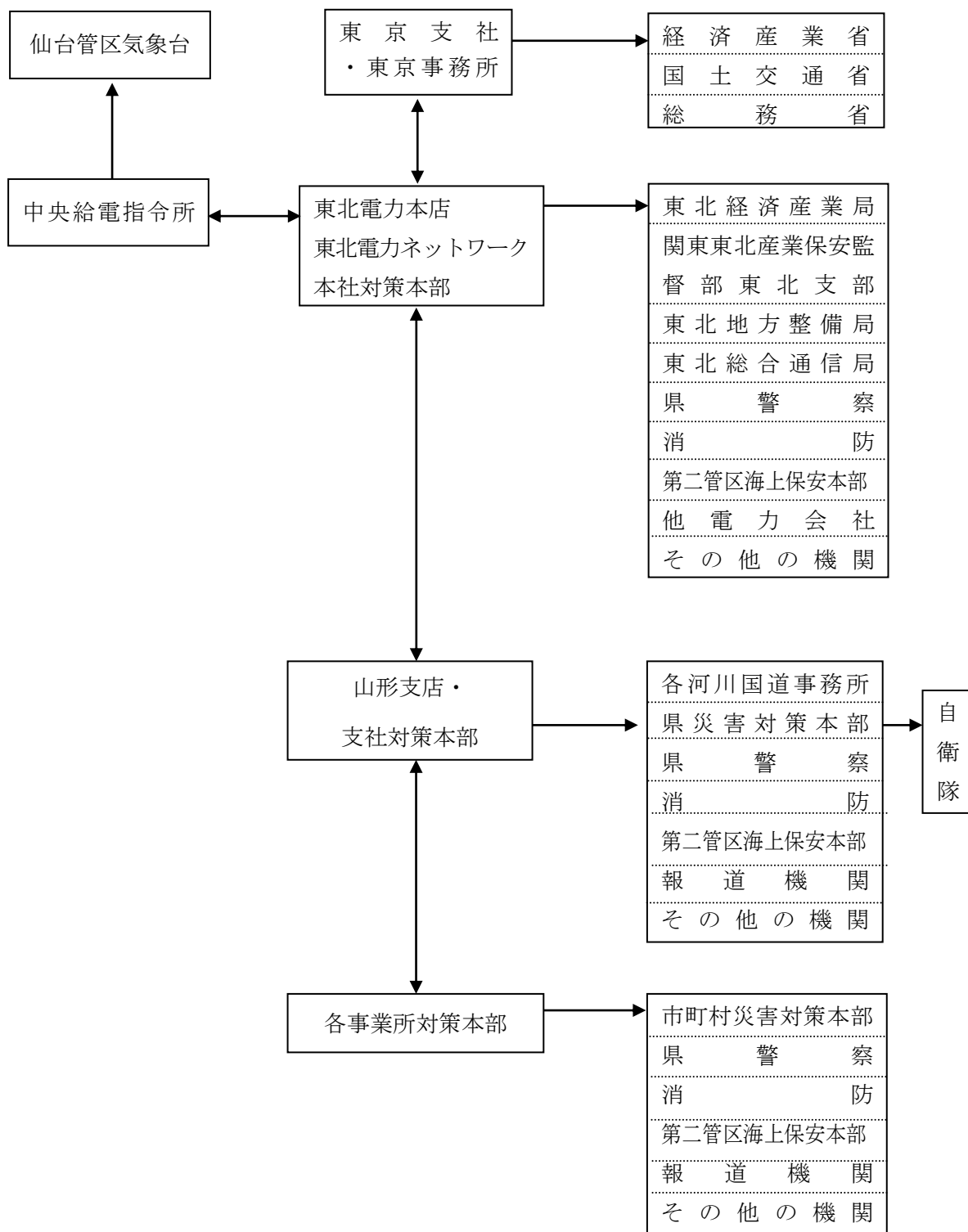
5 応急対策

震災対策編 第3編第13章第4節「5 応急対策」に同じ。

6 復旧対策

震災対策編 第3編第13章第4節「6 復旧対策」に同じ。

<東北電力株式会社及び東北ネットワーク株式会社と関係機関の情報連絡経路>



5 ガス供給施設災害応急計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第13章第5節「1 計画の概要」に同じ。

2 都市ガス等供給施設災害応急計画フロー

震災対策編第3編第13章第5節「2 都市ガス等供給施設災害応急計画フロー」を準用する。

※「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 都市ガス等供給施設における災害応急計画

(1) 活動体制の確立

ア 災害対策本部の設置

ガス事業者は、風水害等により被害が発生し又は被害の発生が予想される場合は、災害対策本部を設置する。

イ 要員の確保

ガス事業者は、風水害等により被害が発生し又は被害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた社員・職員を出動させる。社員・職員は、出動する際、被害状況等の情報収集を行う。

交通手段の制約等により通常の勤務地へ出動できない場合は、徒歩又は自転車により最寄の事業所に出動する。

ウ 救援隊の派遣要請

緊急措置及び復旧作業に必要な人員、機材等が不足する場合は、近隣のガス事業者や日本ガス協会の機関に救援隊の派遣を要請する。また、必要に応じ関連工事会社にも動員を要請する。

(2) 被災状況の把握及び広報

ア 被害状況の調査

気象情報又は被害情報及びガスの圧力・流量等の情報を早期に収集するとともに、次により速やかに施設の巡視・点検を行い、ガス工作物の被害状況を把握する。また、ガス漏えい通報を受け付け、適切に整理しておく。

(ア) 製造所・供給所

ガス発生設備、受入設備、機械設備、建屋、ガスホルダー、液化ガス貯槽、配管・計装設備及び電気・水道設備等について、目視又は計測器、ガス漏えい検知器等による調査・点検を行う。

(イ) 導管

重要な導管・架管部、整圧器等を車両又は徒歩により巡回し、目視、臭気又はガス検知器等による調査・点検を行う。

イ 広報活動

ガス事業者は、災害発生直後のガス漏えいによる二次災害の防止について、報道機関に依頼し又は広報車等により、速やかに広報活動を行う。あわせて消防機関、警察、県及び市町村への連絡と広報活動への協力を依頼する。

ガスの供給停止措置を行った場合は、需要家の不安を解消するため、被害状況や復旧の見とおし等について適切な広報活動を行う。なお、ガスの供給が継続されている地区にも、ガスの安全使用について引き続き周知を図る。

(3) 緊急措置

ガス事業者は、被害状況調査の結果、ガスの漏えいによる二次災害のおそれがある場合は、製造所におけるガスの製造を停止し、又は対象地域ブロックを定めてガスの供給を停止する。

また、製造所の施設が被災し負傷者が生じた場合は、速やかに応急手当を施し、必要に応じ医療機関に搬送する。

(4) 復旧対策

ガス事業者は、次によりガス供給施設の復旧対策を実施する。

ア 復旧計画の策定

復旧を安全かつ効率的に行うため、要員や資機材を確保するとともに、復旧ブロックの設定や復旧するブロックの優先順位付けを行う等、復旧計画を策定する。その際、救急指定病院や廃棄物焼却処理場等社会的優先度の高い施設の復旧について配慮する。

イ 復旧措置

(ア) 製造所・供給所

ガス発生設備、受入設備及びガスホルダー等のガス漏えい、沈下及び変形等の損傷部分の修理を行う。

(イ) 導管

あらかじめ定めた復旧計画に沿って、被害の比較的少ない地区から次の手順で復旧を進める。

- a 需要家を戸別に巡回し、需要家のガス栓やメーターガス栓の閉栓を行う。
- b 高中圧導管に試験ガスを流し、漏えい調査を行う。漏えいがある場合は損傷箇所の修理完了後ガスを通し、エアパージを行い導管内の圧力を保持する。
- c ブロック内の低圧導管網へ整圧器から断続的に試験ガスを流し、漏えい調査を行い、損傷箇所の修理を行う。その際、二次災害防止のため、広報車によるPRを徹底するとともに、さらに安全を確保するため、作業員を巡回させる。漏えい箇所を発見できない場合は、ブロックを細分割し再調査を行う。
- d ブロック内低圧導管網が復旧した後にエアパージを行い、導管網を通常の供給圧力程度に保持する。
- e 需要家へのガス供給を再開する場合は、広報車によるPRを実施するとともに、戸別に訪問し安全を確認したうえで開栓する。

ウ 代替燃料の供給

ガス供給施設復旧までの間、需要家を支援するため、一般需要家にはカセットコンロを提供するとともに、救急指定病院等社会的重要度の高い需要家には、可能な限り移動式ガス発生設備又はLPガス等による臨時供給の実施に努める。

4 液化石油ガス供給施設応急計画フロー

震災対策編第3編第13章第5節「4 液化石油ガス供給施設応急計画フロー」に準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

5 液化石油ガス供給施設における災害応急計画

震災対策編第3編第12章第5節「5 液化石油ガス供給施設における災害応急計画」に同じ。

6 放送施設災害応急計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第13章第6節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震による」を除く。

2 放送施設災害応急計画フロー

震災対策編第3編第13章第6節「2 放送施設災害応急計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 活動体制の確立

震災対策編第3編第13章第6節「3 活動体制の確立」に同じ。

4 応急措置の実施

震災対策編第3編第13章第6節「4 応急措置の実施」に同じ。

5 応急復旧対策の実施

震災対策編第3編第13章第6節「5 応急復旧対策の実施」に同じ。

7 電気通信施設災害応急計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第13章第7節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生時」を「災害発生時」に読み替える。

2 電気通信施設災害応急計画フロー

震災対策編第3編第13章第7節「2 電気通信施設災害応急計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 応急対策

震災対策編第3編第13章第7節「3 応急対策」を準用する。

※ 震災対策編の「地震等により」を除く。

4 復旧計画

震災対策編第3編第13章第7節「4 復旧計画」に同じ。

8 下水道施設災害応急計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第13章第8節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

2 下水道施設災害応急計画フロー

震災対策編第3編第13章第8節「2 下水道施設災害応急計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

3 活動体制の確立

震災対策編第3編第13章第8節「3 活動体制の確立」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「風水害」に読み替える。

4 被災状況の把握及び広報

震災対策編第3編第13章第8節「4 被災状況の把握及び広報」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「浸水」に読み替える。

5 応急対策

震災対策編第3編第13章第8節「5 応急対策」に同じ。

6 復旧対策

震災対策編第3編第13章第8節「6 復旧対策」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「浸水」に読み替える。

9 工業用水道施設災害応急計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第13章第9節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

2 工業用水道施設災害応急計画フロー

震災対策編第3編第13章第9節「2 工業用水道施設災害応急計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

3 活動体制の確立

震災対策編第3編第13章第9節「3 活動体制の確立」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

4 被災状況の把握及び広報

(1) 被災状況の把握

事業者は、災害発生後速やかに情報収集を行い、取水場、浄水場、配水池等の主要施設及び送・配水管路の被害状況を把握する。また、受水企業の被害状況及び操業状況についても把握する。

(2) 周辺住民等への広報

事業者は、管路等が破壊され、又は配水池等が溢れ、その流出水により一般住民にも被害が及ぶことが予想される場合は、市町村及び警察等の関係機関に通報又は連絡するとともに、広報車等により付近住民に周知し、二次災害の防止に努める。

(3) 受水企業への連絡

事業者は、工業用水道施設が被災した場合、受水企業に被害の種類及び程度、復旧の見込み及び送水継続の可否等を速やかに連絡する。

5 応急対策

震災対策編第3編第13章第9節「5 応急対策」に同じ。

6 復旧対策

震災対策編第3編第13章第9節「6 復旧対策」に同じ。

10 危険物等施設災害応急計画

1 計画の概要

危険物等施設等において事故が発生した場合又は災害により危険物等施設等が被災した場合に被害を軽減するため、危険物等施設の管理者が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

2 危険物等施設災害応急計画フロー

震災対策編第3編第13章第10節「2 危険物等施設災害応急計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 共通の災害応急対策

それぞれの危険物等施設に共通する災害応急対策は次のとおりである。

(1) 関係機関への通報等

危険物等取扱事業所は、事故発生時及び災害により被災した場合、消防機関、県警察、市町村及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

県は、事故発生情報及び被害情報等を、適時消防庁に報告するとともに、次の区分により取り扱い規制担当省庁に報告する。

- | | |
|------------|----------|
| ア 火薬類・高圧ガス | 経済産業省 |
| イ 放射線使用施設 | 原子力規制委員会 |
| ウ 毒劇物施設 | 厚生労働省 |

(2) 住民への広報

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全のため、必要に応じ市町村、県及び報道機関の協力も得て、住民への広報及び避難誘導を行う等適切な措置をとる。

(3) 自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行う。

(4) 危険物等施設の応急措置

ア 施設所有者等

(ア) 危険物等取扱事業所は、災害発生時には、危険物等の取扱作業を中止し、設備の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。

(イ) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

(ウ) 危険物の移送中に災害による事故等が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、被災地を管轄する消防機関及び県警察等に連絡する。

イ 市町村等

- (ア) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、住民への広報や避難のための立ち退きの指示を行う。
- (イ) 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

4 個別の災害応急対策

前項に掲げた災害応急対策以外の各危険物等施設に係る災害応急対策は次のとおりである。

(1) 火薬類

ア 販売所等における応急措置

販売事業者は、火災等が発生し、火薬庫や庫外貯蔵所等が被災するおそれが生じた場合で、保管・貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。ただし、道路が危険であるか又は搬出の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈める等安全な措置を講ずるとともに、その措置内容について防災関係機関に速やかに報告する。

また、火薬庫については、入口、窓等を目塗りで完全に密閉し、木部には防火措置を講じるとともに、必要に応じて周辺住民に避難するよう警告を行い、近隣火薬庫所有者に火薬類の保管委託を行う。

イ 消費場所における応急措置

消費事業者は、土砂崩れ等により火薬類が土中に埋没した場合には、火薬類が存在すると可能性のある場所を赤旗等で表示し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。なお、土砂等を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収し、廃棄する。

ウ 運搬中における応急措置

運転者は、運搬作業中に災害による事故等が発生した場合には、安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両が損傷を受ける等により火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収して一般人の取扱いによる事故を防止するとともに、盗難防止等のため警戒監視を行いながら、運搬事業主等の指示を受けて対処する。

(2) 高圧ガス

高圧ガス関係事業者は、必要に応じて高圧ガス関係団体の応援を受け、高圧ガスの性質（毒性、可燃性及び支燃性）や状況に応じた応急措置を実施する。

ア 高圧ガス製造施設、貯蔵施設等における措置

高圧ガス関係事業者は、製造施設や貯蔵施設等が危険な状態になったとき又はそのおそれがあるときは、直ちに製造等を中止するとともに、火災等が発生した場合は、消火や冷却放水、安全放出及び高圧ガスの移動を行う。ガスが漏えいした場合には、緊急遮断等の漏えい防止措置を実施するとともに、必要に応じ立入禁止区域や火気使用禁止区域の設定を行う。

なお、防災要員以外の従業員は退避させ、発災した施設以外の設備の緊急総点検を行うとともに、必要に応じ県警察に連絡して交通規制等の措置を講じる。

イ 販売事業者の容器置場における措置

販売事業者は、高圧ガス容器が転倒しガス漏れ等が発生した場合には、直ちにガス漏れ

遮断等の措置を講じるとともに、容器を安全な場所に移動する等の措置を行う。なお、必要に応じ担当作業員以外の従業員を退避させる。

ウ 一般消費者における容器等の措置

一般消費者は容器等に係るガス漏れ等の事故が発生した場合は、速やかに販売事業者又は保安機関に連絡するとともに、必要に応じて消防機関等に通報し、付近住民が火気等を使用しないよう呼びかける。

エ 高圧ガスの移送中の措置

高圧ガス輸送車の運転者は、移送中に災害が発生した場合には、直ちに安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両に損傷を受ける等により高圧ガスが漏れ出した場合は、直ちにガス漏れを遮断する等の措置を講じ、付近の住民等に避難の指示を行うとともに、県高圧ガス地域防災協議会及び防災関係機関に通報する。

(3) 放射線使用施設等

災害の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故措置にあたっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関と連携し、現況に即した応急対策を講じる。

また、被害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は、次の応急対策を講じ、迅速かつ適切に被害の防除に努める。

ア 施設の破壊により放射線源の露出、流出等が発生し又はその危険がある場合は、被害の拡大防止に努めるとともに、消防、県警察、市町村及び県等関係機関や原子力規制委員会に通報する。

イ 放射線被害を受けた者又は受けるおそれのある者が居る場合は、速やかに救出し、付近に居る者に対し避難するよう警告する。

ウ 放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移す。また、周辺を危険区域に設定してその旨を表示するとともに、見張りを置いて関係者以外の立入りを禁止する。

5 危険物等流出応急対策

河川、海域、大気等に大量の危険物等が流出し、若しくは漏れ出し、又はそれらのおそれのある場合は、次により迅速かつ適切に被害の防止に努める。

(1) 事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに市町村、消防機関、県警察、酒田海上保安部、河川管理者、海岸管理者及び港湾管理者等関係機関に通報又は連絡する。

(2) 防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に密接に連絡をとり、次の防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。

ア 危険物等の拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。

イ オイルフェンス等により流出範囲を縮小した危険物等を、吸引ポンプ等により吸い上げ又は汲み取るとともに、必要により化学処理剤により処理する。

ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災の発生や健康及び環境への被害を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。

(3) 酒田海上保安部は、被害の拡大防止を図るため、危険物積載船舶に対する移動命令や航行の制限又は禁止を行うとともに、危険物荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導並び

に付近船舶等に対する火気使用の制限、避難勧告等を行う。また市町村及び県警察等は、付近住民等に対する火気使用の制限及び避難勧告等の措置を講ずる。

- (4) 飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者は、被害のおそれのある水道用水取水施設管理者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。
- (5) 水質汚濁防止法又は大気汚染防止法に基づく有害物質等（石綿を含む。）が河川や海域等の公共用水域に流出し、地下に浸透し、若しくは大気中に放出され、又はそれらのおそれのある場合は、河川管理者、海岸管理者、港湾管理者、県総合支庁等は、原因者の究明、原因者の措置状況の確認、原因者の指導のほか、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を被害防止対策に活用できるよう関係機関に速やかに通報する。

第 13 節 農林水産業災害応急計画

1 計画の概要

風水害等による農作物等の被害、農業関係施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊並びに林産及び水産施設の被災等に対応するために、県、市町村及び農林水産業関係団体等が実施する災害応急対策について定める。

2 農林水産業災害応急計画フロー

震災対策編第 3 編第 14 章「2 農林水産災害応急計画フロー」を準用する。

※ 「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 被害状況の把握

震災対策編第 3 編第 14 章「3 被害状況の把握」に同じ。

4 二次災害防止措置

震災対策編第 3 編第 14 章「4 二次災害防止措置」に同じ。

5 災害応急対策

震災対策編第 3 編第 14 章「5 災害応急対策」に同じ。

第14節 生活支援関係

1 食料供給計画

1 計画の概要

震災対策編 第3編第15章第1節「1 計画の概要」に同じ。

2 食料供給計画フロー

震災対策編 第3編第15章第1節「2 食料供給計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 市町村が行う食料の調達及び配分

震災対策編 第3編第15章第1節「3 市町村が行う食料の調達及び配分」に同じ。

4 県が行う食料の調達等

震災対策編 第3編第15章第1節「4 県が行う食料の調達等」に同じ。

5 食料の衛生管理、栄養指導

食料の衛生管理体制及び栄養指導については、震災対策編第3編第14章第4節「保健衛生計画」の食品衛生対策及び栄養指導対策による。

6 国によるプッシュ型支援の実施

震災対策編第15章第1節「6 国によるプッシュ型支援の実施」に同じ。

2 給水・上水道施設応急対策計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第15章第2節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震による」を除く。

2 給水・上水道施設応急対策フロー

震災対策編第3編第15章第2節「2 給水・上水道施設応急対策フロー」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 活動体制の確立

震災対策編第3編第15章第2節「3 活動体制の確立」に同じ。

4 被災状況の把握

震災対策編第3編第15章第2節「4 被災状況の把握」に同じ。

5 緊急対策

震災対策編第3編第15章第2節「5 緊急対策」に同じ。

6 応急対策

震災対策編第3編第15章第2節「6 応急対策」に同じ。

3 生活必需品等物資供給計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第15章第3節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

2 生活必需品等物資供給計画フロー

震災対策編第3編第15章第3節「2 生活必需品等物資供給計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 市町村が行う調達及び配分

震災対策編第3編第15章第3節「3 市町村が行う調達及び配分」に同じ。

4 県が行う生活必需品等物資の調達等

震災対策編第3編第15章第3節「4 県が行う生活必需品等物資の調達等」に同じ。

5 日本赤十字社山形県支部の対応

震災対策編第3編第15章第3節「5 日本赤十字社山形県支部の対応」に同じ。

6 国によるプッシュ型支援の実施

震災対策編第3編第15章第3節「6 国によるプッシュ型支援の実施」に同じ。

7 燃料の供給

震災対策編第3編第15章第3節「7 燃料の供給」に同じ。

4 保健衛生計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第15章第4節「1 計画の概要」を準用する。

※震災対策編「地震による」を除く。

2 保健衛生計画フロー

震災対策編第3編第15章第4節「2 保健衛生計画フロー」を準用する。

※震災対策編「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 被災状況等の把握

震災対策編第3編第15章第4節「3 被災状況等の把握」に同じ。

4 活動体制の確立

震災対策編第3編第15章第4節「4 活動体制の確立」に同じ。

5 防疫等資器材の確保

震災対策編第3編第15章第4節「5 防疫等資機材の確保」に同じ。

6 保健衛生対策の実施

震災対策編第3編第15章第4節「6 保健衛生対策の実施」に同じ。

7 被災動物対策

震災対策編第3編第15章第4節「7 被災動物対策」に同じ。

5 廃棄物処理計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第15章第5節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

2 廃棄物処理計画フロー

震災対策編第3編第15章第5節「2 廃棄物処理計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 災害廃棄物処理

震災対策編第3編第15章第5節「3 災害廃棄物処理」に同じ。

※ (3)カ「耐震性」を「浸水防止対策等災害に対する安全性」に読み替える。

4 ごみ処理

震災対策編第3編第15章第5節「4 ごみ処理」に同じ。

5 し尿処理

震災対策編第3編第15章第5節「5 し尿処理」に同じ。

第 15 節 文教施設における災害応急計画

1 計画の概要

震災対策編第 3 編第 16 章「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

2 文教施設における災害応急計画フロー

震災対策編第 3 編第 16 章「2 文教施設における災害応急計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 学校の応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。従って、指定避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は、市町村が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力することを基本とする。

(1) 児童・生徒等の安全確保

ア 災害発生前の事前措置

(ア) 気象情報等により風水害等の発生が予測される場合の措置

校長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとり、児童・生徒等を保護者の元に帰す。県・市町村教育委員会は、気象等に関する情報提供及び注意喚起等、必要とされる措置をとる。

下校措置にあたっては、中学生以上の生徒については集団下校、幼稚園児・小学生・特別支援学校（学級）生徒については教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。その際、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細にきめておく。

なお、帰宅しても保護者が家にいない児童については、緊急連絡先に連絡し、保護者が引き取りに来るまで学校で保護する。

(イ) 校外活動中に風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置

引率教職員は、活動を中止して本校に連絡をとり、児童・生徒等を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童・生徒等の安全を確保したうえで本校に連絡し、校長と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機に対応を行う。

イ 災害発生時の安全確保

(ア) 在校時の措置

災害発生後、直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童・生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生理者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。

また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取扱う

(イ) 登下校時の措置

登下校中の児童・生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

(ロ) 勤務時間外の措置

校長及び学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）で、あらかじめ指定された教職員は、自分自身・家族等の安全を確保した上で、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

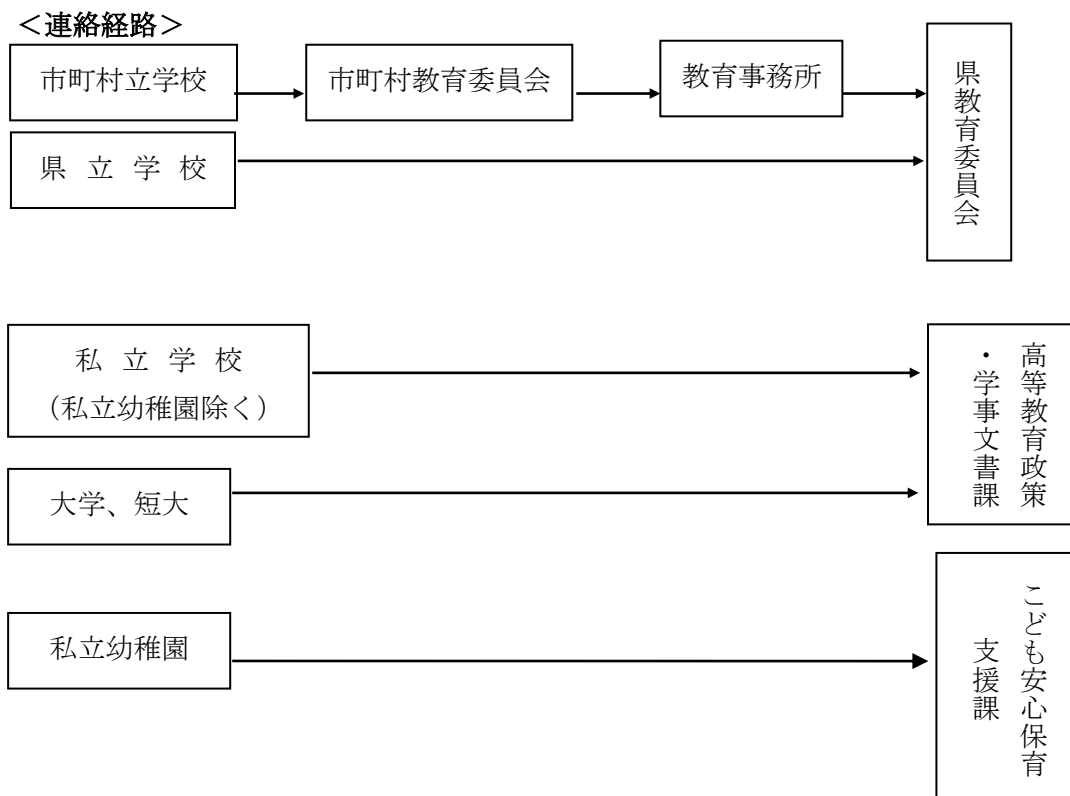
(ハ) 下校及び休校の措置

児童・生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、校長は、帰宅経路等の安全を確認したうえで、児童・生徒等を速やかに下校させる。幼稚園、小学校及び特別支援学校については、できる限り緊急時連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらう。その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童・生徒等を引き渡さず、保護者とともに安全が確保される学校に留まることや、避難行動を促すなどの対応を行う。

また、児童・生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況などを考慮したうえで、状況により休校等の措置をとる。

(2) 被災状況等の報告

校長は、児童・生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、下記の連絡経路で速やかに県に報告する（この報告は、人的・物的被害の有無にかかわらず必ず行う。）



(3) 応急教育の実施

ア 校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講じる。

- (ア) 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施
- (イ) 校区の通学路や交通手段等の確保
- (ウ) 児童・生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導
- (エ) 学校給食の応急措置

災害救助法が適用された市町村で、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。

イ 教育委員会等は被災状況により次の措置を講ずる。

- (ア) 適切な教育施設の確保(現施設の使用が困難なとき)
 - 例 公民館、体育館等
- (イ) 授業料の免除や奨学金制度の活用
- (ウ) 災害発生時における児童・生徒等の転校手続き等の弾力的運用
- (エ) 教職員の確保等

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

- a 複式授業の実施
- b 昼夜二部授業の実施
- c 近隣県及び市町村等に対する人的支援の要請
- d 非常勤講師又は臨時講師の発令
- e 教育委員会事務局職員等の派遣

ウ 災害救助法に基づく措置

市町村長は、学校及び教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

(ア) 学用品給与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む)により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校、高等学校等の生徒(特別支援学校の小学部児童、中学部生徒、高等部の生徒を含む)

(イ) 学用品の品目

教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品(運動靴、体育着等)

(ウ) 学用品給与の時期

災害が発生した日から、原則として、教科書(教材を含む)は1か月以内に、文房具、通学用品及びその他の学用品は15日以内に支給を完了する(ただし、交通又は通信等の途絶によって、学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで必要な期間を延長することができる。)

(エ) 学用品給与の方法

県教育委員会は、市町村教育委員会等を通し、補給を要する教科書の数量等を取りまとめて、文部科学省に報告するとともに、県内の教科書特約供給所に必要な指示を行う。

(4) 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及

び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る。

4 学校支援チームの派遣

震災対策編第3編第16章「学校支援チームの派遣」を準用する。

5 学校以外の文教施設の応急対策

震災対策編第3編第16章「4 学校以外の文教施設の応急対策」を準用する。

※ 震災対策編の「応急危険度判定等により」を除く。

6 文化財の応急対策

震災対策編第3編第16章「5 文化財の応急対策」を準用する。

※ 災害対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

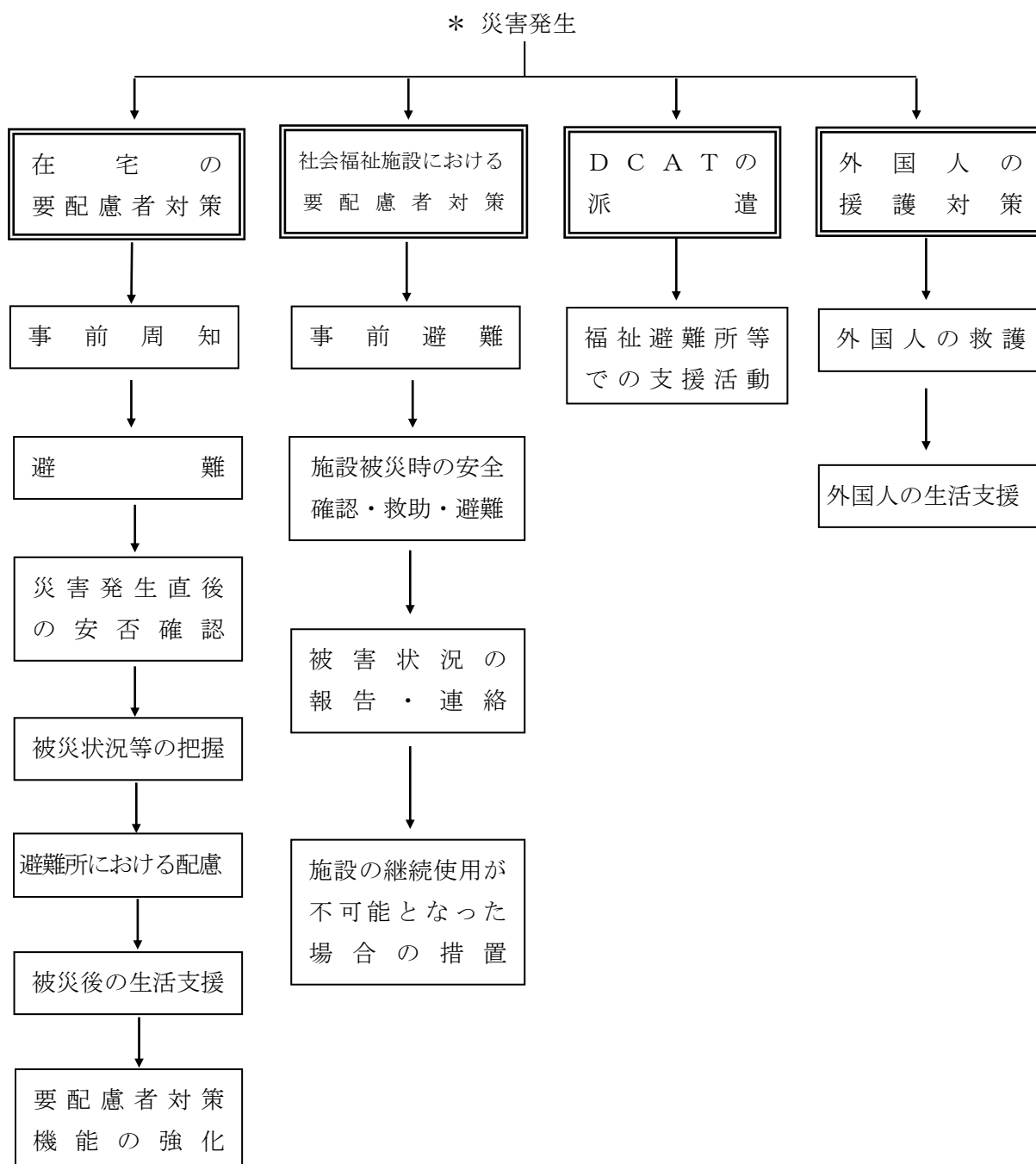
第 16 節 要配慮者の応急対策計画

1 計画の概要

震災対策編第3編第17章「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「風水害等」に読み替える。

2 要配慮者の応急対策計画フロー



3 在宅の要配慮者対策

(1) 風水害等が発生するおそれがある場合の対応

市町村は、風水害等が発生するおそれがあるときは、高齢者等避難を発令し、避難行動要支援者に対し確実に情報を伝達する。

(2) 避難誘導等

市町村は、避難行動要支援者の避難が必要となった場合、避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

また、自治会、近隣住民、自主防災組織等は避難行動要支援者の避難行動に協力するよう努める。

避難の誘導にあたっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

(3) 災害発生直後の安否確認

市町村は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、近隣住民、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の協力を得て、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

市町村は、避難所や要援護対象者の自宅等に、地域包括支援センターの職員や保健師等を派遣し、次の事項を把握する。

- ア 要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況
- イ 家族（介護者）有無及びその被災状況
- ウ 介護の必要性
- エ 施設入所の必要性
- オ 日常生活用具(品)の状況
- カ 常時服用している医薬品等の状況
- キ その他避難生活環境等

(4) 避難所における配慮

市町村は、福祉施設職員等の応援体制など、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、市町村は、必要に応じて福祉避難所を設置し、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を避難させる。

(5) 被災後の生活支援

ア 社会福祉施設等への緊急入所

県及び市町村は、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

また、県内の施設で対応できない場合、県は近隣県に対し、社会福祉施設等への緊急入所について協力を要請する。

イ 相談体制の整備

県及び市町村は、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

ウ サービスの提供

市町村は、県の指導・助言を受け、在宅の要配慮者の被災状況等に応じて、地域包括支援センターの職員や保健師等の派遣、必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、市町村は、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日

常生活の支援に努める。

(6) 要配慮者対策機能の強化

県は、災害の状況により必要と認められる場合、被災地の福祉事務所等へ人的な支援を行い、在宅の要配慮者の状況に応じて迅速かつきめ細かな対応を図る。

4 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 事前避難

ア 施設長は、市町村等から避難指示等が発令された場合又は入(通)所者を避難させる必要があると判断される場合は、直ちに要員を配置して、避難体制を整える。

また、避難の誘導にあたっては、入(通)所者に不安を抱かせないように配慮する。

イ 施設長は、風水害等の状況に応じて、適切な避難場所(屋内、屋外、避難所等)を選択し、避難の誘導を行う。

ウ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 施設被災時の安全確認・救助・避難

ア 施設が被災した場合、施設長は直ちに入(通)所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入(通)所者の不安解消に努める。

イ 入(通)所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関等へ救助を要請する。

ウ 施設の被災により入(通)所者の避難が必要となった場合は、上記(1)に準じ避難を実施する。

(3) 被害状況の報告・連絡

施設長は、入(通)所者及び施設の被災状況を市町村及び県等に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に入(通)所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

(4) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、市町村又は県を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じる。

また、市町村及び県は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

5 DWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣

県は、被災市町村から派遣要請を受けた場合、あらかじめ協力関係団体と締結した協定等に基づき、DWAT（災害派遣福祉チーム）を避難所等に派遣する。

派遣されたチームは、避難所等において、避難者の福祉ニーズの把握、要配慮者のスクリーニング、応急的な介護等の支援を実施する。

6 外国人の援護対策

震災対策編第3編第17章「6 外国人の援護対策」に同じ。

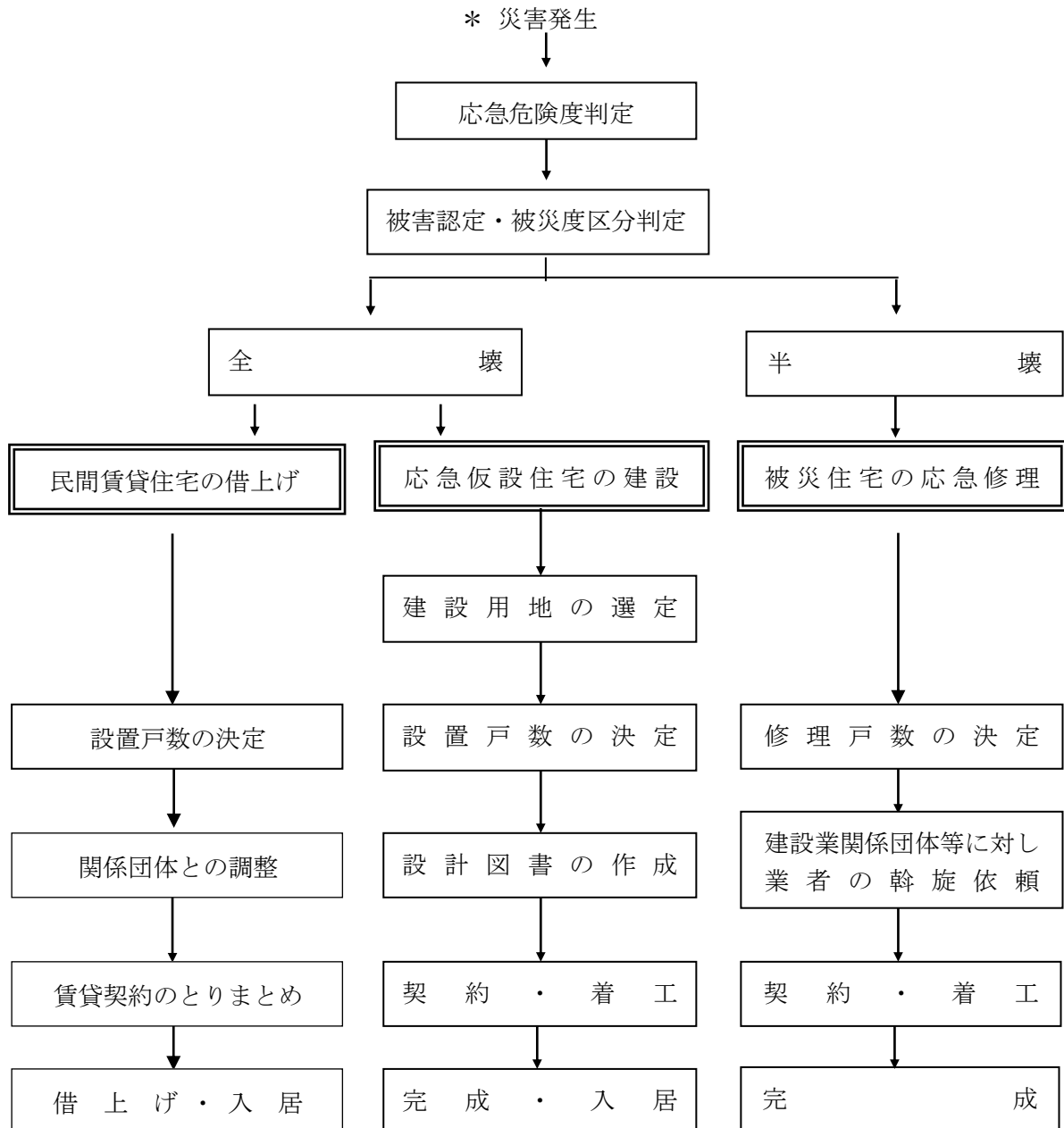
第 17 節 応急住宅対策計画

1 計画の概要

震災対策編第 3 編第 18 章「1 計画の概要」を準用する。

※ 「章」を「節」に読み替える。

2 応急仮設住宅建設・被災住宅応急修理の計画フロー



3 住宅被災状況等の把握

(1) 被災住宅の調査

県は、大規模な災害により住家に被害が生じた場合、被災市町村の協力を得て、次により、応急仮設住宅の建設及び住宅被災の応急処理に必要な調査を実施する。

- ア 被害状況
- イ 避難場所の状況
- ウ 被災市町村の住宅に関する緊急対応状況(予定を含む。)
- エ 当面の応急仮設住宅の必要戸数
- オ 要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数
- カ 被災市町村の住宅に関する県への要望事項
- キ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

(2) 公的住宅等の活用の可否に係る調査

県は、住家が滅失した被災者に対する当面の仮設住宅として、被災地近隣の県営住宅、市町村営住宅及び公的宿泊施設等を使用させることの可否について、関係機関に対して調査を実施する。

(3) 応急仮設住宅の必要戸数・規模等についての見積もり

県は、(1)及び(2)の調査結果等を踏まえて、応急仮設住宅の必要戸数や規模等について見積もりを行う。

(4) 応急仮設住宅の供給能力等についての照会

県は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会、一般社団法人日本ムービングハウス協会、一般社団法人日本モバイル建築協会、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会に対し、応急仮設住宅の供給（建設）能力戸数等について照会する。

4 応急仮設住宅の提供

震災対策編第3編第18章「4 応急仮設住宅の提供」に同じ。

5 被災住宅の応急修理

震災対策編第3編第18章「5 被災住宅の応急修理」に同じ。

6 住宅建設資機材等の確保

震災対策編第3編第18章「6 住宅建設資機材等の確保」に同じ。

7 建物関係障害物の除去

震災対策編第3編第18章「7 建物関係障害物の除去」に同じ。

第 18 節 災害救助法の適用に関する計画

1 計画の概要

震災対策編 第 3 編第 19 章「1 計画の概要」に同じ。

2 災害救助法による救助フロー

震災対策編 第 3 編第 19 章「2 災害救助法による救助フロー」に同じ。

3 災害救助法の適用基準

震災対策編 第 3 編第 19 章「3 災害救助法の適用基準」に同じ。

4 被害状況等の判定基準

震災対策編 第 3 編第 19 章「4 被害状況等の判定基準」に同じ。

5 災害救助法の適用

震災対策編 第 3 編第 19 章「5 災害救助法の適用」に同じ。

6 災害救助法による救助の種類と実施体制

震災対策編 第 3 編第 19 章「6 災害救助法による救助の種類と実施体制」に同じ。

7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

震災対策編 第 3 編第 19 章「7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」に同じ。

(別表)

市町村別災害救助法適用基準被災世帯数早見表

市町村名		人口	適用基準		市町村名		人口	適用基準	
			1号	2号				1号	2号
山 村	山形市	247,590	100	50	置 賜	米沢市	81,252	80	40
	上山市	29,110	50	25		南陽市	30,420	60	30
	天童市	62,140	80	40		高畠町	22,463	50	25
	山辺町	13,725	40	20		川西町	14,558	40	20
	中山町	10,746	40	20		長井市	26,543	50	25
	寒河江市	40,189	60	30		小国町	7,107	40	20
	河北町	17,641	50	25		白鷹町	12,890	40	20
	西川町	4,956	30	15		飯豊町	6,613	40	20
	朝日町	6,366	40	20	庄 内	鶴岡市	122,347	100	50
	大江町	7,646	40	20		酒田市	100,273	100	50
	村山市	22,516	50	25		三川町	7,601	40	20
	東根市	47,682	60	30		庄内町	20,151	50	25
	尾花沢市	14,971	40	20		遊佐町	13,032	40	20
	大石田町	6,577	40	20					
最 上	新庄市	34,432	60	30					
	金山町	5,071	40	20					
	最上町	8,080	40	20					
	舟形町	5,007	40	20					
	真室川町	7,203	40	20					
	大蔵村	3,028	30	15					
	鮭川村	3,902	30	15					
	戸沢村	4,199	30	15					
					計	35	1,068,027		

注1：住家が滅失した世帯の数の算定は、次の方式による(法施行令第1条第2項)。

$$\text{滅失世帯数} = (\text{全壊、全焼、流失}) + (\text{半壊、半焼}) \times 1/2 + (\text{床上浸水等}) \times 1/3$$

注2：人口は、令和2年10月1日現在の国勢調査の結果による。

第 19 節 自発的支援の受入計画

1 計画の概要

震災対策編第 3 編第 20 章「1 計画の概要」を準用する。

※「地震による」を除く。

2 自発的支援の受入計画フロー

震災対策編第 3 編第 20 章「2 自発的支援の受入計画フロー」を準用する。

※「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 災害ボランティア活動支援

震災対策編第 3 編第 20 章「3 災害ボランティア活動支援」を準用する。

※「地震による」を除く。

4 義援物資の受入・配分

震災対策編第 3 編第 20 章「4 義援物資の受入・配分」に同じ。

5 義援金の受入・配分

震災対策編第 3 編第 20 章「5 義援金の受入・配分」に同じ。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化計画

1 計画の概要

震災対策編第4編第1章「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

2 計画の体系

震災対策編第4編第1章「2 計画の体系」に同じ。

3 被災者のための相談

震災対策編第4編第1章「3 被災者のための相談」に同じ。

4 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

震災対策編第4編第1章「4 見舞金等の支給及び生活資金の貸付」に同じ。

5 雇用の確保

震災対策編第4編第1章「5 雇用の確保」に同じ。

6 応急金融対策

震災対策編第4編第1章「6 応急金融対策」に同じ。

7 生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供

震災対策編第4編第1章「7 生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供」に同じ。

8 住宅対策

震災対策編第4編第1章「8 住宅対策」に同じ。

9 租税の特例措置

(1) 県の特例措置

県は、被災した納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）に対し、その状況に応じ、地方税法及び山形県県税条例等の規定に基づき、県税に係る期限の延長、納税の猶予及び減免等適切な措置を講ずる。

ア 期限の延長

災害により、納税者等が期限内に申告、申請、請求、届出その他書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められるときは、次により期限を延長する。

(ア) 県の全部又は一部にわたる災害

災害がやんだ日から2月以内に限り地域及び期日を指定する。

(イ) その他の場合

納税者等の申請により、災害がやんだ日から2月以内に限り期日を指定する。

イ 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税者等が県税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、その者の申請に基づき、さらに、通算して2年を超えない範囲内で延長する。

ウ 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

エ 減免等

(ア) 個人事業税

事業用資産又は住宅若しくは家財について損害を受けた場合、その損害の程度等に応じ一定の要件により減免する。

(イ) 不動産取得税

災害により滅失若しくは損壊した不動産に代わる不動産を災害を受けた日から2年以内に取得した場合又は取得した不動産がその取得直後に災害により損壊した場合、その不動産の取得に係る不動産取得税について、災害を受けた不動産と同一所有者であるときは減免することができる。

(ロ) 自動車税（種別割）

災害により損害を受け、相当の修繕費を要すると認められる自動車に代わる自動車を取得した場合における自動車税（種別割）について、災害を受けた自動車と同一所有者であるときは一定の要件により減免する。

(ハ) 自動車税（環境性能割）

災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わる自動車を災害を受けた日から1年以内に取得した場合における自動車税（環境性能割）について、災害を受けた自動車と同一所有者であるときは一定の要件により減免する。

(ニ) 軽油引取税

特別徴収義務者が、災害により、軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受け取ることができなくなったとき若しくは徴収した軽油引取税額を失った場合、申請により、税額がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは免除する。

(ホ) 産業廃棄物税

特別徴収義務者が、災害により、産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなくなったとき若しくは徴収した産業廃棄物税を失った場合、申請により、税額がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは免除する。

また、申告納付すべき納税者が、被災したと認められた場合、申請により減免することができる。

(2) 国及び市町村の特例措置

国及び市町村は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、災害の状況に応じて、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は税の納付若しくは納入に関する期日の延長、徴収猶予及び減免の措置を講じる。

10 公共料金の特例措置

震災対策編第4編第1章「10 公共料金の特例措置」に同じ。

11 被災者への各種措置の周知

震災対策編第4編第1章「11 被災者への各種措置の周知」に同じ。

第2節 金融支援計画

1 計画の概要

震災対策編第4編第2章「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

2 計画の体系

震災対策編第4編第2章「2 計画の体系」に同じ。

3 農林漁業関係

震災対策編第4編第2章「3 農林漁業関係」に同じ。

4 中小企業関係

震災対策編第4編第2章「4 中小企業関係」に同じ。

第3節 公共施設等災害復旧計画

1 計画の概要

震災対策編第4編第3章「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震により」を除く。

2 計画の体系

震災対策編第4編第3章「2 計画の体系」に同じ。

3 被害状況の調査と県への報告

震災対策編第4編第3章「3 被害状況の調査と県への報告」に同じ。

4 被害状況の県集計と国への報告

震災対策編第4編第3章「4 被害状況の県集計と国への報告」に同じ。

5 激甚災害指定の調査と推進

震災対策編第4編第3章「5 激甚災害指定の調査と推進」に同じ。

6 復旧の基本方向の決定等

震災対策編第4編第3章「6 復旧の基本方向の決定等」に同じ。

7 災害査定

震災対策編第4編第3章「7 災害査定」に同じ。

8 災害復旧関係技術職員等の確保

震災対策編第4編第3章「8 災害復旧関係技術職員等の確保」に同じ。

9 資金計画

震災対策編第4編第3章「9 資金計画」に同じ。

第4節 災害復興計画

1 計画の概要

震災対策編第4編第4章「1 計画の概要」に同じ。

2 災害復興計画フロー

震災対策編第4編第4章「2 災害復興計画フロー」に同じ。

3 復興対策組織体制の整備

震災対策編第4編第4章「3 復興対策組織体制の整備」に同じ。

4 復興基本方針の決定

震災対策編第4編第4章「4 復興基本方針の決定」に同じ。

5 復興計画の策定

震災対策編第4編第4章「5 復興計画の策定」に同じ。

6 復興事業の実施

震災対策編第4編第4章「6 復興事業の実施」に同じ。

7 住民合意の形成

震災対策編第4編第4章「7 住民合意の形成」に同じ。